

# 魯迅の祖父周福清攷 (七)

——その家系、生涯及び人物像について——

松岡俊裕

## 目次

### 第六章 内閣中書時代

#### 第二節 正任中書時代

##### 一 正任中書となる

(一) 内閣中書の実缺を得る

(二) 実缺取得時の内閣に於ける関連官員

##### (以上 前冊)

(三) 正任中書として

#### 二 文郁の郷試受験

郷試受験歴

##### (以下 次冊)

魯迅の祖父周福清攷 (七)

周福清の文郁宛て書簡

三 三孫周建人の誕生

四 光緒十五年の紹興大水害

五 光緒十六年の順天府大水害

六 二人の珠姑（外孫娘）の誕生

七 母親戴氏の死による帰郷

(一) 戴氏の死から帰郷まで

(二) 帰郷後の周福清と家内の動静

八 交遊状況

(一) 『王継香日記』中の周福清

(二) 周福清の王廷訓宛て書簡（四通）

(三) 李慈銘『越縵堂日記』中の周福清

## 第六章 内閣中書時代

### 第二節 正任中書時代

(三) 正任中書として

以下に、主として前掲秦國経「内閣中書周福清」に基づいて、正任中書時代の周福清の勤務に関する事柄と公的収入について見てみる。

**勤務状況** 周福清は漢票簽処の四つの直房(当直房)の内の第二直房に属していた。毎日、早班、中班、夜班の三班に分けられ、早班は辰の刻に中班は巳の刻に夜班は午の刻にそれぞれ出勤する。周福清が携わった職務は、多く中国文の票簽の起案と校正であった。正任内閣中書時代の周福清に関する人事記録(档案)が北京の中国第一歴史档案館(明清档案館)に現存しており、以下に紹介する。

**兼務** 周福清は同じ内閣の誥勅房と中書科の事務を兼務している。いずれも該博な学識を有し、熟達した文章と正しい文字を書ける者だけがその任に当たれたという。

**誥勅房** 光緒十四年十月二十二日付『内閣官員堂諭档』による(周福清等をして「等しく誥勅房の事務を管理せしめる」<sup>(200)</sup>)。兼務終了時期は不明。同房は漢本堂(中国文の通本を満州文に翻訳して漢本堂に送り、満本堂が校閲して返送するのを待つて票簽処に送ること及び満州文の中国文への翻訳を司る)が兼管し、誥命や勅命の校閲授与等を司る。

**中書科** 光緒十六年九月十一日付『内閣官員堂諭档』によれば、周福清は誥勅房の事務に加えて中書科の事務をも兼務している(中書周福清等をして「等しく中書科及び誥勅房の事務を兼務せしめる」<sup>(201)</sup>)。兼務終了時期は不明。同科の職務は誥命と勅命の作成。

**派遣** 周福清はまた、一定期間、内閣の会典館や軍機処の方略館に派遣されて、『清会典』(清代の典章制度集)

や『方略』の編纂、校正作業に従事した。

会典館 図上校対官 繪図処所屬。派遣開始時期は不明。周福清が関わった『光緒会典』は周福清の額外中書時代の光緒十二年に編纂を開始し、光緒二十五年に完成した。その内訳は『会典』百巻、『同図』二百七十巻、『同事例』千二百二十巻。

図上協修官 光緒十七年六月十七日、周福清は繪図処図上校対官より同協修官に昇格している（『内閣

奉

總裁諭圖上協修官秦樹聲王彦威著充補

纂修官所遺協修官二缺以校對官周福清

陳壽圖充補遞遺校對官二缺著騰錄官崇

源司秉鈞充補奉此

光緒十七年六月

在

日

写真 20

官員堂諭档』所収の同日付堂諭による。

写真20参照)。以下に同堂諭を訳出する。

図上協修官秦樹聲<sup>(202)</sup> 王彦威<sup>(203)</sup>を纂修官に充補せしめ、残った協修官の二缺は校対官周福清、陳壽<sup>(204)</sup>を充補せしめ、替わって残った校対官の二缺は騰錄官崇源<sup>(205)</sup> 司秉鈞<sup>(206)</sup>を充補せしめよとの

總裁の御命令を賜り、拝承致しました。

光緒十七年六月十七日<sup>(207)</sup>

当時の正總裁は武英殿大学士、軍機大

君 移 付  
 出 移 付  
 若 他 十 七 年 八 月  
 内 閣 漢 文 書 移 會 之 准 書 典 據 之 稱 皇 氏 奉 儀 圖 上 核 對 下  
 内 閣 中 書 周 福 清 取 付 圖 上 協 修 之 以 達 圖 上 核 對 自 一 秋 查  
 在 該 書 典 之 數 少 協 功 課 白 府 補 送 号 圖 重 會 魚 混 錯 圖  
 書 内 閣 核 對 之 欠 仙 字 書 補 查 空 缺 缺 分 核 對 圖 福 清 取 付  
 協 修 圖 上 核 對 性 探 補 考 一 頁 自 一 頁 欠 元 補 性  
 中 書 補 以 中 書 劉 家 蔭 補 圖 上 核 對 取 付 欠 仙 字 書 移 到 取 付  
 貴 州 後 補 之 欠 相 互 移 會  
 貴 州 尚 書 兩 任 臣 國 福 清 亦 對 協 修 亦 內 閣 缺 缺 缺 移 未 決  
 員 誰 補 亦 是 秋 查 補 之 由  
 貴 州 自 一 頁 補 送 号 七 頁 五 移 會 書  
 君 移 會  
 會 典 冊  
 光 緒 十 年 八 月

写真 21

臣の額勒和布、東閣大學士の恩承、<sup>(207)</sup>  
 体仁閣大學士、軍機大臣の張之万、<sup>(208)</sup>  
 協辦大學士の徐桐。<sup>(209)</sup>  
 但し後に引く光緒十七年八月某  
 日付「漢票簽処の会典館宛て移文」  
 によれば周福清が就任した図上協  
 修官の缺は内閣の手持ち分ではな  
 かった。  
 とところで周福清の後任校対官は  
 いずれも内閣出身者でなかったた  
 め、同年八月に漢票簽処は会典館  
 宛てに中書劉家蔭<sup>(210)</sup>が後任となるこ  
 とが中堂<sup>(211)</sup>(内閣大學士)によって  
 認められたことを伝えた。この時  
 の通知文(「漢票簽処の会典館宛  
 て移文」。「漢票簽行移档」所収。  
 写真21)が残っており、以下に訳

出する。

内閣漢票簽処、移文送付の件。会典館より申し越してきた、本館図上校対官内閣中書周福清が現在図上協修官に昇任したことにより残った図上校対官の缺につき、調査の結果在館官員を分割してしばしば業務成績調査を実施してきたことが判明したため、補送するには及ばないとの趣。調査の結果、会典館繪図処の内閣校対官二名は会典館が缺を査定すべきところ、只今校対官周福清が協修官に昇任し図上校対官が顧芳<sup>(213)</sup>一名だけとなったことが判明しましたため、「内閣が」自ら補充官を派遣すべく、中堂が中書劉家蔭を派遣して図上校対官に補任せしめよとの御訓令を下されました。該官は会典館に赴任後丁憂となり喪が明けた後補充官として再起用すべき者となっております。以上を貴館に御通知申し上げますので、前例通りに御処理下さって構いません。周福清が昇任した協修官は内閣の缺ではないため、将来該官が会典館を離れた時に残った缺に在補させる人員については、再び貴館が自ら斟酌されて御処理下さって構いません。右御通知まで。

右の通り移文を

会典館に送付する。

光緒十八年八月□日<sup>(214)</sup>

「光緒十八年」は、内容と前後の移文の日付から明らかに光緒十七年の誤りである。

周福清は丁憂による解任時まで該職を務める。

方略館

校対官 方略館は隆宗門外にあり、文移処、謄録処、纂修処、校対処等に分かれている。このうち校対

処の校対官（定員なし。総対官、校対官、復対官、詳対官からなる）は軍機大臣が内閣中書から任用することになっており、『内閣行諭档』によれば、周福清は光緒十五年二月に方略館に派遣されて校対官を勤め校勘作業に当たっている。当時方略館では『欽定平定陝甘新疆回匪方略三百二十卷・雲南回匪方略五十卷・貴州苗匪紀略四十卷』（光緒二十二年刊）を編纂中であつた。

派遣当時の総裁は軍機大臣、武英殿大学士の額勒和布<sup>214</sup>。

周福清は丁憂による解任時まで該職を務める。

試差試験の受験 順天府郷試及び会試では、進士出身の内閣中書（正任）の中からも同考官を選任できることになっており、『内閣官員行諭档』によれば、周福清は光緒十四年戊子科順天府郷試、光緒十五年己丑恩科順天府郷試、光緒十六年庚寅恩科会試、光緒十七年辛卯科順天府郷試、光緒十八年壬辰科会試の試差採用試験を受けている。受験資格は厳しく、受験者は試験の度に履歴を提出し、所属部門も礼部に文書を送って受験者の身分、過失がないこと、現職高官（一、二品）の子弟であるか否か等を証明することになっていた。ちなみに順天府郷試及び会試の同考官の定員は十八名であり、前者は進士出身の翰林院侍講学士、翰林院侍読、詹事府左右春坊庶子以下、科道、部属、内閣中書、大理寺評事、国子監博士以上から、後者は進士出身の詹事府少詹、翰林院侍読学士以下、科道、部属等以上から、それぞれ吏部による履歴等の確認と礼部による選抜を経て勅命によって選任される。内閣中書が選出される可能性は差程大きくなく、周福清は一度も順天府郷試及び会試の同考官の経験がない。なお、以下に引用する檔案は全て中国第一歴史档案館から提供されたものである。

光緒十四年戊子科順天府郷試<sup>215</sup> 通常会試順天府郷試とも各衙門から受験者名簿が吏部と礼部に送られるのは当該

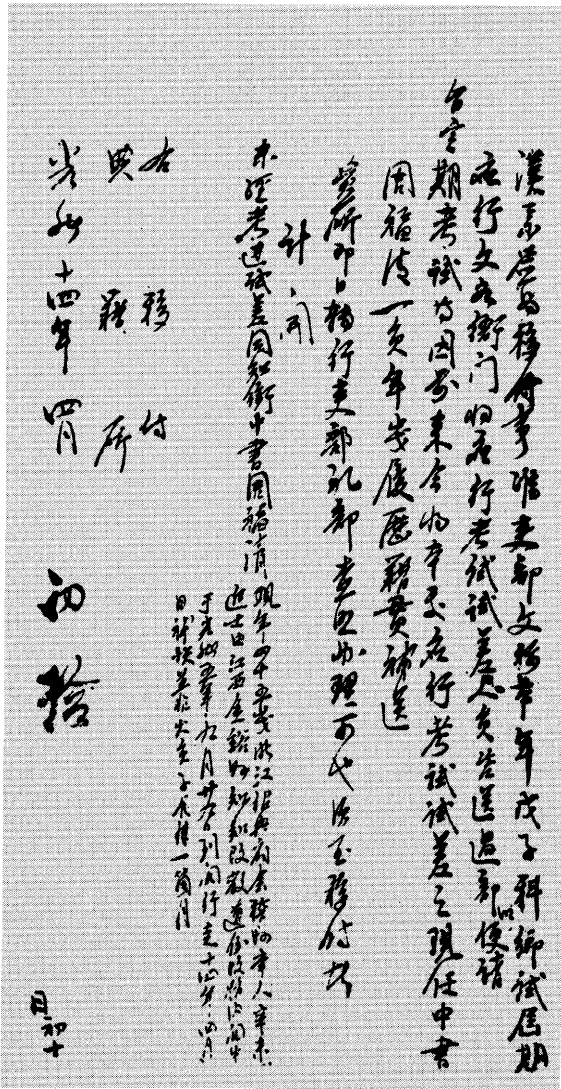
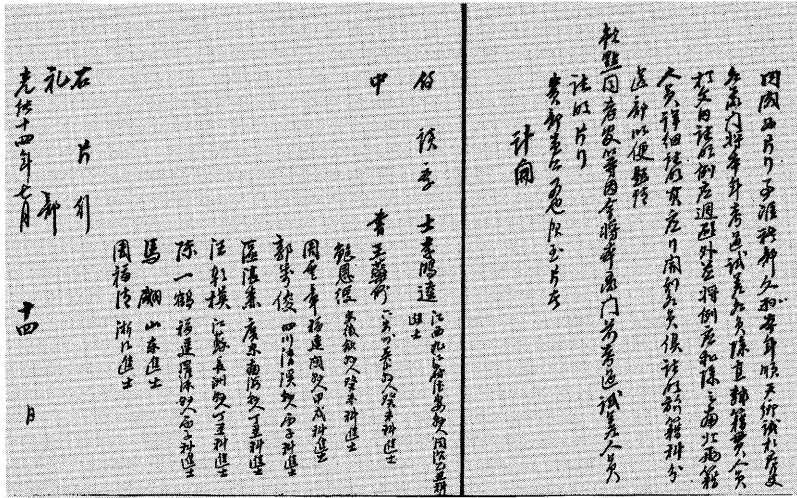


写真 22

年の二月のことであるが、周福清は四月に正任の内閣中書となったため、急速有資格者としてその名簿が補充送付されることになった。周作人の名簿の吏部への転送を依頼する漢票簽処の典籍庁宛て通知文（同年四月十日付「漢票簽処の典籍庁宛て移文」。『漢票簽行移档』所収）が現存しており、以下に訳出する（写真22参照）。

漢票簽処、移文送付の件。吏部より申し越してきた、本年の戊子科郷試実施の時期に当たり、各衙門に





魯迅の祖父周福清致 (七)

写真 23

通知文を送付するので、時期を定めて試験を実施せよとの

御命令を要請するために、「各衙門は」試差試験を受けさせるべき各員の名簿を受領して咨文を部「吏部」に送付されたいとの趣。只今本処の現任中書周福清一名の年齢、履歴、本籍を記して貴庁にお送りしますので、この通り御処理頂くべく即日吏部と礼部に転送下さって構いません。

試差試験未受験の周福清 年齢四十五歳<sup>(216)</sup>。浙江省紹興府会稽県举人。辛未科進士「殿試三甲第十五名」。江西省金谿県「撫州府」知県より教職に改められる。条例に従って上級職の内閣中書を捐納し、光緒五年九月二十九日見習いのため閣閣。光緒十四年四月七日実

缺を得る。高官の子弟に非ず。俸禄を食むこと一ヶ月。

右の通り移文を

典籍庁に送付する。

光緒十四年四月十日 ㊟

その後、同年七月に内閣から礼部宛てに本科同考官採用試験を受験した内閣の人員名簿（直隸籍者等を除く）が送られた。内閣の吏部宛て通知文（同年七月十四日付「内閣の礼部宛て付箋」。『内閣行移档』所収）が現存しており、以下に訳出する（写真23参照）。

内閣、付箋送付の件。礼部から申し越してきた、本年の順天府郷試につき、各衙門に通知文を送付するので、「各衙門は」本年の試差試験受験者各員のうち、直隸「省」籍者を文内に規定により回避すべき旨を明記して迴避する外、規定により省くべき南北両籍者「漢族を言う」について詳細に明記し、「これら以外の」列記すべき各員について、

勅命により同考官を任命されるよう題本を以て要請するために、

全員の旗籍であるか否か及び科擧の及第年次を明記して部「礼部」に送付されたいとの趣。只今、先に試差試験を受験した本衙門の人員について明記した付箋を

貴部にお送りしますので、御承知おき下さい。右御通知まで。

即ち次の如し。

侍 読 学 士李鵬達<sup>(註)</sup> 江西省九江府德安県の人。同治四年乙丑科進士「殿試第二甲第四十名」。

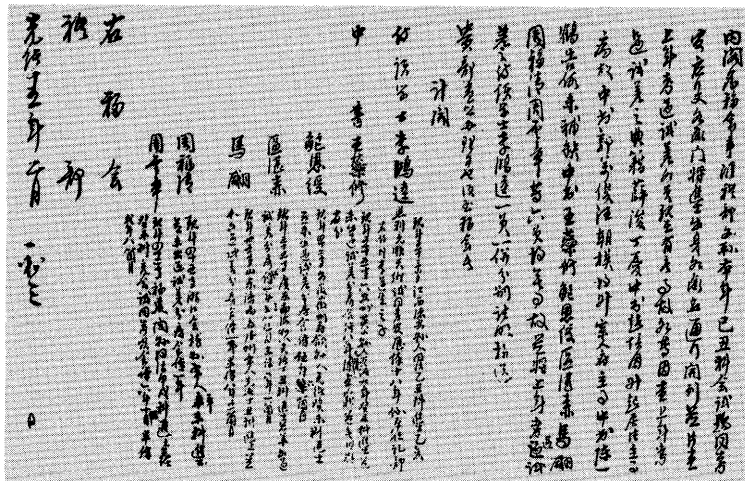


写真 24 A

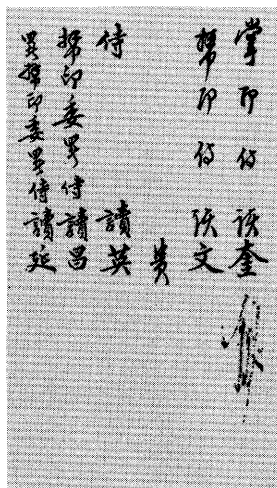


写真 24 B

魯迅の祖父周福清致(七)

中

書士蕊修<sup>(218)</sup>

六安「直隸」州英山県「安徽  
省廬州府」の人。光緒九年癸未  
科進士「殿試第三甲第一百六十六  
名」。

鮑恩綬<sup>(219)</sup>

安徽省歙県「徽州府」の人。光  
緒九年癸未科進士「殿試第二甲  
第六十三名」。

周雲章<sup>(220)</sup>

福建省閩県「福州府」の人。同  
治十三年甲戌科進士「殿試第三

甲第八十六名

郭万俊<sup>(221)</sup> 四川省清溪県〔雅州府〕の人。光緒二年丙子恩科進士〔殿試第三甲第三十八名〕

区湛森 広東省南海県〔広州府〕の人。光緒三年丁丑科進士〔殿試第三甲第七十六名〕。

汪朝模<sup>(222)</sup> 江蘇省長洲県〔蘇州府〕の人。光緒三年丁丑科進士〔殿試第三甲第三十五名〕。

陳一鶴 福建省羅源県〔福州府〕の人。光緒二年丙子恩科進士〔殿試第二甲第一百五十二名〕。

馬 翹 山東省進士。

周福清 浙江省進士。

右の通り付箋を

礼部に送付する。

光緒十四年七月十四日<sup>(205)</sup>

光緒十五年己丑科会試<sup>(223)</sup> 受験有資格者たる進士出身者名簿を送付する内閣の礼部宛て通知文（同年二月三日付

「内閣の礼部宛て移文」。『内閣行論档』所収。写真24 A、B参照）が現存しており、以下に訳出する。

内閣、移文送付の件。礼部より申し越してきた、本年の己未科会試にて同考官候補者の名簿を上奏するに際し、各衙門に通知文を送付するので、「各衙門は」各衙門に名を連ねる進士出身者を遍く列記した付箋を呈し、並びに昨年の試差試験の受験者各員の現時点に於ける事故の有無を調査されたいとの趣。調査によれば、昨年試差試験を受けた典籍の薛浚<sup>(224)</sup>は丁憂となり、中書の趙培因<sup>(225)</sup>は起居注主事〔翰林院〕に昇格して病卒し、中書の郭万俊と汪朝模は均しく宗人府主事に昇格し、中書の陳一鶴は休暇を取り未だ実缺を得てお

らず、中書の王蕊修、鮑恩綬、区堪森、馬翹、周福清、周雲章等六名は均しく事故がないことが判明しましたため、昨年試差試験を受けた侍読学士李鵬達一名分を併わせてそれぞれ明細を注記して貴部にお送りしますので、この通り御処理下さって構いません。右御通知まで。

即ち次の如し。

侍読学士 李鵬達 年 齡 五十三歳。江西省德安府「九江府」の人。同治四年乙丑科進士「殿試第二甲第四十名」。光緒元年乙亥恩科順天府鄉試同考官「正考官は吏部尚書毛昶熙、副考官は吏部右侍郎崇綺、吏部右侍郎殷兆鏞、礼部右侍郎徐桐」。俸禄を食むこと併わせて十八年。元礼部右侍郎李道生<sup>(28)</sup>の子。

中 書 王蕊修 年 齡 四十五歳。六安「直隸」州英山県「安徽省廬州府」の人。光緒九年癸未科進士「殿試第三甲第六十六名」。同考官の経験なし。俸禄を食むこと八年十一ヶ月。本籍「直隸州」に属しているため、省の回避はなし。

鮑恩綬 年 齡 四十二歳。安徽省徽州府歙県の人。光緒九年癸未科進士「殿試第二甲第六十三名」。同考官の経験なし。俸禄を食むこと五年六ヶ月。

区堪森 年 齡 三十五歳。広東省南海県「広州府」の人。光緒三年丁丑科進士「殿試第三甲第七十六名」。同考官の経験なし。俸禄を食むこと一年三ヶ月。俸禄の半分を食むこと六年一ヶ月。

馬 翹 年 齡 三十五歳。山東省濟南府德州举人。光緒三年丁丑科進士「殿試第三甲第六十二名」。

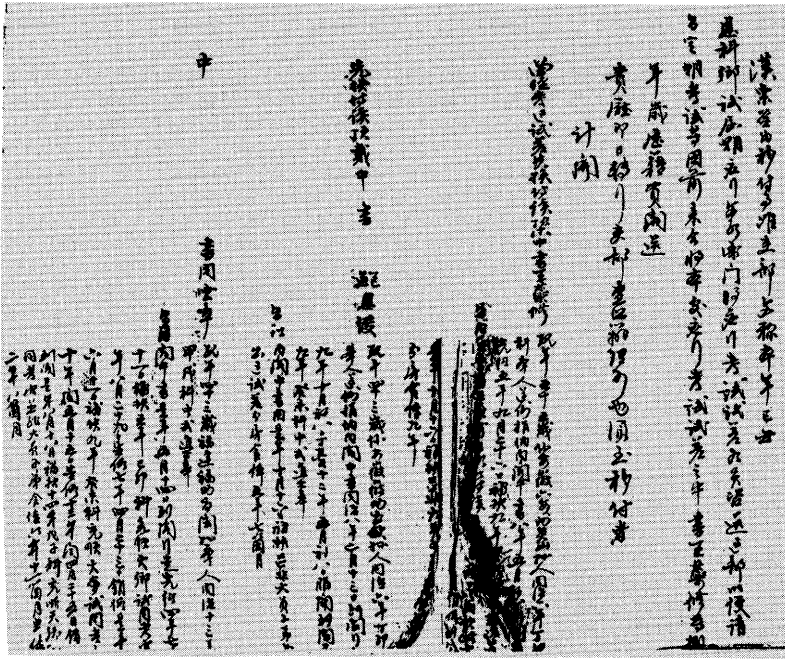


写真 25 A

同考官の経験なし。俸禄を食むこと一年。俸禄の半分を食むこと八年五ヶ月。

周福清

年齡四十五歲<sup>(27)</sup>。浙江省会稽県

〔紹興府〕の人。同治十年辛未

科進士〔殿試第三甲第十五名〕。

同考官の経験なし。俸禄を食む

こと一年。

周雲章

年齡四十二歲。福建省閩県〔福

州府〕の人。同治十三年甲戌科

進士〔殿試第三甲第八十六名〕。

光緒癸未〔九年〕科会試同考官。

俸禄を食むこと六年十ヶ月。俸

禄の半分を食むこと二年八ヶ月。

右の通り移文を

礼部に送付する。

光緒十五年二月三日

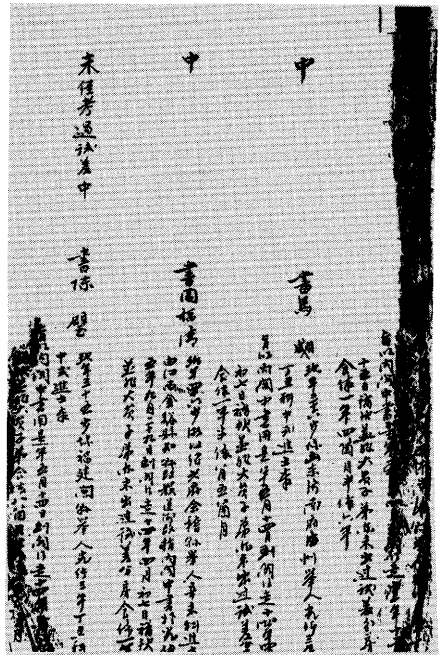


写真 25 B

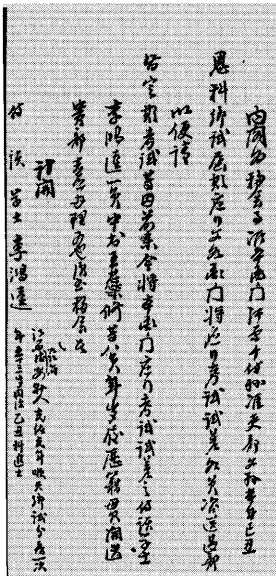


写真 26 A

掌印侍 読 奎  
 幫印侍 読 文

侍 読 英 貴

幫印委署侍 読 昌

署幫印委署侍読 延 <sup>(206)</sup>

文末に列記されている人名は担当侍読。<sup>(208)</sup>

光緒十五年己丑恩科順天府鄉試<sup>(209)</sup> 受験者名

簿を送付する、漢票簽処の典籍庁宛て通

知文(同年二月二十〇日付「漢票簽処の

典籍庁宛て通知文」。『漢票簽行移档』所

収。一部分。写真25 A、B 参照) と内閣

の礼部宛て通知文(同年二月二十四日付

「内閣の吏部宛て移文」。『内閣行論档』所

収。写真26 A、B、C 参照) が現存して

おり、以下に訳出する。

漢票処、移文送付の件。吏部よ





り申し越してきた、本年の己丑

恩科郷試の実施時期に際し、各衙門に通知文を送付するので、時期を定めて試験を実施せよとの

御命令を要請するために、「各衙門は」試差試験を受けさせるべき各員の名簿を受領して咨文を部「吏部」に送付されたいとの趣。只今本処の試差試験を受けさせるべき中書王蕊修等八名の年齢、履歴、本籍を受領し、

貴庁にお送りしますので、この通り御処理頂くべく即日吏部に御転送下さって構いません。右御通知ま  
す。

即ち次の如し。

試差試験未受験四品銜侍読王蕊修 年齢四十四歳。安徽省六安州英山県「廬州府」举人。条例によって

内閣中書を捐納し、同治八年五月八日見習いのため到閣。光緒五年

九月二十六日実缺を得る。光緒九年癸未科進士及第「殿試第三甲第

百六十六名」、内閣中書王蕊修をして侍読遇缺奏補とせしめるとの

旨、これを遵守せよとの

御命令を賜る。高官の子弟でなく、同考官の経験もなし。俸禄を食むこと十一年一ヶ月。

先換侍読頂戴中

書鮑恩綬

年齢四十三歳。安徽省徽州府歙県の人。条例によって内閣中書を捐

納し、同治八年二月十三日見習いのため到閣。同治九年十月八日丁

憂。同治十二年五月八日喪が明ける。光緒九年癸未科及第進士〔殿試第二甲第六十三名〕、内閣中書を以て用いるとの

御命令を賜る。この年の十月十六日実缺を得る。高官の子弟でなく、同考官の経験もなし。俸禄を食むこと五年七ヶ月。

中

書周雲章

年齢四十三歳。福建省福州府閩県の人。同治十三年甲戌科及第進士〔殿試第三甲第八十六名〕、以て内閣中書に用いるとの

御命令を賜る。この年の五月十四日見習いのため到閣。光緒四年七月十

一日実缺を得る。光緒五年己卯科順天府郷試同考官〔正考官は礼部尚書徐桐、副考官は吏部右侍郎史和、礼部右侍郎殷兆鏞、刑部右侍郎錢宝廉〕。光緒六年八月二十九日休暇をとる。光緒七年四月二十三日休暇が明ける。この年の六月十一日実缺を得る。光緒九年癸未科順天会試同考官。光緒十年閏五月十三日休暇をとる。光緒十三年閏四月二十五日休暇が明けて到閣。この年の八月十八日実缺を得る。光緒十四年戊子科順天府郷試同考官。高官の子弟に非ず。俸禄を食むこと六年十一ヶ月。俸禄の半分を食むこと二年八ヶ月。

中

書馬 翹

年齢三十六歳。山東省濟南府德州舉人。光緒三年丁丑科及第進士〔殿試第三甲第六十二名〕、内閣中書に用いるとの



典籍庁に送付する。

光緒十五年二月二十〇日<sup>(207)</sup>

内閣、移文送付の件。本衙門漢票簽処が付箋を以て、吏部が申し越してきた、

本年の己丑

恩科郷試の実施時期に際し、各衙門に通知文を送付するので、時期を定めて試験を実施せよとの

御命令を要請するために、「各衙門は」試差試験を受けさせるべき各員の名簿を受領して咨文を部「吏部」

に送付されたいとの趣を申し越してきました。只今本衙門の試差試験を受けさせるべき侍読学士李鵬達、

中書王蕊修等八名の年齢、履歴、本籍を受領し、

貴部にお送りしますので、この通り御処理下さって構いません。右御通知まで。

即ち次の如し。

侍 読 学 士李鵬達 江西省德安県「九江府」の人。光緒元年乙亥恩科順天府郷試同考官。

年齢五十三歳。同治四年乙丑科進士「殿試第二甲第四十名」。元礼

部右侍郎李道生の子。

試差試験未受験四品銜侍読王蕊修 年齢四十四歳。安徽省六安州英山県「廬州府」举人。条例によって

内閣中書を捐納し、同治八年五月八日見習いのため内閣。光緒五年

九月二十六日実缺を得る。光緒九年癸未科進士及第「殿試第三甲第

百六十六名」、内閣中書王蕊修をして侍読遇缺奏補とせしめるとの旨、これを遵守せよとの

御命令を賜る。高官の子弟でなく、同考官の経験もなし。俸禄を食むこと十一年一ヶ月。

先換侍読頂戴中

書鮑恩綬

年齡四十三歳。安徽省徽州府歙県の人。条例によつて内閣中書を捐納し、同治八年二月十三日見習いのため到閣。同治九年十月八日丁憂。同治十二年五月八日喪が明ける。光緒九年癸未科及第進士〔殿試第二甲第六十三名〕、内閣中書を以て用いるとの

御命令を賜る。この年の十月十六日実缺を得る。高官の子弟でなく、同考官の経験もなし。俸禄を食むこと五年七ヶ月。

中

書周雲章

年齡四十三歳。福建省福州府閩県の人。同治十三年甲戌科及第進士〔殿試第三甲第八十八名〕、以て内閣中書に用いるとの

御命令を賜る。この年の五月十四日見習いのため到閣。光緒四年七月十日実缺を得る。光緒五年己卯科順天府郷試同考官。光緒六年八月二十九日休暇をとる。光緒七年四月二十三日休暇が明ける。この年の六月十一日実缺を得る。光緒九年癸未科順天會試同考官。光緒十年閏五月十三日休暇をとる。光緒十三年閏四月二十五日休暇が明ける

て到闈。この年の八月十八日実缺を得る。光緒十四年戊子科順天府郷試同考官。高官の子弟に非ず。俸禄を食むこと六年十一ヶ月。俸禄の半分を食むこと二年八ヶ月。

中

書馬 翹

年齡三十六歳。山東省濟南府德州舉人。光緒三年丁丑科及第進士  
〔殿試第三甲第六十二名〕、内閣中書に用いるとの

御命令を賜る。この年の五月十四日見習いのため到闈。光緒十四年四月

七日実缺を得る〔周福清の実缺取得と同時〕。高官の子弟でなく、同考官の経験もなし。俸禄を食むこと一年。俸禄の半分を食むこと八年五ヶ月。

中

書周福清

年齡四十六歳。浙江省紹興府会稽県舉人。辛未科進士〔殿試第三甲第十五名〕。江西省金谿県〔撫州府〕知県より教職に改められる。

条例に従って上級職の内閣中書を捐納し、光緒五年九月二十九日見習いのため到闈。光緒十四年四月七日実缺を得る。高官の子弟に非ず。俸禄を食むこと一ヶ月。

試差試験未受験の中

書陳 璧

年齡三十五歳。福建省閩県〔福州府〕の人。光緒三年丁丑科及第進士〔殿試第三甲第四百四名〕、内閣中書を以て用いるとの

御命令を賜る。この年の五月十四日見習いのため到闈。光緒十四年六月

十九日実缺を得る。高官の子弟に非ず。俸禄を食むこと八ヶ月。俸禄の半分を食むこと八年六ヶ月。

中

書李 威 年齡三十三歳。直隸省灤州「永平府」举人。光緒六年庚辰科及第進

士「殿試第二甲第二百二十四名」、内閣中書を以て用いるとの

御命令を賜る。この年の五月十四日見習いのため内閣。光緒十四年十一月二十三日実缺を得る。高官の子弟に非ず。俸禄を食むこと三ヶ月。俸禄の半分を食むこと八年九ヶ月。

右の通り移文を

吏部に送付する。

光緒十五年二月二十四日

掌 印 侍 読 奎 (208)

光緒十六年庚寅恩科会試<sup>(232)</sup>「漢票簽処の典籍庁宛て移文」(『内閣行移档』所収)は次のように記す。

周福清 現年四十七歳。<sup>(233)</sup>  
(209)

光緒十七年辛卯科順天府郷試<sup>(234)</sup> 受験者名簿の吏部への転送を依頼する漢票簽処の典籍庁宛て通知文(同年二月十六日付「漢票簽処の典籍庁宛て移文」。『内閣行移档』所収)が現存しており、以下に訳出する(写真27A、B参照)。

漢票簽処、移文送付の件。吏部より申し越してきた、本年の辛卯科郷試に於て同考官候補者の名簿を上

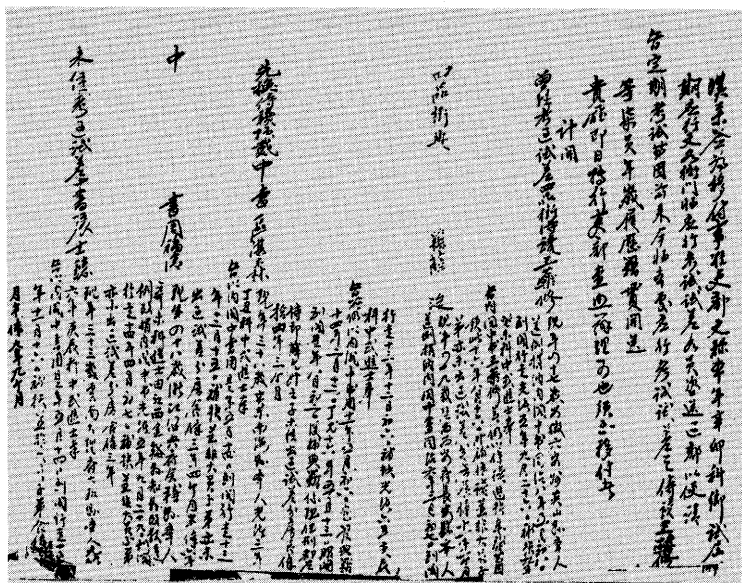


写真 27 A

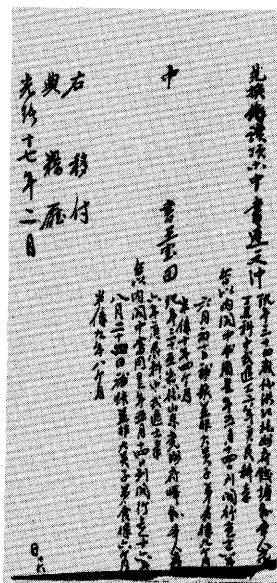


写真 27 B

奏するに際し、各衙門に通知文を送付するの  
 で、時期を定めて試験を実施せよとの  
 御命令を要請するために、「各衙門は」試差試験  
 を受けさせるべき各員の名簿を受領して咨文  
 を部「吏部」に送付されたいとの趣。只今本  
 処の試差試験を受けるべき侍読王蕊修等七名  
 の年齢、履歴、本籍を記して  
 貴庁にお送りしますので、この通り処理頂く  
 べく、即日吏部に御転送下さって構いません。  
 右御通知まで。



即ち次の如し。

試差試験未受験四品銜侍読王蕊修

年齢四十七歳。安徽省六安州英山県「廬州府」举人。条例によって内閣中書を捐納し、同治八年五月八日見習いのため到閣。光緒五年九月二十六日実缺を得る。光緒九年癸未科進士及第「殿試第三甲第百六十六名」、内閣中書王蕊修をして侍読遇缺奏補とせしめるとの旨、これを遵守せよとの

御命令を賜る。高官の子弟でなく、同考官の経験もなし。俸禄を食むこと十一年一ヶ月。

四品銜典

籍薛

浚

年齢四十九歳。陝西省西安府長安県举人。条例によって内閣中書を捐納し、同治六年三月七日見習いのため到閣。同治十三年十二月六日実缺を得る。光緒六年庚辰科進士及第「殿試第二甲第八十七名」、内閣中書に用いせしめるとの

御命令を賜る。光緒十一年五月六日題管典籍。光緒十四年二月十二日丁憂。光緒十六年五月十三日喪が明けて到閣。この年の八月二日典籍に復職。現任の刑部左侍郎薛允升の子。同考官の経験なし。俸禄を食むこと十四年三ヶ月。

先換侍読頂戴中

書区堪森

年齢三十八歳。広東省南海県「広州府」举人。光緒三年丁丑科進士

及第〔殿試三甲第七十六名〕、内閣中書として用いるとの

御命令を賜り、この年の五月十四日見習いのため到閣。光緒十三年十二月十五日実缺を得る。俸禄を食むこと三年四ヶ月。俸禄の半分を食むこと六年。

中

書周福清

年<sup>(35)</sup>齡四十八歳。浙江省紹興府会稽県举人。辛未科進士〔殿試三甲第十五名〕。江西省金谿県〔撫州府〕知県より教職に改められる。条例に従って上級職の内閣中書を捐納し、光緒五年九月二十九日見習いのため到閣。光緒十四年四月七日実缺を得る。高官の子弟でなく、同考官の経験もなし。俸禄を食むこと三年。

試差試験未受験の中

書張士鐸

年齡三十三歳。雲南省大理府太和県举人。光緒六年庚辰科進士及第〔殿試三甲第四十一名〕、内閣中書として用いるとの

御命令を賜り、この年の五月十四日見習いのため到閣。光緒十五年十一月十六日実缺を得る。高官の子弟に非ず。俸禄を食むこと二年四ヶ月。俸禄の半分を食むこと九年九ヶ月。

先換侍読頂戴中

書連文冲

年齡三十四歳。浙江省杭州府錢塘県举人。光緒三年丁丑科進士及第〔光緒三年丁丑科は光緒六年庚辰科の誤り。殿試三甲第八十四名〕。光緒六年庚辰科にて内閣中書に用いるとの

御命令を賜り、この年の五月十四日見習いのため内閣。光緒十六年六月十日実缺を得る。高官の子弟に非ず。俸禄を食むこと九ヶ月。俸禄の半分を食むこと十年四ヶ月。

中

書主宝田 年齢三十五歳。山東省兗州府嶧県舉人。光緒六年庚辰科進士及第  
〔殿試第三甲第一百名〕、内閣中書に用いるとの

御命令を賜り、この年の五月十四日見習いのため内閣。光緒十六年八月二十四日実缺を得る。高官の子弟に非ず。俸禄を食むこと六ヶ月。俸禄の半分を食むこと九年八ヶ月。

右の通り移文を

典籍庁に送付する。

光緒十七年二月十六日<sup>(210)</sup>

光緒十八年壬辰科会試<sup>(209)</sup> 受験者名簿の礼部への転送を依頼する漢票簽処の典籍庁宛て通知文(同年二月二日付「漢票簽処の典籍庁宛て移文」)。「内閣行移档」所収。写真28A、B参照)と受験者全員に事故のないことが判明した旨を伝える内閣の礼部宛て通知文(同年二月十日付「内閣の礼部宛て移文」)。「内閣行移档」所収。写真29A、B参照)が現存しており、以下に訳出する。

漢票簽処、移文送付の件。礼部より申し越してきた、壬辰科会試にて同考官候補者名簿を上奏するに際し、各衙門に通知文を送付するので、「各衙門は」部「礼部」が確たる根据に基づいて処理できるよう、昨年

魯迅の祖父周福清放(出)

漢東亞博物館准漢刊公報去秋奉試該國名貴有力矣  
 概門以上年考試後乃現其在子故重以辨漢之利也應  
 理其國所未盡中書堂仍他業請丁某中書堂院院任任同籍  
 仿者又仿漢書等仿魚籍之計中書堂院院任任同籍  
 銀連文仲並漢書等心之其主之概之計細細查送  
 貴館行抄刊禮即並區之也須立轉付者  
 計開  
 漢東亞博物館准漢刊公報去秋奉試該國名貴有力矣  
 現其國所未盡中書堂仍他業請丁某中書堂院院任任同籍  
 仿者又仿漢書等仿魚籍之計中書堂院院任任同籍  
 銀連文仲並漢書等心之其主之概之計細細查送  
 貴館行抄刊禮即並區之也須立轉付者  
 計開  
 漢東亞博物館准漢刊公報去秋奉試該國名貴有力矣  
 現其國所未盡中書堂仍他業請丁某中書堂院院任任同籍  
 仿者又仿漢書等仿魚籍之計中書堂院院任任同籍  
 銀連文仲並漢書等心之其主之概之計細細查送  
 貴館行抄刊禮即並區之也須立轉付者  
 計開

写真 28 A

內閣為勸會事准行部公和身身之原新志誠  
 店然然同房發行文內閣將上身為誠誠差矣  
 矣現主有是子故 去聲各過新以昭心外理著因  
 貴幸內內漢書等仿魚籍之計中書堂院院任任同籍  
 書書等仿漢書等仿魚籍之計中書堂院院任任同籍  
 程程等並並仿漢書等仿魚籍之計中書堂院院任任同籍  
 仿仿者又又仿漢書等仿魚籍之計中書堂院院任任同籍  
 銀銀連連文文仲仲並並漢漢書書等等心心之之其其主主之之概概之之計計細細查查送送  
 貴貴館館行行抄抄刊刊禮禮即即並並區區之之也也須須立立轉轉付付者者  
 計計開開  
 漢漢東東亞亞博博物物館館准准漢漢刊刊公公報報去去秋秋奉奉試試該該國國名名貴貴有有力力矣矣

写真 29 A

先換抄漢小中書通文律  
 現其國所未盡中書堂仍他業請丁某中書堂院院任任同籍  
 仿者又仿漢書等仿魚籍之計中書堂院院任任同籍  
 銀連文仲並漢書等心之其主之概之計細細查送  
 貴館行抄刊禮即並區之也須立轉付者  
 計開  
 漢東亞博物館准漢刊公報去秋奉試該國名貴有力矣  
 現其國所未盡中書堂仍他業請丁某中書堂院院任任同籍  
 仿者又仿漢書等仿魚籍之計中書堂院院任任同籍  
 銀連文仲並漢書等心之其主之概之計細細查送  
 貴館行抄刊禮即並區之也須立轉付者  
 計開

写真 28 B

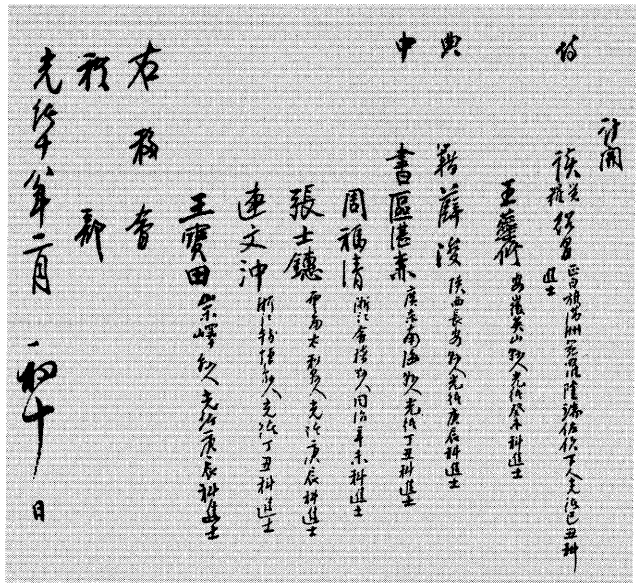


写真 29 B

試差試験の受験者各員の現時点に於ける事故の有無を調査の上、部へ回答されたいとの趣。調査によれば、中書金鴻翎はすでに丁憂となり、中書李崇洸はすでに墓参のため休暇をとって帰郷し、侍読の王蕊修、典籍の薛浚、中書の区湛森、周福清、張士鏢、連文冲、王宝田等七名は均しく事故のないことが判明したため、只今詳細な履歴を

貴庁にお送り致しますので、即日礼部に御転送下さって構いません。右御通知まで。

即ち次の如し。

試差試験未受験四品銜侍読王蕊修 年齢四十八歳。安徽省六安州英山県「廬州府」举人。条例によって内閣中書を捐納し、同治八年五月八日見習いのため到閣。光緒五年九月二十

六日実缺を得る。光緒九年癸未科進士及第「殿試三甲第百六十六名」、

内閣中書王蕊修をして侍読遇缺奏補とせしめるとの旨、これを遵守せよとの

御命令を賜る。高官の子弟でなく、同考官の経験もなし。試俸を食むこと十二年一ヶ月。

四品銜典

籍薛

凌 年齡四十九歳。陝西省西安府長安縣舉人。条例によつて内閣中書を捐納

し、同治六年三月七日見習いのため到閣。同治十三年十二月六日実缺を得る。光緒六年庚辰科進士及第〔殿試第二甲第八十七名〕、内閣中書に用いせしめるとの

御命令を賜る。光緒十一年五月六日題管典籍。光緒十四年典籍に復職<sup>(237)</sup>。現在の刑部左侍郎薛允升の子。同考官の経験なし。俸禄を食むこと十五年一ヶ月。

先換侍読頂戴中

書区堪森

年齡三十九歳。広東省南海縣〔広州府〕舉人。光緒三年丁丑科進士及第〔殿試第三甲第七十六名〕、内閣中書として用いるとの

御命令を賜り、この年の五月十四日見習いのため到閣。光緒十三年十二月十五日実缺を得る。俸禄を食むこと四年四ヶ月。俸禄の半分を食むこと六年。

中

書周福清

年齡四十九歳<sup>(238)</sup>。浙江省紹興府会稽縣舉人。辛未科進士〔殿試第三甲第

十五名」。江西省金谿県「撫州府」知県より教職に改められる。条例に従って上級職の内閣中書を捐納し、光緒五年九月二十九日見習いのため  
到閣。光緒十四年四月七日実缺を得る。高官の子弟でなく、同考官の経  
験もなし。俸禄を食むこと四年。

試差試験未受験の中

書張士鏞

年齡三十三歳。雲南省大理府太和県举人。光緒六年庚辰科進士及第「殿  
試三甲第四十一名」、内閣中書として用いるとの

御命令を賜り、この年の五月十四日見習いのため到閣。光緒十五年十一月十六月  
実缺を得る。高官の子弟に非ず。俸禄を食むこと二年貳年「重複記載で  
あり、二年のこと」四ヶ月。俸禄の半分を食むこと九ヶ月「前項では  
「九年九ヶ月」となっており、「九年」が脱落している」。

先換侍読頂戴中

書連文冲

年齡三十五歳。浙江省杭州府錢塘県举人。光緒三年丁丑科進士及第「光  
緒三年丁丑科は光緒六年庚辰科の誤り。殿試三甲第八十四名」。光緒  
六年庚辰科にて内閣中書に用いるとの

御命令を賜り、この年の五月十四日見習いのため到閣。光緒十六年六月十日  
実缺を得る。高官の子弟に非ず。俸禄を食むこと一年九ヶ月。俸禄の半  
分を食むこと十年四ヶ月。

中

書王宝田

年齡三十六歳。山東省兗州府嶧県举人。光緒六年庚辰科進士及第「殿試

第三甲第一百名、内閣中書に用いるとの

御命令を賜り、この年の五月十四日見習いのため内閣。光緒十六年八月二十四日実缺を得る。高官の子弟に非ず。俸禄を食むこと一年六ヶ月。俸禄の半分を食むこと九年八ヶ月。

右の通り移文を

典籍庁に送付する。

光緒十八年二月二日<sup>①</sup>

内閣、移文送付の件。礼部より申し越してきた、本年の壬辰科会試に於て同考官の任命を上奏するに際し、各衙門に通知文を送付するので、「各衙門は」部「礼部」が確たる根据に基づいて処理できるよう、昨年を試差試験の受験者各員の現時点に於ける事故の有無を調査の上、部に回答されたいとの趣。調査によれば、本衙門漢票簽処の中書金鴻翎<sup>②</sup>はすでに丁憂となり、中書李崇<sup>③</sup>はすでに墓参のため休暇をとって帰郷し、侍読の紹昌<sup>④</sup>、王蕊修、典籍の薛凌、中書の区湛森、周福清、張士鏞、連文冲、王宝田等八名は均しく事故のないことが判明したため、文書を

貴部にお送りしますので、御審査並びに御処理下さって構いません。右御通知まで。

即ち次の如し。

侍 読 覚羅紹昌 正白旗滿州覚羅隆端佐領下の人。光緒十五年己丑科進士「第三甲第八十五名」



王蕊修 安徽省英山県「廬州府」の人。光緒九年癸未科進士「殿試三甲第百六十六名」。

典 籍 薛 浚 陝西省長安県「西安府」の人。光緒六年庚辰科進士「殿試三甲第八十七名」。

中 書 区湛森 広東省南海県「広州府」の人。光緒三年丁丑科進士「殿試三甲第七十六名」。

周福清 浙江省会稽県「紹興府」の人。同治十年辛未科進士「殿試三甲第十五名」。

張士鏞 雲南省太和県「大理府」の人。光緒六年庚辰科進士「殿試三甲第四十一名」。

連文冲 浙江省錢塘県「杭州府」の人。光緒三年丁丑科「光緒六年庚辰科の誤り」進士「殿試第

三甲第八十四名」。

王宝田 山東省嶧県「兗州府」の人。光緒六年庚辰科進士「殿試三甲第一百十名」。

右の通り移文を

礼部に送付する。

光緒十八年二月十日 (21)

欠員補充選考への応募 吏部の銓選則例によると、額外中書は正任中書となつたのち任期内に中央政府の他官庁や地方官に転ずることができる。周福清は正任中書時代に所屬する漢票簽処の選考を経て二度宗人府（日本の宮内庁に相当する）漢堂主事の欠員補充選考に応募している。漢堂主事は進士出身の現任の小京官が就任可能な職位である。宗人府主事は正六品であり（中書は從七品）、これは昇格人事ということになる。周福清は一度目は選に漏れ、二度目は風邪を理由に欠席している。

張祖謨の後任人事 光緒十四年七月某日に漢票簽処が典籍庁に出した通知文（「漢票簽処の典籍庁宛て移文」。「漢

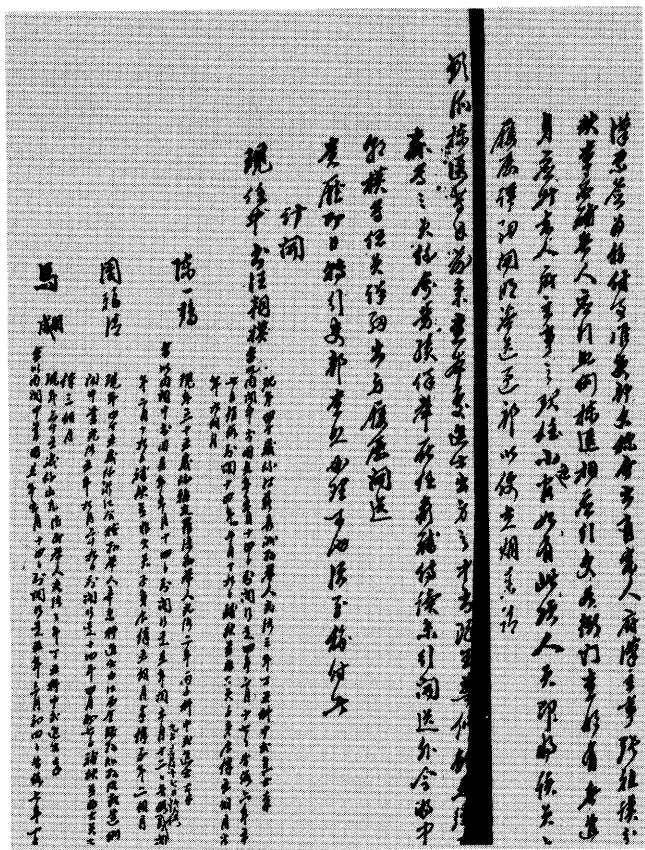


写真 30

「票發行移档」所収」と内閣が吏部に出した通知文（内閣の吏部宛て移文）。

『内閣行移档』所収）によれば、当時宗人府漢主事の張祖謨（周福清の進士同年）が部へ分派されて該缺が空位となり、吏部が内閣に文書を送って後任補充選考への応募者の選出を依頼したのに伴い、漢票簽処は周福清等五名を選出して吏部での選考に応募させた。以下に「漢票簽処の典籍庁宛て

移文』（一部分。写真30参照）を訳出する。

漢票簽処、移文送付の件。吏部より申し越してきた、只今宗人府漢主事張祖謨の職が空席となり、調査の結果補充人員がないため、先例に習って審査するべく、各衙門に通知文を送付するので、「各衙門

は」進士出身者で宗人府主事に昇任させるべき現任の小京官の有無を調査し、もし有資格者がいる場合は審査結果を

御点検下さるよう時期を定めて奏請するべく、直ちに該員の履歴を詳細に書き連ね咨文を以て吏部に送られたいとの趣。調査の結果、本処の進士出身中書のうち、王蕊修、鮑恩綬、区湛森等三名は続けて立派な功績を挙げたことにより在任尋補侍読に保証推薦されている他、只今中書汪朝模等五名の詳細な出身と履歴を

貴庁にお送りしますので、この通り御処理頂くべく即日吏部に転送下さって構いません。右御通知まで。即ち次の如し。

現任中書汪朝模 年 齡 四十歳。江蘇省長州府「蘇州府」举人。光緒三年丁丑科及第進士「殿試第三甲第三十五名」、内閣中書を以て用いるとの

御命令を賜る。この年の五月十四日に見習いのため到閣。光緒四年二月十七日休暇をとる。光緒六年五月□七日捐納により休暇期間満了。光緒十四年二月十九日実缺を得る。高官の子弟に非ず。俸禄を食むこと五ヶ月。俸禄の半分を食むこと□年九ヶ月。

陳一鶴 年 齡 三十三歳。福建省羅源県「福州府」举人。光緒二年丙子「恩」科及第進士「殿試第二甲第五百五十二名」、内閣中書を以て用いるとの

御命令を賜る。この年の五月十四日見習いのため到閣。光緒五年閏五月十二月休暇をとる。光緒九年三月十七日休暇が明けて到閣。光緒十四年二月十九日実缺を得る。高



得したいと思うほど魅力的な職位でなかったことだけは確かである。

郭万俊の後任人事 光緒十五年、当時宗人府漢主事の郭万俊<sup>243</sup>が丁憂となつて該缺が空位となつたが、後任者に適当な人材がいなかったため京官の中から選考することになった。内閣の吏部宛て通知文（「内閣の吏部宛て移文」。「内閣行移档」所収）に引かれてゐる吏部の内閣宛て通知文は次のように記す。

只今、宗人府漢主事郭万俊が丁憂となり該缺が空位となりましたが、補充すべき適当な人材が見つからないため、前例に従つて選考すべきであります。つきましては進士出身の現任小京官の有無を御調査賜りたく、この段文書を各衙門にお送りします。もし該当者がおりましたら、時期を定めて担当官の派遣を上奏し選考を実施するため、該官員の出身と履歴を詳細に記入して、咨文を吏部にお送り下さい。<sup>244</sup>

漢票簽処はこの通知を受け取ると周福清等四名を選出して応募させた。前掲内閣の吏部宛て通知文に記されてゐる周福清の履歴等は次の通り。

中 書 周福清 年齢四十六歳<sup>244</sup>。浙江省紹興府会稽県举人。同治十年辛未科進士「殿試第三甲第十五名」。江西省金谿県「撫州府」より教職に改められ、条例に従つて上級職の内閣中書を捐納し、光緒五年九月二十九日見習いのため到閣。光緒十四年四月八日実缺を得る。高官の子弟に非ず。俸禄を食むこと一年四ヶ月。<sup>245</sup>

しかし周福清は風邪を理由に受験を辞退した。翌年光緒十六年閏二月四日付「漢票簽処の吏部文選司宛て付箋」〔漢票簽処致吏部文選司片〕は次のように記す。

吏部より申し越してきた、例の宗人府主事の缺について閏二月五日に担当官の派遣を上奏して選考を実施す

るとの趣。調査によれば、本処中書周福清は現在風邪を患ってこの日選考に赴くことができないと印結を以て届けていることが判明し、この段貴部に文書をお送りしますので、この通り御削除下さい。「略」計印結一枚。<sup>(216)</sup>

周福清が本場に風邪を引いたのか否かは不明。恐らく風邪というのは口実であり、前回と同様の理由で事前運動をせず、従って選に漏れることが明白であったための欠席と推察される。当時、所属部署によって選出された人事選考への応募者が選考を欠席したい場合、風邪を口実にするのが常套手段であったようである。この項、前掲秦國経「内閣中書周福清」による。

**拔擢人事** 周福清は終始職務に勤め、仕事振りが聡明で慎重であることが評価されて、光緒十六年一月、漢票簽処の「内閣侍読代理見習い」(「委署内閣侍読上行走」)に拔擢されている(光緒十六年一月付「内閣官員堂諭」)。「内閣官員堂諭」所収)による)。この項、前掲秦國経「内閣中書周福清」による。

**試俸期間の満了** 内閣中書の実缺を得てから三年後の光緒十七年三月、周福清は試俸(試用)期間が満了するのに伴い、その旨を漢票簽処に報告し、同処は典籍庁に吏部への通知方を依頼している(同月十三日付「漢票簽処の典籍庁宛て移文」)による。「漢票簽処行移档」所収。写真31参照)。以下に同移文を訳出する。

漢票簽処、移文送付の件。本処中書周福清が申告してきた、小職は浙江省進士「殿試第三甲第十五名」であり、江西省金谿県「撫州府」知県より教職に改められ、条例によって上級職の内閣中書を捐納し、光緒五年九月二十九日見習いのため到閣、光緒十四年四月七日実缺を得、その後拘束され続け、只今光緒十七年三月七日に至って三年の試俸期間が満了しますとの趣を、本処はすでに文書で

漢要書方移付子孫平系中書周福は呈報密成任狀江進高  
 江西金路知初命政教通例改指内閣中書光緒五年九月二十日  
 内閣之十四年四月起之補張令建國和主十七年三月初之候係  
 期係其月事系考陸軍部  
 中書考候在案相元移付  
 貴任即日移付及所查也  
 願留試俸可也以玉移付也  
 右 移 付  
 典 籍 廳 庶  
 光緒十七年三月

写真 31

中堂に御説明申し上げ、考  
 査して頂き処理済みです。  
 この段移文を  
 貴庁に御送付しますので、  
 この通り試俸の解除を  
 上奏して頂くべく、即日吏部  
 に御転送下さって結構です。  
 右御通知まで。

右の通り移文を

典籍庁に送付する。

光緒十七年三月十三日<sup>㉗</sup>

翌十四日に内閣から吏部へ送られた移文も現存しており、以下に訳出する（十四日付「内閣の吏部宛て移文」によ  
 る。『内閣行移档』所収。写真32参照）。

内閣、移文送付の件。本衙門漢票簽処が申し越してきた、本処中書周福清が申告した、小職は浙江省進士〔殿  
 試第三甲第十五名〕であり、江西省金谿県〔撫州府〕知県より教職に改められ、条例によって上級職の内閣中  
 書を捐納し、光緒五年九月二十九日見習いのため内閣、光緒十四年四月七日実缺を得、その後拘束され続け、

魯迅の祖父周福清致<sup>(七)</sup>

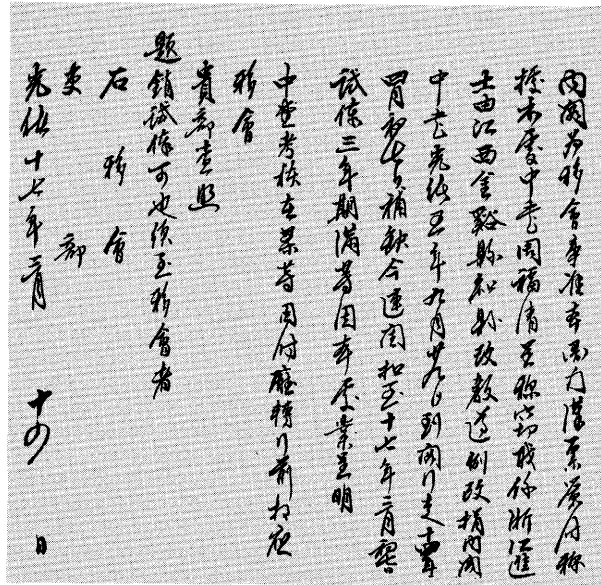


写真 32

只今光緒十七年三月七日に至って三年の試俸期間が満了しますとの旨を、本處はすでに文書で

中堂に御説明申し上げ、考査して頂き処理済みですとの旨の通知文の転送を典籍庁に依頼したいとの趣。この段、移文を

貴部に御送付しますので、この通り試俸の解除を

上奏して頂いて結構です。右御通知まで。

右の通り移文を

吏部に送付する。

光緒十七年三月十四日 ②18

正式に試俸期間の満了が認められるのは、次項に引く档案に記されているように同年五月二十六日のことである。

周福清の場合、捐納による在職期間の免除によって、この三年の試俸期間の満了を以て六年の拘束期間が満了したものと見なされた。

外用官（同知）への起用 周福清は吏部の規定（内閣中書で捐班より補用された者は実缺を得たのち六年で拘束期







た通知文（「内閣の吏部宛て移文」。『内閣行移档』所収。写真34A、B参照）による。以下にこの二文を訳出する。

漢票簽処、移文送付の件。吏部より申し越してきた、規定によれば内閣中書で捐班より補用された者は実缺を得たのち六年で拘束期間が満了して銓衡の上選用される、「その際吏部は」文書を内閣に送り、内用「京官への任用」たるか外用「地方官への任用」たるかを分別して保証推薦させた後、引率して接

見を受けさせて軍機処名簿への記名登録の

御命令を奏請し、内用の者は主事を以て登録し、外用

の者は同知を以て登録し、共に双月班もしくは単月班に属させ、いかなる缺が出ようと併わせて五缺が出たら一人を登用することであり、只今内閣中書周福清は浙江省出身の進士であり、条例に従い内閣中書を捐納して見習いのため指定分派され、光緒十四年四月七日内閣中書に補任されて当日中に着任、光緒十七年三月二十八日に戸部より捐納により在職期間を免除するとの吏部宛ての通知があり、五月二十六日に三年の試俸期間が満了して題本を以て内閣中書の実授を上奏し、試俸期間の満了日を以て在職期間の満了とし、規定により銓衡の上選用することになり、この段文書を内閣にお送りしますので、吏部が確たる根据に基づいて処理するために、該員に保証推薦の妨げになつたり出張していたりする等の事故があるか否かを調査し、内用たるか外用たるか分別し、評語並びに出身、履歴、年齢を記した書類を送付し、並びに祖父が元一、二品の高官であるか否か、兄弟が現任の一、二品の高官であるか否か、升衡、翎子、頂子の有無を併わせて吏部に回答されたいとの趣。調査の結果、中書周福清についてすでに文書を以て

中堂に御説明申し上げ、外用に堪えるとの御訓令を頂きこれを拝承し、該員の年齢、履歴、評語を記載して

送付すべきことが判明し、また調査により、該員の母親戴氏が健在で年齢が七十八歳であり、実弟福相が郷里で孝養を尽くしていること、並びに高官の子弟でないことを、本処はすでに文書を以て

中堂に御説明申し上げ、御裁可頂き処理済みであることが判明したとの趣を、該員の年齢、詳細な履歴、評語と併わせて移文にて

貴庁に御通知申し上げますので、この通り御処理頂くべく、吏部に御転送下さって構いません。右御通知まで。

即ち次の如し。

中 書 周福清 年齢四十八歳<sup>(246)</sup>。浙江出身進士。江西省金谿県〔撫州府〕知県より教職に改められ、条例に従って上級職の内閣中書を捐納し、光緒五年九月二十九日見習いのため到閣。光緒十四年四月七日実缺を得る。光緒十七年三月二十八日戸部より捐納により在職期間を免除するとの通知文を受領。五月二十六日三年の試俸期間が満了して題本を以て内閣中書の実授を上奏し、試俸期間の満了日を以て在職期間の満了とし規定により銓衡の上選用することになる。

評語

人柄は質朴で誠実であり、仕事振りは緻密である。

右の通り移文を

典籍庁に送付する。

光緒十七年七月十五日 ②19

内閣、移文送付の件。本衙門漢票簽処より申し越してきた、吏部より申し越しの、規定によれば内閣中書で捐班より補用された者は美缺を得たのち六年で拘束期間が満了して銓衡の上選用される、「その際吏部は」文書を内閣に送り、内用「京官への任用」たるか外用「地方官への任用」たるかを分別して保証推薦させた後、引率して接

見を受けさせて軍機処名簿への記名登録の

御命令を奏請し、内用の者は主事を以て登録し、外用の者は同知を以て登録し、共に双月班もしくは単月班に属させ、いかなる缺が出ようと併わせて五缺が出たら一人を登用することであり、只今内閣中書周福清は浙江省出身の進士であり、条例に従い内閣中書を捐納して見習いのため指定分派され、光緒十四年四月七日内閣中書に補任されて当日中に着任、光緒十七年三月二十八日に戸部より捐納により在職期間を免除すると吏部宛ての通知があり、五月二十六日に三年の試俸期間が満了して題本を以て内閣中書の実授を上奏し、試俸期間の満了日を以て在職期間の満了とし、規定により銓衡の上選用することになり、この段文書を内閣にお送りしますので、吏部が確たる根据に基づいて処理するために、該員に保証推薦の妨げになつたり出張していたりする等の事故があるか否かを調査し、内用たるか外用たるか分別し、評語並びに出身、履歴、年齢を記した書類を送付し、並びに祖父が元一、二品の高官であるか否か、兄弟が現任の一、二品の高官であるか否か、升銜、翎子、頂子の有無を併わせて吏部に回答されたいとの旨を承けて調査した結果、中書周福

魯迅の祖父周福清致 (七)

清についてすでに文書を以て

中堂に御説明申し上げ、外用に堪えるとの御訓令を頂きこれを拝承し、該員の年齢、履歴、評語を記載して送付すべきことが判明し、また調査により、該員の母親戴氏が健在で年齢が七十八歳であり、実弟福相が郷里で孝養を尽くしていること、並びに高官の子弟でないことを、本処はすでに文書を以て

中堂に御説明申し上げ、御裁可頂き処理済みであることが判明したとの旨を、移文を以て典籍庁に通知するので吏部に転送されたいとの趣。この段、該員の年齢、詳細な履歴、評語と併わせて移文を貴部に御送付申し上げますので、この通り御処理下さって構いません。右御通知まで。

即ち次の如し。

中 書 周福清 年齢四十八歳。浙江出身進士。江西省金谿県「撫州府」知県より教職に改められ、条例に従って上級職の内閣中書を捐納し、光緒五年九月二十九日見習いのため到閣。光緒十四年四月七日実缺を得る。光緒十七年三月二十八日戸部より捐納により在職期間を免除するとの通知文を受領。五月二十六日三年の試俸期間が満了して題本を以て内閣中書の実授を上奏し、試俸期間の満了日を以て在職期間の満了とし規定により銓衡の上選用することになる。

評語 人柄は質朴で誠実であり、仕事振りは緻密である。

右の通り移文を

吏部に送付する。

光緒十七年七月十六日<sup>(20)</sup>

吏部は内閣からの通知を受けた後、規定通り周福清を皇帝に謁見させ、最終的に同知への起用が決定した。この時、内閣中書葉壽松、王繩、王仁東、鄭克昌、黃儒奎、区文治も同知として登録された。

ところで、洋務派官僚の一員として内閣内での昇格、更には軍機章京等の上級職への就任を目指していたと思われる周福清にとって、主事、同知のいずれも魅力のある職位とは言えず、最初から就任する意思はなかったものと見られる。周福清が捐納による残任期間（三年）の免除を申請した真の目的は、銓衡の上選用される資格を三年早く取得して優等の評語を得る、そのこと自体にあったのではないかと察せられる。少しでも早く銓衡の上選用される資格を取得して優等の評語を得ることは、内閣内での昇格や軍機章京等の上級職を目指すのに有利であったに違いない。

地方への転出話 同知への起用が決まった周福清は、光緒十八年二月、同時に同知として登録された内閣中書葉壽松、王繩、王仁東、鄭克昌、黃儒奎、区文治とともに熱河（直隸省順德府）の州県官の銓衡のため吏部に赴くよう命ぜられた。同月八日付の「漢票簽処の典籍庁宛て移文」（漢票簽行移档）所収。写真35参照）及び同月十日付「内閣の吏部宛て移文」（『内閣行移档』）所収。写真36参照）が現存している。以下に両移文を訳出する。

漢票簽処、移文送付の件。吏部が付箋を以て、現在熱河が州県官の選任と指定分派を奏請しており、確たる資料に基づいて処理すべく、全ての

記名同知として登録済みの内閣中書葉壽松<sup>(247)</sup>、王繩<sup>(248)</sup>、王仁東<sup>(249)</sup>、鄭克昌<sup>(250)</sup>、周福清、黃儒奎<sup>(251)</sup>、区文治等<sup>(252)</sup>について現在昇格、転勤、兼務等の事故並びに升銜、升案、頂戴、翎枝があるかどうか、それに回避すべき者の有無を、直ちに部「吏部」にお知らせ願いたいと申し越してきた趣。調査の結果、本処中書葉壽松、王繩、王仁東、





鄭克昌、周福清、黃儒奎、區文治等七員について全員事故がなく、また升銜、頂戴、翎枝がないこと、それに迴避すべき者のいないことが判明したとの趣を、移文にて

貴庁に御通知しますので、この通り御処理頂くべく、即日吏部に御転送下さって結構です。

右の通り移文を

典籍庁に送付する。

光緒十八年二月八日 (221)

内閣、移文送付の件。本衙門漢票簽処より申し越してきた、吏部が付箋を以て、現在熱河が州県官の選任と指定分派を奏請しており、確たる資料に基づいて処理すべく、全ての

記名同知として登録済みの内閣中書葉壽松、王繩、王仁、鄭克昌、周福清、黃儒奎、區文治等について現在昇格、転動、兼務等の事故並びに升銜、升案、頂戴、翎枝があるかどうか、それに迴避すべき者の有無を、直ちに部「吏部」にお知らせ願いたいと申し越してきたのを承けて、調査した結果、本処中書葉壽松、王繩、王仁、東、鄭克昌、周福清、黃儒奎、區文治等七員について全員事故がなく、また升銜、頂戴、翎枝がないこと、それに迴避すべき者のいないことが判明したとの旨を、移文を以て典籍庁に通知するので吏部に転送されたことの趣。この段、移文にて

貴部に御通知しますので、この通り御処理頂いて結構です。

右の通り移文を

吏部に送付する。

光緒十八年二月十日

掌印侍読奎

幫印侍読貴

英

侍読栄

候補侍読廷

幫印委署侍読忠<sup>(253)</sup><sub>(252)</sub>

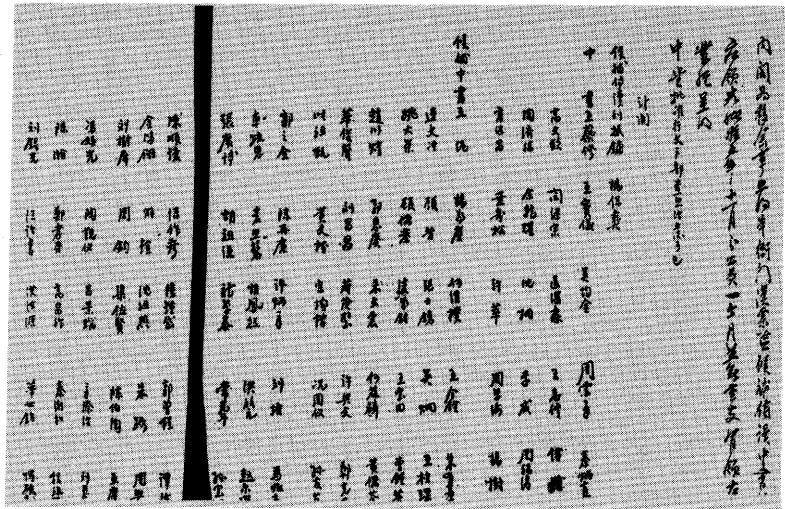
吏部は直ちに漢票簽処に通知して、周福清に三月二十六日の黎明に天安門外の吏部の朝房に赴き「選抜のため点呼を待つ」<sup>(252)</sup> よう命じた。

しかし周福清は銓衡当日風邪を理由に銓衡を欠席している（『内閣行移档』）。

保結を以て、現在風邪を患っており、この日銓衡に赴くことができませんと申告しております。<sup>(251)</sup>

これも風邪というのは銓衡を欠席するための口実にすぎず、周福清にそもそも外用官となる気がなかったための欠席と考えられる。秦國経氏が前掲「内閣中書周福清」で欠席の理由を「熱河は氣候が寒い」からと推測しているのは恐らく誤りであろう。

周福清はこれ以降、光緒十九年に丁憂により内閣中書を離任するまで、地方官の銓衡に応募していないものと見られる。



魯迅の祖父周福清致 (B)

写真 37 A

公的收入 上述したように光緒年間の規定によれば、正任内閣中書の俸銀（俸給）は毎季銀二十二兩五錢、年八十八兩二十錢（額外中書の二倍）、俸米（禄米）は毎季四石四斗二升五合、年十七石七斗（額外中書と同額）。但し当時はそのうち半分を銀（二両八錢五分八厘五毫）で支給された。他に毎月二串（一串は千文）二百文の公費が支給される（額外中書と同額。周福清が内閣に着任した光緒五年当時と同じ）。正任となつて俸銀は倍額になったものの、これだけの増額では焼け石に水であり、周福清の生活は依然として苦境にあった。これら基本給以外の収入の詳細については不詳。以下に光緒十五年某月付「内閣の戸部宛て移文」〔漢票簽行移档〕所収。写真37 A、B 参照）を訳出する。

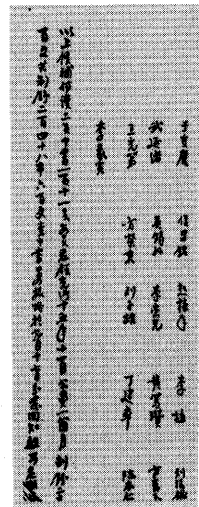


写真 37 B

内閣、移文送付の件。御通知致しますに、本衙門漢票簽処候補侍読、中書等が光緒十五年十一月の公費一个月分を受領すべきこと並びに二重支給と詐称受領のないことを、左記の名簿に即してすでに

中堂に上申し、御裁可頂き処理済みの段、戸部に移文をお送りしますので、この通り御支給下さって構いません。即ち次の如し。

候補侍読劉振鏞 楊葆彝

中 書王蕊修 王宝儀 吳 鋈 周雲章 秦炳直<sup>(56)</sup> 高文鈞 閔繼宗 区湛森 王志修 傅 潛 陶濟福

余乾耀 沈 桐 李 威 周福清 高繼昌 葉寿松 許 萃 周学海 楊 樹

候補中書王 繩 楊萬慶 何維樸 王金銓 朱有基 連文冲 顧 芳 張士鏢 吳 炯 王桂琛 姚大栄

顧儒基 凌萬銘 王宝田<sup>(56)</sup> 曹鍾英 趙以燿 郭恩廣 朱文震 何葆麟 黃儒全 華俊声 劉昌昌<sup>(56)</sup>

蔣茂聖 許興文 鄭克明 張祖甄 黃文樹 宗樹楷 况周儀 孫友萼 郭之全<sup>(57)</sup> 陳再廉 許炳章

劉 培 馬兆森 車毓恩 袁照藜 胡鳳起 洪啟元 趙爾璿 張広樽 湖祖謙 龍学泰 常光斗

孫宝□ 陳順鏤 陳作彦 陸鍾岱 郭曾程 譚汝玉 金鴻翎 解 鎰 沈祖燕 朱 路 周興讓

劉樹屏 周 鈞 梁佐賢 陳伯陶 王慶平 馮娛光 陶覲儀 呂景端 章際治 劉恩瑄 陳 瀚

鄭孝胥<sup>(58)</sup> 高昌祚 秦漸和 程組福 劉錫光 汪詒書 洪汝源 華世銘 惲毓齡 于受慶 侯昌銘

趙椿年 李 植 劉福姚 武延緒 吳筠孫 李崇洸 黃篤瓊 方崑玉 王光第 方榮秉 劉子雄

丁建本 陳本仁 李象寅

以上候補侍読二名、中書百十一名は各員光緒十五年十一月公費一个月分制錢二串二百文、計制錢二百四十八串六

二 文郁の郷試受験

郷試受験歴 息子の文郁が童試に及第した後、周福清が内閣中書の実缺を得てから科挙不正事件が発生するまでの間、浙江省郷試（於省都杭州）は三回（含恩科一回）実施されたが、文郁はこれらにも悉く失敗した。以下に、文郁が受験したと思われる三回の郷試の正副考官等の試験実施要員、学政、第一場試の四書題等の試験問題、解元、山陰、会稽両県籍の及第者名簿、全及第者名簿、それに副榜名簿を掲げる（『清代考挙年表』、『申報』、『清代職官年表』）「郷試考官年表」、「光緒己丑科浙江郷試題名録」〔浙江省図書館蔵〕、「光緒拾柒年举行辛卯正科浙江郷試題名録」〔浙江省図書館蔵〕等による。なお規定により、第一場試は八月八日に入場して九日から十日にかけて行われ、第二場試は十一日に入場して十二日から十三日にかけて行われ、第三場は十四日に入場して十五日から十六日にかけてそれぞれ実施されることになっている。

光緒十四年戊子科 九月十四日に及第者名簿が発表され、翌日の『申報』に名簿が掲載された（『電伝浙江郷試題名全録』）。それによると全及第者は百六名、副榜は十六名。但しその情報源は私人であり、若干の誤記があった。九月十九日付『申報』に載った官版「浙江郷試校正題名全録」によれば、全及第者は百六名、副榜は十八名。全及第者のうち、山会籍及第者は十九名、紹興府籍者は三十二名。

監臨官（総責任者）

魯迅の祖父周福清致 (七)

衛栄光 現任の本省巡撫。字は静瀾。河南省衛輝府新郷県の人。咸豊二年壬子恩科進士（殿試第二甲第三十八名）、翰林院庶吉士。同院編修。江安糧道。光緒元年安徽省按察使。光緒二年本省布政使。光緒三年兼本省巡撫代理。光緒四年湖南省巡撫。同年丁憂。光緒六年山西省巡撫。光緒七年江蘇省巡撫。光緒十二年現職。光緒十四年山西省巡撫。光緒十五年病氣により罷免。光緒十六年卒。

提調官（事務局長）

許応駁<sup>289</sup> 現任の本省布政使。字は星台。道光三十年庚戌科進士（殿試第三甲第五名）。

豊紳泰 現任の本省杭嘉湖道。字は雲鵬。蒙古正藍旗の人。繙譯拳人。山東省塩運使。光緒二十七年甘肅省按察使。光緒二十八年山西省按察使。同年本省按察使。光緒三十一年甘肅省布政使。光緒三十四年罷免。

正考官 錢桂森 現任の内閣學士。原名は桂枝。字は馨伯。江蘇省揚州府泰州の人。道光三十年庚戌科進士（殿試第二甲第四十五名。兪樾、周星譽と同年）、翰林院庶吉士。同院編修。現職に至る。

副考官 吳樹梅 現任の翰林院編修。字は變臣。山東省濟南府歷城県の人。光緒二年丙子恩科進士（殿試第二甲第一名。陶方琦、陶摺綬と同年）、翰林院庶吉士。現職。兼本科副考官。国子館祭酒。光緒二十四年内閣學士。同年戸部左侍郎。

学政 潘衍桐 現任の翰林院侍讀學士。榜名は汝桐。字は孝則。潘光岳の孫。翰林院編修潘衍臺の弟。広東省広州府南海県の人。同治七年戊辰科進士（殿試第二甲第五十三名）、翰林院庶吉士。現職。光緒十四年兼本省学政。著書に『爾雅正郭』、『緝雅堂詩話』、『拙余堂詩文集』がある。

第一場試（清代貢舉年表）および光緒十四年八月十一日付『申報』所載「浙江鄉試題」による）

#### 四書題

一「述而不作」二句。『論語』「述而」篇中の「先生は仰られた。自分は」祖述はするが創作はしない。過去の中のよいものをよいと信じ愛好すべきものを心から愛好する」（子曰「述而不作、信而好古」）と推察される。

二「現在天下は、馬車の軌」[左右の車輪の間隔]を同じくし、記録に用いる文字を同じくし、「言行の習慣を同じくしている」<sup>226</sup>（『中庸』）。

三「夏后氏五十而貢三句」。『孟子』「滕文公章句上」中の「夏后氏の時代では一人に五十畝の田を与えて貢法により、殷では七十畝を与えて助法により、周では百畝を与えて徹法によっていたが、「全て十分の一の税となっている」（夏后氏五十而貢、殷人七十而助、周人百畝而徹、「其美皆什一也」）と推察される。

詩題「賦得『遙かに一盞を飛ばして江山を賀す』（得遥字。五言八韻）」<sup>227</sup>（白居易の七絶「姚杭州の任に赴くを送り、因りて旧游を思ふ。二首」詩の第一首<sup>228</sup>の末句。刪韻上平）。

第二場試（光緒十四年八月十八日付『申報』所載「浙閩統聞」による）

#### 五經題

一「昔の先王は、この比の卦の象に基づいて天下を万国に分け、諸侯に親しんだ」<sup>229</sup>（『易経』「上経」八「比」）。

二「三、八政とは、第一は「国の食糧を司る」食であり、第二は「国の貨幣を司る」貨である」<sup>(230)</sup>（『書經』第十一「洪範」篇）。

三「その軍隊は三箇部隊であり、「低い沢と高い原を測らせて民衆に割り付け、民衆は田畑を治めて食糧を作った」<sup>(231)</sup>（『詩経』「大雅」「生民之什」「公劉」篇）。

四「滕侯と薛侯が魯国に來朝した（隱公十一年）」<sup>(232)</sup>（『春秋』「隱公十有一年」）。

五「君子が朝廷で客と応対する時の言葉は、美しく明瞭である。その動作は端正でゆったりしている。祭祀では厳かで丁重である」<sup>(233)</sup>（『礼記』第十七「少儀」篇）。

解 元 王会禮 紹興府山陰県の人。河南省衛輝府輝県知県に至る。

山会籍及第者（紹興籍及第者のうち、山陰県籍者と会稽県籍者は以下の通り。他省で実施された郷試の及第者も含む。『紹興県志資料』第一輯「選挙」、『紹興県館紀略』「科名録」「郷試題名」による）

王会禮 「解元」項参照。

湯 震 第六名。山陰県の人（天棗「現在は蕭山に属する」湯氏）。寿潜と改名する。字は孝起。別字を翼仙という。号は蟄仙。清末の洋務、改良派官僚。咸豊七年生、民国六年卒。光緒五年己卯科

山陰県学副貢生。青年時代の金華書院院長時代と山東省巡撫張曜の幕府時代に变法を主張し、

『危言』四巻を書いて改良思想を説いた。本科举人。光緒十六年庚寅恩科会試挑取臚録、籤送国

史館。光緒十八年壬辰科進士<sup>(234)</sup>（殿試第二甲第十一名）、翰林院庶吉士。散館して安徽省池州府青

陽県知県に改められるも、親の老いたるを以て辞職して帰郷。八カ国連合軍の侵入に反対し、兩



江総督劉坤一と両湖総督張之洞に「東南互保」策を提出。光緒二十九年両淮塩運使代理に拔擢されるも、親の老いたるを以て辞職。光緒三十一年加四品卿銜。同年總理浙江全省鐵路（滬杭鐵路修建總辦）。翌年張謇、鄭孝胥と予備立憲公会を組織して副会長に就任。浙江咨議局議長。宣統元年雲南省按察使（未赴任）。同年江西省提學使（未赴任）。宣統二年乞養。辛亥革命後に浙江省軍政府都督。民国元年南京臨時政府交通總長（未赴任）。南洋に赴き、南洋勸募公債總理に。帰國後の民国六年病卒。遺言で二十万を浙江の教育事業に寄付する。著書に『危言』の他に、『爾雅小辨』、『說文貫』、『三通考輯要』、『理財百策』等がある。『紹興県志資料』第一輯「人物列伝」に張謇撰の伝がある。

俞慶恆 第七名。山陰県の人。本省杭州府富陽県学訓導に至る。

王慶埏 第二十三名。会稽県の人。光緒十五年己丑恩科順天府鄉試及第の王慶垣（寄籍順天府通州。原籍は会稽県。「光緒十五年己丑恩科」「山会籍及第者」「王慶垣」項参照）と同族か。光緒十八年壬辰科進士（殿試第三甲第六十三名）。江蘇省鎮江府丹徒県知県に至る。

朱廣亮 第三十二名。山陰県の人。『紹興県館紀略』「科名録」「鄉試題名」は「廣」を「庚」とする。

俞官圻 第三十四名。山陰県の人。光緒十六年庚寅恩科進士（殿試第三甲第八十五名）。江西省贛州府贛県知県に至る。

薛沅 第三十七名。山陰県の人。本省台州府黄巖県学教諭に至る。

何淦 第三十九名。山陰県の人。本省嘉興府嘉興県学教諭に至る。

田宝祺 第四十三名。山陰県の人。

戚揚 第四十八名。山陰県の人。光緒十五年己丑科進士<sup>(262)</sup>（殿試第二甲第九十八名）、翰林院庶吉士。

李德奎 第五十名。会稽県の人。字は月舫。光緒八年壬午科歳貢。『紹興県志資料』第一輯「人物列伝」に寿鵬飛撰の伝がある。

单崇恩 第五十七名。山陰県の人。

李鳳威 第六十一名。山陰県の人。

沈元豫 第六十三名。会稽県の人。

章廷黻 第七十五名。会稽県の人。光緒二十四年戊戌科進士<sup>(263)</sup>（殿試第二甲第五十八名）。戸部主事に至る。『紹興県館紀略』「科名録」「郷試題名」は「黻」を「黼」とする。

謝昌運 第八十名。山陰県の人。宗誠と改名する。

傅作梅 第九十四名。会稽県の人。

何元泰 第一百名。会稽県の人（東関何氏）。字は階平。光緒二十四年戊戌科進士（殿試第二甲第十四名）、翰林院庶吉士。散館して江蘇省揚州府東台县知県に改められる。

单春注 第一百六名。山陰県の人。『紹興県館紀略』「科名録」「郷試題名」は「注」を「牲」とする。

章之傑 会稽県の人。之節と改名する。順天府郷試及第。山西省平陽府蒲州知州に至る。

宋寿崑 山陰県の人。順天府郷試及第。広西省潯州府平南県知県に至る。

趙学济 会稽県の人。寄籍直隸省河間府河間県。順天府郷試及第。

章 楨 会稽県の人。寄籍河南省開封府祥符県。河南省郷試及第。江蘇省淮安府安東県知県に至る。  
謝乃元 会稽県の人。寄籍貴州省貴陽軍民府貴筑県。貴州省郷試及第。

及第者名簿 成績順。光緒十四年九月十九日付『申報』所載「浙江郷試校正題名全録」による。

- 1 王会禮 (紹興府学。「解元」項参照) 2 徐秀鍾 (寧波府鄞県学)
- 3 章炳森 (紹興府余姚県学) 4 周拱藻 (温州府瑞安県学)
- 5 樓守愚 (紹興府諸暨県学) 6 湯 震 (紹興府山陰県学。「山会籍及第者」項参照) 7 俞慶恒 (紹興府山陰県学。「山会籍及第者」項参照)
- 8 陳祖康 (寧波府鄞県学) 10 陳漢章 (寧波府象山県学) 11 鄒士元 (嘉興府桐郷県学) 12 鄭佐霖 (寧波府慈谿県学) 13 袁景尹 (寧波府慈谿県学)
- 14 黄之霖 (杭州府仁和県学) 15 范景祚 (寧波府鄞県学) 16 呂秉常 (嚴州府新昌県学) 17 項兆駿 (杭州府学) 18 樊達璋 (杭州府仁和県学) 19 韓寿琪 (紹興府蕭山県学) 20 趙 琴 (紹興府上虞県学) 21 黄同寿 (紹興府蕭山県学) 22 江若傑 (台州府黄巖県学) 23 王慶埏 (紹興府会稽県学。「山会籍及第者」項参照)
- 24 劉崇照 (寧波府鎮海県学) 25 葉嘉植 (嘉興府平湖県学) 26 朱紱華 (嘉興府秀水県学) 27 沈進忠 (嘉興府秀水県学) 28 夏曾佑 (杭州府学) 29 張廷瑞 (金華府学) 30 呉惟修 (杭州府学) 31 藍開勳 (寧波府定海府学)
- 32 朱廣亮 (紹興府学。「山会籍及第者」項参照) 33 陳廷廉 (台州府太平県学) 34 兪官圻 (紹興府山陰県学。「山会籍及第者」項参照) 35 王定祥 (寧波府慈谿県学) 36 朱彭寿 (嘉興府海塩県学) 37 薛 沅 (紹興府山陰県学。「山会籍及第者」項参照) 38 杭 枏 (杭州府海寧州学) 39 何 洙 (紹興府山陰県学。「山会籍及第者」項参照) 40 黄紹第<sup>(弟)</sup> (温州府瑞安県学) 41 朱興沂 (嘉興府海塩県学) 42 米 培 (駐防) 43 田宝祺 (紹興府山陰県学。「山会籍及第者」項参照) 44 陳守潞 (寧波府鄞県学) 45 黄錫均 (杭州府仁和県学) 46 虞 煊

- (寧波府慈谿原學) 47張蔭椿(杭州府錢塘原學) 48戚揚(紹興府山陰原學。「山會籍及第者」項參照) 49  
 王維涵(杭州府錢塘原學) 50李德奎(紹興府會稽原學。「山會籍及第者」項參照) 51陳祖綬(温州府學) 52  
 陳汝康(杭州府海寧州學) 53錢振壇(温州府樂清原學) 54陳彭壽(嘉興府石門原學) 55鄭文熙(紹興府嵊  
 原學) 56徐承宣(紹興府上虞原學) 57單崇恩(紹興府山陰原學。「山會籍及第者」項參照) 58金振声(溫  
 州府永嘉原學) 59方鳳鳴(金華府蘭谿原學) 60苻祖錫(金華府永康原學) 61李鳳威(紹興府山陰原學。「山  
 會籍及第者」項參照) 62吳緯炳(杭州府錢塘原學) 63沈元豫(紹興府會稽原學。「山會籍及第者」項參照)  
 64倪震埏(嘉興府秀水原學) 65陳廷瑞(寧波府學) 66黃伝鼎(杭州府仁和原學) 67韋煥(金華府東陽原  
 學) 68楊積芳(紹興府余姚原學) 69何紹聞(紹興府上虞原學) 70凌璋森(杭州府學) 71劉士俊(寧波府學)  
 72鄭伝笈(寧波府學) 73哈卜齊(駐防) 74何榮烈(嘉興府石門原學) 75章廷獻(紹興府會稽原學。「山會籍  
 及第者」項參照) 76張承浩(紹興府余姚原學) 77劉錦藻(湖州府烏程原學) 78李鼎元(温州府永嘉原學)  
 79胡以銘(寧波府定海原學) 80謝昌運(紹興府山陰原學。「山會籍及第者」項參照) 81梅福埔(湖州府烏程  
 原學) 82董志曾(寧波府鎮海原學) 83諸以觀(杭州府錢塘原學) 84陳國楨(寧波府郵原學) 85張晉鑑  
 (紹興府上虞原學) 86陳學文(杭州府學) 87陳文煥(嘉興府桐鄉原學) 88蔣志型(紹興府學) 89陳宝蘇  
 (寧波府慈谿原學) 90邵湛霖(寧波府郵原學) 91屠佩環(紹興府蕭山原學) 92管世駿(台州府黃巖原學)  
 93郁保章(嘉興府嘉善原學) 94傅作梅(紹興府學。「山會籍及第者」項參照) 95張鳳藻(湖州府烏程原學)  
 96江迴(寧波府奉化原學) 97王啓烈(寧波府郵原學) 98孫錦江(台州府黃巖原學) 99顧啓洪(杭州府  
 錢塘原學) 100何元泰(紹興府會稽原學。「山會籍及第者」項參照) 101傅佐清(寧波府郵原學) 102方駿萃

(寧波府学) 103 葛文濂 (嘉興府秀水県学) 104 程良騏 (杭州府学) 105 劉佐宸 (寧波府鎮海県学) 106 单春注

(紹興府山陰県学。「山会籍及第者」項参照)

副 榜 成績順。光緒十四年九月十九日付『申報』所載「浙江鄉試校正題名録」による。

1 孫栄枝 (杭州府学) 2 周崇錡 (寧波府鎮海県学) 3 凌思臯 (寧波府慈谿県学) 4 鄭宗光 (寧波府鄞県学)

5 徐元釗 (紹興府学) 6 徐沛祿 (寧波府鎮海県学) 7 胡元鼎 (紹興府山陰県学) 8 盧光堃 (寧波府鄞

県学) 9 張士模 (寧波府鎮海県学) 10 趙毓琪 (寧波府鄞県学) 11 嚴作霖 (嘉興府桐郷県学) 12 謝補衮

(寧波府象山県学) 13 章震福 (湖州府歸安県学) 14 費徳宗 (寧波府学) 15 全国泰 (紹興府山陰県学) 16 孫

祥麟 (杭州府仁和県学) 17 葉念経 (寧波府慈谿県学) 18 鄭之良 (嘉興府学または同府嘉興県学)

浙閩消息 当時の『申報』に載った、本科郷試に於ける杭州の貢院内外のできごとに関する伝聞等を伝える記

事を以下に列挙する。

「浙江郷試では、五日の午後一時に提調「事務局長」が臚録「浄書係」の点呼をとって入場させ、四時に終了した。この臚録房では従来多く食事用の什器を売ったり阿片置きを用意したりする者いずれにも臚録を当てて入場させてきたが、今回二門の番人が手数料を貰っていなかったため、これらの荷を悉く止めて入門を禁じた上で、話をまとめて手数料をすっかり渡すよう迫り、二鼓「午後十時」直前になってやっと入門していつも通り商売ができた」<sup>(34)</sup> (八月十一日「秋試述聞」)

「青雲街には店舗が林立しており、往来する客で込み合っている。灯ともし頃になるたびにゴロツキが姿を現わし、店の帳場から銀洋「一円銀貨」をかっぱらう。押し合いへし合いしているうちに姿をくらましてしま

う。そこで保甲局「自衛と相互監視のための民間組織」に請願すると、両頭「不詳」が取り調べの上逮捕するべく巡丁「巡查」を派遣する。なんとゴロツキどもの多くは相変わらずかっぱらいに精を出しており、巡丁でなければ實際防護しきれたものでない」<sup>(235)</sup>（同前）

「さる宝石店で長いこと考生「受験生」の客が翡翠の腕輪を物色していた。店員が十数組取り出して自由に見させていたところ、傍らにいたゴロツキが無用心につけ込んで一組盗み取って手首に嵌め、入り口から出ようとしたが、幸い考生の客の連れに見つかった。直ちにゴロツキを取り囲み、店主にその身体を探り改めるよう頼んだ。「その結果」腕輪が見つかったので、直ちに調査し処分して貰うべく保甲局へ護送した」<sup>(236)</sup>（同前）

「六日午の刻初「十一時」に、監臨「総責任者」の衛静「巡撫衛栄光の字静瀾の静」帥が恭しく銭「桂森」、呉「樹梅」両典試「主考官」を貢院まで送り届けた。大街「大通り」から真直ぐ北に進み、有玉橋と登瀛橋を渡って貢院入りしたが、提調「事務局長」と監試「監督官」も規定により一緒に入院した。簾官たる鎮海県「寧波府」の王「承煦」<sup>(265)</sup>、太平県「台州府」の王「寿枏」<sup>(266)</sup>、黄岩県「台州府」の倪「望重」<sup>(267)</sup>、寧海県「台州府」の秦「簧」<sup>(268)</sup>、仙居県「台州府」の寧「本瑜」<sup>(269)</sup>、永嘉県「金華府」の恩「裕」<sup>(270)</sup>、龍泉県「処州府」の「応齋」<sup>(271)</sup>、姜、常山県「衢州府」の王「夢球」<sup>(272)</sup>、永康県「金華府」の李「汝為」<sup>(273)</sup>が即用大挑「知県」各員と共に先に入院しており、公堂でひたすら待っていた。貢院内の各事務要員は、均しく四日か五日に着任して事務をとっており、静帥の精神は近頃やや支え難くなっている。」<sup>(274)</sup>（同前）

「元々点呼をとる時刻は定められており、六時が点呼開始時刻であった。第一場では、黎明に嘉興、湖州、紹興、衢州各府「学」の点呼すべき者が集合して待ったが、なんと大変遅れて八時になってやっと門が開かれ

た。しかし各県学の受験生はすでに全員前後して貢院に着いていて、頭門「大門」外でひどくひしめき合っており、考具を壊した者が十人に三、四人いた。開門後、静帥は指示を伝えてから、四府の各府学生が頭門に入るや直ちに頭門を閉鎖し、府学の点呼が終了してから県毎に順次入門させたため、頭門外での混雑は一層ひどくなり、その結果次に開門した際に、前方にいた者が後方の者に悉く押し倒された。考生及び考生を送つて来た者のかなり多くが負傷し、手足とも踏まれて傷ついた者は四人いた。直ちに頭門をいつも通り大きく開けて、通行を自由にした。静帥は受験生を慰安し、厳しく諭し戒めること再三に互ったが、場規は極めて緩やかであり、膳録房でさえ極めて規律が緩んでいた。十日の黎明に大雨が降り出し、部屋の多くが雨漏りした。東西両場では雨音と人の声がひどくやかましい上に、人があちこち歩き回っており、心を落ち着かせて作文に取り組んでいる者は一字も書けなくなつた。場中での病気の発生は極めて少なかったが、九日の午後には異常なまでに暑くなり、多くの人が激しい吐き下し症状を呈したため、官医はこの半日の間足を止める暇がなかったが、これは珍しいことであつた。更に、病いが重いため二門の所に掛けてあるアンペラ小屋内に寝かせ、翌日放頭牌「最初の退場」の時に戸板に載せて担ぎ出させた者が一人いた」<sup>(38)</sup>（八月十五日「浙閩紀事」）

「衛静帥は、第一場の点呼がやや遅れて点呼の終了時刻が定刻を過ぎてしまつたため、第二場は予定通り六時に点呼を始めた。ところがなんと受験生は第一場で長いこと待たされたのに鑑みて全員第一場の時より遅く到着し、午の刻「十二時」になつて潮の如く一時に現われて補充点呼を待たつたので、ひどく込み合った。それは多分前回は一学校につき一班であつたため集合したのは僅か数百人であつたのに、今回は各学校所屬の学生が併わせて一班を形成したため集合したのが千人余りとなつてしまつたからであろう、受験生たちは口々に不

満の声を挙げた。静帥は手厚く慰めたが、尊敬の眼で見られなかった」<sup>(39)</sup>（八月十八日「浙閩統聞」）

「第二場では発病する者が続出し、そのため十三日の放頭牌時に七人を戸板に載せて担ぎ出した。その内の一人は実はすでに騒ぎの最中に息絶えていたのだが、担ぎ出されるまで誰にも気づかれなかった。その他の、病気によって答案を完成させられず親戚友人が続けて完成させた者はどれ程いたか知れない。これは天気が暑すぎたためである」<sup>(40)</sup>（同前）

「静帥には元々放牌「退場」日には蠟燭の支給を許さないという規約の枠が填められていたが、十日の夜三更「午前零時」過ぎになっても場内に残っている者はまだ多く、中に百人余りおり、東方が白んでから、ようやく各自考具を携えて出場したという」<sup>(41)</sup>（同前）

「点呼の時刻は、前もって名簿を分け、その都度号砲を鳴らし旗を換え掲示板を換える。こうした優れた方々と配慮があれば、どうして込み合う心配があるうか。杭州府、仁和県、錢塘県の三学についてみると、元々午の刻初に杭州府学の点呼を、午の刻正「十二時」に仁和県学の点呼を、未の刻初「午後一時」に錢塘県学の点呼をそれぞれ行なうことになっていた。ところが第一場では点呼が遅れ、未の刻正「午後二時」になっても杭州府学の点呼は始まらず、「一方」三県学の受験生は全員とうに到着していた。しかるに第二場は巳の刻正「十時」になったとたんに仁和県学の点呼が終了し、杭州府と仁和県の二学の学生で正規の点呼を受けた者は僅か三、四十人にすぎなかったため、受験生は皆承服せず、補充点呼の際にしきりに非難の声をあげた。なんと監臨の衛静帥は、杭州府、仁和県、錢塘県の三学の教官に向けて、当該学校の学生の品行がはしたないのは、当該教官自らが平素から漫然としていてしつづけることがなかったからに違いない、「教官」各々を大過



三度の記録譴責処分とし、第三場の点呼の際に当該教官等をして貢院に来させ「学生を」監督引率せしめる云々という内容の札を立てた。そのため三学の教官は命令通り全員が出向いたが、喧嘩と混雑は第二場よりひどかった。更に次のような珍しいことが発生した。嵯県の点呼の時、ある考生がその考生を送って来た者と一緒に二門内に入ったところ、楚軍統領「軍団長」の劉總戎「提督の別称」は両手で考生を送って来た者を門外に引張り出した。考生の世論がこれを納得しなかったため、なんと「劉總戎は考生を」殴って傷つけた。そこで考生が一斉に立ち上がって騒ぎ出したため、劉總戎は難を避けて静帥が座っている後ろに立ったが、考生たちの勢いは激しく、災禍を醸さんばかりとなった。静帥はそこで、兵士が誤って考生を殴ったため、本部隊は即座に調査して真相を解明するよう命じ、直ちに当該兵士を罷免し厳罰に処したので、学生は各自号舎に戻り、「これ以上」騒ぎ立ててはならない云々という命令を張り出した。しかし考生は、すでに当該兵士の姓名が明らかとなった以上、「その姓名を」明示してこそ罪の帰すべき者を知ることができるのであるし、かつまた自分を殴った者は明らかに統領官であるのに、兵士がやったと言いつ張るのは、二品の高官「巡撫は従二品」がなんと口実を設けて人を欺いたということではないか、と言いつ立て、再び騒ぎ出してやめようとしなかった。「そこで」静帥は、「考生が」官員を殴るようなことがあってはならじと、楚軍中宮の兵士を点呼処に差し向け、両側を固めさせた。「そして」提調の豊「紳泰」觀察と監試の李「士彬」<sup>(四)</sup>大守が劉總戎を同行して直接学生に弁解するとともに劉總戎に「考生に対して」詫びを入れるよう要請する一方で、静帥が改めて、嵯県の学生は以下の件を承れ、兵士が問題を引き起こしたが直ちに厳罰に処し済みである、もし再び騒ぎを起こすようなら、本部隊は謹んで上諭を遵守して処理するまでである云々という揭示を出した。幸い、事を起こした学生は

上諭を知らなかったという。「さうこうしているうちに」いつの間にか、杭州府城の受験生が全員到着していた。杭州人は元々、劉總戎が兵隊を用いず民衆を安んずる傍ら平素から読書人を尊敬してくれているのに感謝しており、そこで魯仲連「周の戦国時代の斉国の人。人のために喜んで困難紛糾を調停して解決した」のように困難を排し紛糾を解決してあげようよと考え、「考生たちに対して」情理を以て再三「騒ぎを」やめるように勧めるとともに、劉總戎は下城東北隅に駐留する楚軍中営を統率して十年になるが、これまで該兵營の兵士が問題を起こしたことはなく、劉總戎も比類なき武勇果敢な人物であり、その誤りは無心から出たものであるから、詫びを入れさせる件も取りやめた方がいい、と語った。多くの者が必死になってやめるよう勧めたため、暎県の学生はやっと各自号舎に戻り、その結果試験場内での巨禍は免れたという」<sup>(24)</sup>（八月二十一日「浙閩新聞」）

「学海堂「広東の学舎名」の考廉「举人」は、試験に際して替え玉受験を根絶しようとしてしばしば方法を講じてきたが、ついにその弊害の元を改めることはできなかった。「しかるに」今月、徳静山「寿」<sup>(25)</sup>都転「塩運使。ここは両浙塩運使」が十二日に官員の勤務評定試験を行なったが、そこで替え玉受験をした者全てが郷試の試験場に姿を見せており、真に「弊害がなくなり風習が良くなった」といふべきである」<sup>(26)</sup>（八月二十四日「浙事近録」）

「文郷試の各事務官は、鄒觀察「道員」以下巡検、未入流に至るまで全奉職者が十七、八日に前後して任務完了となったが、試験場の兵士は依然として巡察の任務についており、「試験用に掛けられた」アンペラ小屋も一つとて撤去されていない」<sup>(27)</sup>（同前）

「試験場内の謄録所が発した消息によれば、浄書した第一場の答案のうち、十九日の黎明までに浄書の済んでいないのは僅か千四、五百巻であり、対読所が十八日の黎明までに発送したのは計六千巻である」<sup>(245)</sup> (同前)

「八日に 至聖先師「孔子」を祭るに際して、慣例によって巡撫が祭礼を主宰することになっている。ここに静帥が試験場入りして監督業務に携わっているため、特別に許星台「応騷」方伯「布政使」に委託して代わりに祭って貰った。事務官と各考生は全員入場していたので、結局未入学者が盛大な式典に親しく協力でき、実に光栄の極みである。許方伯は祭礼を主宰して式典が済んでから、やっと貢院に赴き点呼に当たった。」<sup>(246)</sup> (同前)

「第三場が終了し、各府県の考生は皆前後して旅仕度を済ませ帰郷した。荷担ぎ人夫は十倍の利益があったため、とうとう「考生は彼らに」侮られるに至り、引き受ける者が一日中いない日もあった。万安橋から太平橋にかけての大河一帯の場合、二十日にはついに雇えた船も一隻もなかった。話では、両県「仁和と錢塘」の下っ端役人が船着場とつるみ、船頭を騙し彼らを捕まえて使役し、彼らの利益を分割したのだという。省都という要地で大胆にも結託して他人を騙し、その結果考生が旅仕度をして船を待ち続ける事態に相なるとは、為政者の監督は元来行き届きにくいものであることよ」<sup>(247)</sup> (同前)

「浙江郷試の謄録は、これまで毎回寧波府人が数の上で第一位を占めており、とりわけ郵、慈谿の両県が覇を争ってきた。ベテランはいつも郵県と慈谿県の浄書答案を半分以上発送してから、やっと他府の分を続々と発送したが、謄録所の高官には絶対に気づかれることがなく、真にたいした腕前である。今回も同様であり、しかも謄録所は出入り自由ときており、論者がこれを文王の囿「周の文王が動物を飼っていた園」に比してい

るのは実にお笑い草である。今般、第一場の答案が八月二十日の夜間にやっと浄書の完了を見、二十一日の夜に悉く内収掌「内廉事務責任者」から内廉「考官」に届けられたため、監臨の衛静帥は二十二日の午の刻に試験場を出て役所に戻った」<sup>(46)</sup>（九月一日「之江寒潮」）

「長雨が三日間続き、試験場前の特設市場は静まり返っていた。各府の受験生は均しく暇を乞うて帰り、いまだ残っているのは千、百中の一、二にすぎないため、各店舗は商品を悉く箱に詰めて貯えをしまい込み、一両日以内に店をたたむ予定であった。「ところが」なんと二十四日になって、からりと晴れわたり、当城「杭州府城」の各種の人たちが一斉に青雲街に繰り出して買物をし、通りはずっと賑わいっぱなしであった。試験場前では二十五日になると肩や肘が擦れ合うほど込み合い、市場を往来する客の大半が婦人であったので、本屋、宝石店、磁器店の三業種はどうとう売値を何倍にもして売ったが、それでも商売は相変わらず繁盛した。これも従来は余りなかったことである」<sup>(49)</sup>（同前）

「浙江郷試の及第者発表時期について、外部では十二日だという風説が伝わっているが、十日だという者もいる。私見によれば、第二場の答案の閲読がまだ完了していないのに、主考官は前もって期日を定めて外廉官に伝えられる筈はない。騒々しく伝えられている諸説は一体どこからきたものか」<sup>(50)</sup>（同前）

「第三場の答案が全部浄書し終わったので、六日午後に謄録の書記を開放したが、その際彼らは先を争って外に出ようとし、潮のような勢いであった。及第者発表の期日は、十三日に決まったという話であるが、真偽のほどは分からない」<sup>(51)</sup>（九月十日「浙閩近信」）

「文郷試の行事が完了し、引き続き武郷試を執り行なうべく、静帥は文書を以て、徳寿都転を提調官に、唐

樹森觀察を監試官に、管帶湘軍水師左營駐防烏鎮の張培基參戎を同考官にそれぞれ任命した<sup>(35)</sup>(同前)

「浙江鄉試は、元々十二日の亥の刻正「午後十時」に及第者が発表されることになっていたが、今ここに、名作が多数あつて校閲に詳細かつ慎重に取り組まねばならぬため、十四日の発表に改める。私見では、鶴袍「宋代の科挙受験生が着用した白い綿入れ」を身に着けて入試「宋代の官吏選用試験」に臨む学生は、槐の花が黄色くなくなってから、まがきの菊の花が開く時を待ち望み、鸞が鶴のように恋い焦がれ、早く登科記に名前が載ることを期待しない日は一日もないというのに、発表の期日が延期されるとは、ほとんど秋の出水に全員押し流されたようなものではないか。しかし人材を選ぶ盛大な式典というものは、誠に慎重であればあるほうがよい。昔、蔣苜生「乾隆の進士蔣士銓の字」太史「翰林院編修の別称」が再び犀炬「松明。犀の意味は不明」を燃やして波を照らさんとする心を抱いた所以は、恐らく『明珠「優れた人物」は波底に沈む』という句があつたからであろう、かの両典試は深くその意味を汲み取つたがため、きつと細心かつ慎重になり、遅くなくても構わないと考えたのであろう。以上、數言を綴つて衆人の希望を述べた次第である」<sup>(36)</sup>(九月十四日「掲曉改期」)

光緒十五年己丑恩科 この年はもともと郷試が実施される年ではなかったが、この年に光緒帝が成人して結婚したのを機に皇帝による親政が始まったことに伴い、特別に郷試が実施されたのである。及第者定員も増員され、浙江省郷試の場合は三十名増えた。及第者名簿の発表は九月十五日。翌日の『申報』に名簿が掲載された(己丑恩科浙江郷試題名全録)。及第者は百三十七名、副榜は十八名。但しこれにも誤記があり、九月十九日付『申報』に改めて「己丑恩科浙江郷試官板題名全録」が掲載された。それによると、及第者数は同じである

が、副榜は二十名。全及第者のうち、山会籍者は二十一名、紹興府籍者は二十八名<sup>(276)</sup>。

監臨官（総責任者）

崧駿<sup>(277)</sup> 現任の本省巡撫。周福清が起こした科挙不正事件時の本省巡撫。満州鑲藍旗の人。咸豊八年戊午科挙人。

提調官（事務局長）

許広駿 現任の本省布政使。「光緒十四年戊子科」「提調官（事務局長）」「許広駿」項参照。

豊紳泰 現任の本省杭嘉湖道。「光緒十四年戊子科」「提調官（事務局長）」「豊紳泰」項参照。

監試官（外廉監督官）

廖寿豊<sup>(278)</sup> 現任の本省按察使。字は穀似。同治十年辛未科進士（殿試第二甲第六十七名。周福清と進士同年）、翰林院庶吉士。

郭式昌 本省候補知府。字は穀斎。

内監試官（内廉監督官）

張初杰 本省候補知府。字は丙章。

正考官 李文田 現任の詹事府少詹、兼会典館協纂、兼日講起居注官、兼南書房行走。字は畚光。号は別農。別

号を仲約という。広東省広州府順德県の人。咸豊九年己未科会試探花（孫家鼐<sup>(279)</sup> 周福清の挙人同

年孫徳祖<sup>(280)</sup>の従兄孫念祖<sup>(281)</sup>、周福清の母親戴氏の族人の可能性のある戴堯臣<sup>(282)</sup>、覆盆橋周氏の姻戚で

科挙不正事件関係者の一人馬伝煦<sup>(283)</sup>、覆盆橋周氏の姻戚趙一林<sup>(284)</sup>と同年）、翰林院編修。同院侍講。

同治九年兼庚午科本省鄉試副考官（李慈銘の房師）。翰林院侍讀學士。光緒十四年兼戊子科江蘇省鄉試正考官。光緒十五年現職。同年兼本科正考官。光緒十六年内閣學士。同年礼部右侍郎。光緒十七年兼順天府學政。光緒二十年順天府學政職を離任。光緒二十一年兼乙未科會試副考官、兼同科會試殿試讀卷官。同年卒。著書に『元秘史注』、『元聖武親政錄』、『校注元史地名攷』、『塞北路程攷』、『和林金石錄』、『西遊錄注』、『双溪醉隱集箋』がある。李慈銘との間に交友關係あり。

副考官

陳鼎

現任の翰林院編修、兼國史館協修。字は伯商。湖南省衡山府衡山縣の人。光緒六年庚辰科進士（殿試第二甲第三十九名。李慈銘と同年）、翰林院庶吉士。官は翰林院編修に至る。

同考官

榑鑑光

候補知縣。広東省広州府三水縣の人。咸豐五年乙卯科舉人。

左宜之

即用知縣。湖北省武昌府武昌縣の人。光緒十二年丙戌科進士（殿試第三甲第四百名）。

劉喬禎

現任の題補本省金華府義烏縣知縣。江西省九江府德化縣の人。同治六年丁卯科舉人。

朶如正

同知銜、即用知縣。雲南省雲南府昆明縣の人。光緒二年丙子恩科進士（殿試第三甲第三十四名）。

夏葆彝

即用知縣。湖北省黃州府黃岡縣の人。光緒十二年丙戌科進士（殿試第三甲第七十六名。本科同

考官左宜之と同年）。

周學基

現任の本省杭州府富陽縣知縣。原名は紹劉。字は琴孫。広西省桂林府靈川縣の人。光緒九年癸

未科進士（殿試第三甲第八十五名）、翰林院庶吉士。散館して富陽縣知縣に改められる。

宦懋和

現任の准補本省処州府雲和縣知縣。『増校清朝進士題名碑録』は「宦」を「官」とする。貴州

省遵義府遵義縣の人。同治十三年甲戌科進士（殿試第三甲第一百十四名）。

楊崇欽 現任の本省処州府景寧縣知縣（光緒十一年六月補。後任は光緒十九年調）。湖南省長沙府善化

縣の人。『浙江鄉試同年齒錄光緒己丑恩科』（浙江省圖書館藏）は同治十年辛未科進士（周福清と

同年）とするも、『増校清朝進士題名碑錄』等は無記載。

張縉雲 教習知縣。福建省邵武府光沢縣の人。光緒二年丙子科舉人。

邵秉經 現任の本省金華府蘭谿縣知縣。福建省福州府閩縣の人。同治元年壬戌登極恩科補行咸豐十一年

辛酉科舉人。

李蟠根 即用知縣。江蘇省揚州府甘泉縣の人。光緒十二年丙戌科進士（殿試三甲第百六十四名。本科

同考官左宜之と同年）。

俞鳳岡<sup>(28)</sup> 現任の本省紹興府会稽縣知縣。江西省広信府広豊縣の人。

柳商賢 大挑知縣。江蘇省蘇州府元和縣の人。同治九年庚午科補行同治元年壬戌登極恩科舉人。

胡裔麟 即用知縣。広西省梧州府蒼梧縣の人。光緒十二年丙戌科進士（殿試三甲第百二十二名。本科

同考官左宜之と同年）。

何文耀 即用知縣。広東省広州府香山縣の人。光緒十二年丙戌科進士（殿試三甲第九十八名。本科同

考官左宜之と同年）。

查蔭元 即用知縣。安徽省徽州府婺源縣の人。光緒六年庚辰科進士（殿試三甲第百二十三名。本科副

考官陳鼎と同年）。

内収掌官（内廉事務責任者）



鄧嘉純 本省候補知府。字は笏臣。江蘇省江寧府江寧県の人。光緒六年庚辰科進士（殿試第二甲第六十四名。本科副考官陳鼎と同年）。

学政 潘衍桐 現任の翰林院侍読学士。「光緒十四年戊子科」「学政」「潘衍桐」項参照。

第一場試（『清代考挙年表』及び光緒十五年八月十一日付『申報』所載「電伝浙江郷試首场題」及び同年八月十一日付『越縵堂日記』による）

#### 四書題

一「由孔子而一節」。「孟子」「尽心章句下」中の「孟先生は仰られた。」「略」孔先生から今に至るまで百余年、聖人の世からはこのようにまだ遠く隔たっていない」（『孟子曰。』……由孔子而來至於今、百有餘歲、去聖人之世、若此其未遠也）と推察される。

二「子夏はそれを聞いて言った。」「略」君子の道はどれを先に伝えるか、どれを後回しにして厭というまで教えるか、「きちんと順序が決まっている。」それは丁度草木を育てるのに種類ごとにやり方が違うのと同じである」（『論語』「子張」篇）。

三「太陽や月や星もここ」「大」に位置して輝き、「全ての物がこれ（大）に覆われて育つ」（『中庸』）。

詩題 「賦得『君と約略杭州を説かん』（得州字。五言八韻）」（『白居易「客の杭州を問ふるに答ふ」詩』の第二句。尤韻下平）。

第二場試（光緒十五年八月十八日付『申報』所載「浙江郷試二場題」による）

#### 五経題

魯迅の祖父周福清致（七）

一「水と火とが互いに追い合い、春になって雪がようやく鼓動し、風が柔らかに吹いて両者背き合うことなくして万物を産み、山の泉脈は沢に流れ入り、沢の気は山に升って雲や雨となって、山の氣と沢の氣とが通い合う」<sup>(258)</sup>〔『易経』「下経」「説卦伝」〕。

二「余は、六律・五声・八音の音楽を聞き、余の治めている天下の治乱がどのようにその音楽に現れているかを察した上で五言を出納したい。お前たちが「音楽を」聞くがよい」<sup>(259)</sup>〔『書経』第二「皋陶謨」篇〕。

三「内側の二頭の馬は躍って前に駆け、外側の二頭の馬はそれに従って並んで走る。いとお方が禽獸の集う藪沢に着くと、勢子の焚く草原の火が四方に赤々と炎を上げる。いとお方は弓の名手で、馬を駆るのも実に見事だ。馬を馳せたり止めたりして、獲物を追いかける」<sup>(260)</sup>〔『詩経』「国風」「鄭風」「大叔于田」篇〕。

四「於越が呉に入った。秋、公が会合から戻られた（哀公十三年）」<sup>(261)</sup>〔『春秋』「哀公十有三年」篇〕。

五「先王は音楽によって身や国を滅ぼす等の弊害を憂えたため、雅頌を定めて基準とした。」つまりその声は心の楽しさを十分に表現するのみで放縱にならず、その歌詞は心中の思いを十分に表出するだけで言い尽くして露骨にならないようにし、その歌曲の音の曲直、大小、高低、緩急等の演奏法は聴く者の善心を感動させるには十分であるが、「刺激しすぎて善心を忘れさせ正気を失わせるようなことはない」<sup>(262)</sup>〔『礼記』第十九「楽記」篇〕。

### 第三場試

#### 策五道（策五題）

一 光緒十五年九月二十八日付『越縵堂日記』に「策題は皆簡潔であり、第一題は、經学は多く大義を挙げているが、最も精雅にして古法に合致しているもの「は何か」を問うている」と見える（原文は本章「原文」二「注」欄参照）。

解元 高宝鑾 字は佩瑣。号は子鳴。嘉興府秀水県の人（南門外義橋高氏）。嘉興府学副貢生。本科举人。光緒十八年壬辰科進士（殿試第二甲第七十七名。湯寿潜、举人同年蔡元培と同年）、翰林院庶吉士。同院編修に至る。

山会籍及第者（紹興籍及第者のうち、山陰県籍者と会稽県籍者は以下の通り。他省で実施された郷試の及第者も含む。『紹興県志資料』第一輯「選挙」、『紹興県館紀略』「科名録」「郷試題名」による）

馮景星 第十一名。山陰県の人（鍾沢村馮氏）。

沈祖善 第二名。会稽県の人。寄籍杭州府錢塘県。

湖道南 第十六名。山陰県の人（張湊村胡氏「管墅に転居」）。原名は紹臣。字は任夫、任臣。号は鍾生。覆盆橋周氏の姻戚（和房第十一世以姆の三女裕が道南の弟紹塘「候選従九品」に嫁いでいる）。

十五歳の時山陰県学廩膳生。二十八歳で举人に。門業師に李慈銘と進士同年の何汝翰が、受知師に周福清の族叔以均の举人同年沈元泰<sup>(287)</sup>（元龍山書院教師）、周来賓<sup>(288)</sup>（元龍山書院教師）、周福清の受業師陳錦<sup>(289)</sup>（元龍山書院、菽山書院教師）、現任の会稽県知県俞鳳岡、周福清の進士同年で前任の浙江省学政瞿鴻禨<sup>(290)</sup>が、本科受知師に監臨官の巡撫松駿、提調官の布政使許应騫（湖道南の世伯）と杭嘉湖道豊紳泰、監試官の按察使廖寿豊と候補知府郭式昌、内監試官の候補知府張勅杰、

内收掌官の候補知府鄧嘉純がいる。会試には及第せず、大挑二等教職用。知県に補されるも辞退し、本省湖州府長興県学教諭となる。紹興中西学堂監学、明道女学校校長、紹興中学堂監督、紹興学務公所議員、山陰勸学所總董を歴任。光緒二十三年、杭州で紹興府新昌県の童学琦と『経世報』を創刊し、章炳麟を撰述員に招く。秋瑾案を密告したとの嫌疑をかけられた人物。宣統二年紹興の清查公産事務所で暗殺される。享年四十九歳。『紹興県志資料』第二輯「人物列伝」に蔡元培撰の伝がある。

沈宝琛 第八名。山陰県の人。寄籍紹興府嵊県。光緒十八年壬辰科進士（殿試第二甲第一百十八名）。安徽省廬州府合肥県知県に至る。

蔡元培 第二十三名。山陰県の人（紹興府城内筆飛坊蔡氏。筆飛坊蔡氏は紹興府城内井巷蔡氏の分支）。第二十三名（または第三十名）。字は仲申。号は雀廬。別号を鶴卿と言う。幼名は宜哥。幼字は意可。山陰県学附生。受知師に周福清の挙人同年錢振常（<sup>20</sup>龍山書院院長）、王繼香（<sup>20</sup>稽山書院院長、俞樾（<sup>20</sup>話経精舎教師）がいる。光緒十八年壬辰科進士（補殿試第二甲第三十四名。同郷の湯寿潜、挙人同年高宝鑾と同年）、翰林院庶吉士。同院編修に至る。

俞蔭森 第二十九名。会稽県の人（香芬巷俞氏）。

陶家垚 第三十七名。会稽県の人。

車書 第四十六名。会稽県の人（紹興府城内鉄甲宮車氏）。本省寧波府鎮海県学教諭に至る。

堵煥辰 第六十五名。会稽県の人（冒山堵氏）。江蘇省淮安府阜寧県知県に至る。

王榮祖 第六十七名。会稽県の人。光緒十三年丁亥科歲貢。本省杭州府海寧州学止に至る。

全国泰 第七十一名。山陰県の人。光緒十四年戊子科副貢。

俞鈞 第八十一名。会稽県の人。

章倬漢 第八十七名。会稽県の人。湖南省辰州府沅陵県知県に至る。

許福楨 第一百四十四名。山陰県の人（紹興府城内獅子街許氏）。光緒十一年乙酉科紹興府学拔貢。本省処

州府青田県学教諭に至る。

陳常夏 第三百三十二名。会稽県の人。本省金華府義烏県学訓導に至る。

董学琦 第三名。山陰県の人（昌安坊董氏）。寄籍紹興府新昌県（清代の中葉に新昌に移る）。

周宗彬 会稽県の人。順天府郷試及第。

朱恒康 山陰県の人。寄籍順天府大興県。順天府郷試及第。

譚宝璿 山陰県の人（張淩譚氏か。譚廷襄は張淩譚氏の人）。『紹興県館紀略』『科名録』『郷試題名』は

「璿」を「晋」とする。順天府郷試及第。光緒十四年戊子科順天府副貢。

兪省三 第五十名。山陰県の人。寄籍紹興府蕭山県か。光緒二十年甲午恩科進士（殿試第二甲第三十名）。

同年進士より到閣（漢票簽）。江西省南昌府呉城同知に至る。

汪兆鏞 山陰県の人（宝珠里汪氏）。寄籍広東省広州府番禺県。広東省郷試及第。光緒十一年乙酉科優貢。

王慶垣 会稽県の人。寄籍順天府通州。字は薇卿。光緒十四年戊子科浙江省郷試及第の王慶埏（会稽県

の人。「光緒十四年戊子科」「山会籍及第者」「王慶埏」項参照）と同族か。順天府郷試及第。光

緒十八年壬辰科進士（殿試第二甲第八十八名。解元の高宝鑾と同年）、翰林院庶吉士。散館して主事に改められ、更に河南省南陽府桐柏県知県に改められる。河南省開封府原武県知県に至る。

范迪襄 会稽県の人。寄籍湖北省武昌府江夏県。湖北省郷試及第。光緒十六年庚寅恩科進士（殿試第二甲第一百一名）。外務部主事に至る。

陶邵学 会稽県の人。寄籍広東省広州府番禺県。広東省郷試及第。光緒二十年甲午恩科進士（殿試第三甲第七十七名）。同年進士より到閣（漢票簽）。

徐維則 第七十八名。山陰県の人（棲覺徐氏）。

張 煦 第九十六名。山陰県の人。

黄寿充 第九十八名。山陰県の人（陡豐黄氏）。『増校清朝進士題名碑録』と『紹興県志資料』第一輯「人物列伝」所収の伝（本人への採訪）と『紹興県館紀略』「科名」「郷試題名」は「充」を「衰」とする。初名は中理。字は補臣、子通。光緒二十一年乙未科貢士。光緒二十四年戊戌科進士（殿試補第三甲第三十一名）、翰林院庶吉士。散館して翰林院檢討に改められる。光緒三十一年故郷にて、墮民と楽籍の身分削除と同仁小学堂の創設を上奏。光緒三十二年立憲を奏請する。同年授例保送知府、河南省に指定分派される。巡撫衙門にて文案を司り、ついで陝州知州代理に。辛亥革命後に辞職して帰郷。民国初年に紹興の水利事業を計画する。民国七年卒。『夷門草』二巻、『莫臣草』四巻等、多数の著書がある。

章觀光 第百十二名。山陰県の人（道墟章氏）。錫光と改名。字は吉臣。号は劼丞。光緒十二年県学入

学。光緒二十九年癸卯科薦辟（經濟特科。辞退して試験に赴かず）。光緒三十年甲辰恩科進士（殿試第三甲第四百八十八名）。即用知県、簽分湖南省。光緒三十一年湖南省巡撫の幕府に入る。光緒三十二年郴州直隸州興寧県知県代理。光緒三十三年常德府桃源県知県、翌年赴任。在任候補知府。特用道。辛亥革命により帰郷し、稱山子僧と号する。民国九年卒。著書に『湘水青燐集』、『稱山詩存』各一卷がある。『紹興県志資料』第一輯「人物列伝」に倪文瀾撰の伝（採訪による）がある。

及第者名簿 成績順。光緒十五年九月十九日付『申報』所載「己丑恩科浙江郷試官板題名全録」による。

- 1 高宝鑾（嘉興府学副貢。「解元」項参照）
- 2 沈祖善（杭州府錢塘県学増生。「山会籍及第者」項参照）
- 3 童学琦（杭州府新城県学優廩。「山会籍及第者」項参照）
- 4 諸葛鈞（温州府平陽県学廩生）
- 5 顧星烟（寧波府奉化県学歳貢）
- 6 汪康年（杭州府錢塘県学優貢）
- 7 方堯猷（杭州府於潛県学拔貢）
- 8 沈宝琛（紹興府学附生。「山会籍及第者」項参照）
- 9 鄰宸笙（寧波府鄞県学廩生）
- 10 張元濟（嘉興府海塩県学廩貢）
- 11 馮景星（紹興府山陰県学。「山会籍及第者」項参照）
- 12 楊秉鑿（杭州府海寧州学優廩）
- 13 陳得心（寧波府学優附）
- 14 唐□墀（温州府瑞安県学附生）
- 15 劉歌雅（衢州府江山県学附生）
- 16 韓拜旒（紹興府蕭山県学訓導）
- 17 項芳蘭（温州府瑞安県学附生）
- 18 胡道南（紹興府山陰県学廩生。「山会籍及第者」項参照）
- 19 林元濬（杭州府仁和県学訓導）
- 20 姚文倬（杭州府仁和県学教職）
- 21 陳承福（湖州府德清県学附生）
- 22 孫鴻年（杭州府錢塘県学附生）
- 23 蔡元培（紹興府山陰県学附生。「山会籍及第者」項参照）
- 24 戴鴻祺（寧波府鄞県学廩生）
- 25 夏啓瑜（寧波府鄞県学優廩）
- 26 許子麟（杭州府仁和県学附生）
- 27 凌師皋（寧波府慈谿県学副貢）
- 28 陳星

- 庚(寧波府字增生) 29 兪蔭森(紹興府会稽県字增生。「山会籍及第者」項参照) 30 王恩溥(紹興府諸暨県字增生) 31 周易藻(紹興府蕭山県字增生) 32 王振鈺(寧波府鄞県字增生) 33 孫廷燦(嘉興府学または同府嘉興県字增生) 34 吳宝堅(杭州府錢塘県字增生) 35 趙延泰(杭州府学附生) 36 高培森(杭州府仁和県字增生) 37 陶家珪(紹興府会稽県字附生。「山会籍及第者」項参照) 38 王為幹(杭州府仁和県字附生) 39 陸懋勳(杭州府仁和県字優增) 40 廬字源(嘉興府海塩県字增生) 41 馮大觀(寧波府鄞県字增生) 42 夏樹桐(杭州府錢塘県字附生) 43 樊恭寿(杭州府学附生) 44 吳士鑑(杭州府錢塘県字官廩) 45 梁 榕(湖州府烏程県字歲貢) 46 車 書(紹興府会稽県字增生。「山会籍及第者」項参照) 47 汪鵬年(杭州府錢塘県字附生) 48 陳逢熙(湖州府烏程県字附生) 49 陳瑞玉(湖州府德清県字增生) 50 兪省三(紹興府蕭山県字增生)。「山会籍及第者」項参照) 51 吳炳藩(杭州府錢塘県字增生) 52 沈 衛(嘉興府秀水県字增生) 53 兪□炎(杭州府錢塘県字增生) 54 陸樹藩(湖州府歸安県字優廩) 55 談庭梧(嘉興府海塩県字增生) 56 水渠成(寧波府学廩生) 57 楊慕侃(温州府平陽県字增生) 58 陸仁基(嘉興府学または同府嘉興県字增生) 59 沈頌清(嘉興府平湖県字訓導) 60 陳乃廣(杭州府海寧州字優廩) 61 鼎 銘(駐防附生) 62 陸炳琦(嘉興府嘉善県字附生) 63 黄□寿(紹興府蕭山県字附生) 64 朱景元(杭州府錢塘県字職監) 65 堵煥辰(紹興府会稽県字附生)。「山会籍及第者」項参照) 66 夏鍾□(杭州府学附生) 67 王采祖(紹興府会稽県字訓導)。「山会籍及第者」項参照) 68 張大昌(杭州府仁和県字副貢) 69 徐 珂(杭州府学附生) 70 蔡□錚(湖州府歸安県字附生) 71 全国泰(紹興府山陰県字副貢)。「山会籍及第者」項参照) 72 黄履中(寧波府鎮海県字附生) 73 陳利川(寧波府鎮海県字附生) 74 葉意深(寧波府学拔貢) 75 姚寿祺(杭州府海寧州字增生) 76 徐紹詠(紹興府学附生) 77 徐智光(紹興府上



- 虞興學附生) 78 徐維則 (紹興府會稽縣學廩生。「山會籍及第者」項參照) 79 王德錄 (杭州府仁和縣學附生)  
 80 孔昭銘 (紹興府蕭山縣學職貢) 81 俞鈞 (紹興府會稽縣學附生。「山會籍及第者」項參照) 82 章猷猷 (溫  
 州府學附生) 83 馬佩先 (寧波府郵泉縣學附生) 84 許海第 (杭州府海寧州學增生) 85 俞宗濂 (湖州府歸安縣  
 學附生) 86 乃廣 (駐防附生) 87 章倬漢 (紹興府會稽縣學附生。「山會籍及第者」項參照) 88 高□声 (杭州  
 府學附生) 89 王甲榮 (嘉興府學または同府嘉興縣學廩生) 90 李世楷 (嘉興府秀水縣學廩生) 91 陳昌□ (杭  
 州府錢塘縣學廩生) 92 韓昌復 (紹興府蕭山縣學訓導) 93 李兆祥 (嘉興府石門縣學拔貢) 94 潘光烈 (寧波府  
 慈谿縣學附生) 95 凌和鈞 (嘉興府嘉興縣學教諭) 96 張煦 (紹興府山陰縣學附生。「山會籍及第者」項參照)  
 97 姚家鏞 (寧波府郵泉縣學附生) 98 黃壽衮 (紹興府學附生。「山會籍及第者」項參照) 99 徐樹昌 (嘉興府  
 平湖縣學優廩) 100 王舟瑤 (台州府黃巖縣學優貢) 101 金燾 (金華府學または同府金華縣學附生) 102 陸永年  
 (嘉興府學または同府嘉興縣學附生) 103 來鴻璫 (紹興府蕭山縣學歲貢) 104 陸以增 (杭州府錢塘縣學附生) 105  
 唐家泰 (嘉興府秀水縣學廩生) 106 蔣玉泉 (紹興府余姚縣學增生) 107 徐光烈 (杭州府仁和縣學附生) 108 胡宋  
 銓 (寧波府鎮海縣學歲貢) 109 林昌熙 (湖州府德清縣學廩生) 110 汪大燮 (杭州府錢塘縣學附生) 111 許庇奎  
 (嘉興府嘉善縣學拔貢) 112 章觀光 (紹興府會稽縣學廩生。「山會籍及第者」項參照) 113 陳一貫 (寧波府定海庁  
 學附生) 114 許福禎 (紹興府山陰縣學教職。「山會籍及第者」項參照) 115 許黼宸 (温州府瑞安縣學副貢) 116 葉  
 宝瑛 (金華府學または同府金華縣學廩生) 117 閻震 (紹興府嵊縣學附生) 118 蔡蒙 (湖州府歸安縣學廩生)  
 119 汪宗泗 (湖州府烏程縣學附生) 120 張瓊 (嚴州府淳安縣學拔貢) 121 蔡松 (湖州府歸安縣學廩貢)。 122  
 羅鳳密 (台州府黃巖縣學附生) 123 呂師伝 (金華府永康縣學廩生) 124 王佐 (紹興府上虞縣學廩生) 125 松

福（駐防附生） 126 鄭景翹（处州府麗水県学教職） 127 応朝光（寧波府鄞県学附生） 128 周光寅（寧波府定海府学附生） 129 張承德（湖州府長興県学訓導） 130 張鎮元（寧波府鄞県学監生） 131 虞慶槐（杭州府錢塘県学訓導） 132 陳常夏（紹興府会稽県学訓導。「山会籍及第者」項参照） 133 楊毓麟（温州府樂清県学拔貢） 134 陸仰賢（寧波府鄞県学副貢） 135 洪錫承（杭州府新城県学教諭） 136 黄崇憲（温州府永嘉県学附生） 137 陳虬（温州府樂清県学廩貢）

副 榜 成績順。光緒十五年九月十九日付『申報』所載「己丑恩科浙江鄉試官板題名全録」による。

1 廬雲鵬（寧波府鄞県学附生） 2 鄭杰（杭州府錢塘県学附生） 3 錢汝雯（湖州府学増貢） 4 陳宝鉞（杭州府海寧州学附貢） 5 姒錫章（紹興府学附生） 6 童兆麟（寧波府学附生） 7 汪自強（杭州府仁和県学附生） 8 唐步雲（嘉興府嘉善県学優廩） 9 徐正塘（寧波府学廩生） 10 任祿康（嘉興府海塩県学附生） 11 朱森（金華府学または同府金華県学歳貢） 12 蔣唐祐（金華府学または同府金華県学附生） 13 趙翰芬（紹興府山陰県学附生） 14 任寿祺（嘉興府海塩県学増生） 15 葉景春（处州府学附生） 16 張宝華（杭州府海寧州学訓導） 17 牟攀（台州府黄巖県学増生） 18 方積鉦（寧波府学増生）

浙閩消息 当時の『申報』に載った、本科郷試に於ける杭州の貢院内外のできごとに関する伝聞等を伝える記事を以下に列挙する。

「三日、崧振〔監臨官崧駿の字振青の振〕帥は親しく貢院に臨み、場内で警備の任に当たる兵士を大々的に檢閲した。牌楼から頭門に至るまで、旗が連なり刀や槍が陽光を受けて光り輝いており、極めて整っておりかつ厳粛であった。振帥は各項目をくまなく檢閲した後、儀門の演習所に昇って腰を下ろすや、直ちに竿に灯火

を懸ける作業を見学した。各号砲要員は順序よく事を進め、悉く規定に則っていた。受験生が多数集まり、「松振帥の」新しいやり方を拝見したが、口々に、大変素晴らしいと讃えた」<sup>(265)</sup>（八月九日「浙撫閱圃」）

「八月一日、松振帥は黄紙に 諭旨を書き写し、黄色の縐子を用いて彩りを施した亭を作り、「天開文運」の額の掛かっている大柵欄外に供えた。八日に貢院の頭門に移し、受験生に 天顔「皇帝の顔」を拝見させたが、まるで皇帝の近くに侍っているかのようなようであり、「彼らは」万事恭しく従事するに当たって、失敗して恥ずかしめられることのないようにと願った。更に頭門の左側に明遠楼「場内の大通りたる甬道の中央にある試験の合図や監督をする建物」と同じ高さの一階の高臺を建てたが、これは係員を派遣して臺下で見守らせ、点呼の時刻になったら、一起「点呼のために分けた班を起す」といふ点呼するたびに高臺に登って号砲を一発鳴らさせようというものであった。それは多分、高ければ音が遠くまで伝わり、その結果各所で竿を眺め音を聞いて灯火を取り替えることができるからであろう」<sup>(266)</sup>（八月二十二日「浙闈述事」）

「昨年の郷試の試験場に於て、ある者が点を書いて明遠楼に貼り出したが、場外から望遠鏡で覗いたら悉く見えたので、八日午後のうちにはもう広まって役所に通報された。今回、振帥は積弊を一扫しようとして、明遠楼の一階から三階までを一律に封鎖し、考生が侵入して遊んだり鼓手が曲を演奏したりするのを禁じた。予防に気を使うこと、誠に周到である」<sup>(267)</sup>（同前）

「八日の第一場では、夕方になって号門「号筒の門」を封鎖し、直ちに「受験」番号を調べて捺印し、三日目「十日」に開門すると、学生は考籃を下げて出場したが、「学生は」学事規定を守り、決して騒ぎを起こさうとしなかった。第二、三場も同様であり、松振帥の試験場管理が素晴らしく行き届いていることがよく分

かる。」<sup>(266)</sup>(同前)

「藍榜「形式上の規則違反を犯したことにより以後の受験を禁止された者の氏名を場外に告示するための掲示板。紫榜ともいう」に記載された者は、第一場では三十三人。そのうち答案の未完成の者が八人、白紙答案の者が四人、注を加えたり塗りつぶして訂正したりするなど書式に違反している者九人、下書きが揃っていない者三人、詩の下書きのない者四人、規則に違反して号舎を出たため答案を取り除くべき者一人、一日の寅の刻「四時」になっても答案を提出しない者一人。第二場では計十九人。上表紙を焼き焦がした者三人、注を加えたり塗りつぶして訂正したりするなど書式に違反している者二人、白紙答案の者が四人、答案の未完成の者が八人、十三日の寅の刻になっても答案を提出しない者一人、答案の未提出者一人」<sup>(267)</sup>(同前)

「九日の第一場に於て、炎熱のため、激しい吐き下し症状を呈する受験生が続出した。さる鳴字号「号筒は一棟ごとに字号が付されている。なお号筒内は数十の号舎に分けられている」の受験生は、病いを抱えたまま入場し、九日夜十時に突然腹が痛いといわめき出し、嘔吐と下痢の症状が同時に現われたので、号軍「号筒の警備に当たる兵士。清代では雑役人夫として掃除や受験者の使役に当たった」が号官「号筒管理官」に要請して二門の篷葺きの小屋内に担ぎこんだところ、程なくして魂が体を離れ、志を抱いたまま亡くなった。十日の出場の際に、衣服で頭を覆い支え助けて出場させ、いまだ死んでいない者のように見せかけたが、それは恐らく塀から吊るし出すという凄惨な状況を避けるためであろう「考生が死んだ場合、大門から担ぎ出すのは縁起が悪いとして、塀から吊るし出した」。来字三十数字の湖州の考生は、答案を完成させてから考具を片づけ、出

場すべく答案を提出しようとしたとたん、激しい吐き下しに襲われて、四肢が動かなくなり、体がこわばった状態で号舎内に横たわり、転々としながら呻き声をあげた。「そこで」隣号の樊恭寿「及第第四十三名」君が疫病を退ける薬を調合し、水を口中に注ぎ込み、またもや号官に要請して水汲み人夫に支えながら退出させたが、その後生命がどうなったかは知らない」<sup>(288)</sup>（同前）

「噂では、浙江郷試は九月十三日寅の刻に及第者名簿が発表されると決まったとのことであるが、確かかどうかは分からない。鹿鳴「詩経」「小雅」「鹿鳴之什」中の篇名。この詩は郷試及第者発表の翌日に正副考官が同考官と共に及第者を招いて開く宴会で吹奏され、この宴会を鹿鳴宴という」の詩を歌わんとする諸君は、期待を込めて「及第者発表掲示板を」見、耳を傾けて「鹿鳴の音楽を」聞くことであろう」<sup>(289)</sup>（九月三日「浙省放榜日期」）

不正の噂 この科については考官絡みの不正があったと取り沙汰され、考官の二人を誹謗する「旧に文名「文章」に秀でていてという名声」有るも、李・仲・約・「文田」は約略「おおよその意。第一場詩の詩題中の言葉」たるに妨ぐる無し。新たに鼎記「解元等上位三名の及第者をいう」を開きたれば、陳・伯・商・「鼎」は大いに商量「詰問する意」すべし」<sup>(290)</sup>（傍点は筆者）と言う聯が残っている。「李仲約は過去に文名があったが、それは虚名であって真実の才能や本物の学問に欠けており、そのため今回の浙江郷試では本当に素晴らしい文章を採用しておらず、従って最早この人を取り上げて詳細に「約略の反対語」あれこれ論評する価値はない。一方新たに発表された今回の浙江郷試の及第者名簿から見ると、副考官の陳鼎が採用した答案は不正で問題があり、大いに詰問する余地がある」という意味。

噂の真偽のほどは不明。

光緒十七年辛卯科 及第者名簿の発表は九月十四日。翌日の『申報』に名簿が掲載された（電伝浙江鄉試題名全録）。及第者は百七名。副榜は十八名。但しこれにも誤記があり、九月十九日付『申報』に改めて「浙江鄉試官板題名全録」が掲載された。及第者数及び副榜数は同じ。全及第者のうち、山会籍者は十一名、紹興府籍者は二十名。<sup>(295)</sup>

監臨官（総責任者）

崧 駿 現任の本省巡撫。周福清が起こした科挙不正事件時の本省巡撫。満州鑲藍旗の人。咸豊八年戊午科挙人。

提調官（事務局長）

龔照瑗 現任の四川省布政使、兼本省布政使代理。字は仰蓮。安徽省廬州府合肥県の人。監生。江蘇省蘇松太道。光緒十六年本省按察使。光緒十七年五月現職、兼本省布政使代理。科挙不正事件の起こった光緒十九年の十月使駐イギリス（候補三品京堂）。光緒二十年光祿寺卿、兼使駐イギリス。光緒二十一年太常寺卿、兼使駐イギリス。光緒二十二年宗人府丞、兼使駐イギリス。同年任期満了により召還される。光緒二十三年罷免。

王祖光<sup>(296)</sup> 現任の本省杭嘉湖道。同治十年辛未科進士（周福清と同年）。

監試官（外廉監督官）

唐樹森 二品頂戴、按察使銜、現任の本省金衢嚴道、兼本省按察使代理。字は穀九。湖南省長沙府善化

県（または同府湘郷県）の人。廩貢。現職。光緒十八年貴州省按察使。光緒二十一年同省布政使。光緒二十二年卒。

郭式昌 三品銜、儘先道、前任の金華府知府代理。福建省福州府侯官県の人。咸豐九年己未科補行同八年戊午科舉人。

#### 内監試官（内廉監督官）

張初杰 塩運使銜、補用道、候補知府。字は丙章。江蘇省松江府婁県の人。同治十三年甲戌科進士（殿試第二甲第十九名。陸潤庠、林紹年、鮑臨<sup>(297)</sup>、吳謙<sup>(298)</sup>、趙舒翹と同年）、翰林院庶吉士。主事を経て本省知府に至る。

正考官 李端遇 現任の通政使司副使、稽查西四旗覺羅學。字は小岩。山東省青州府安丘県の人。同治二年癸亥恩科進士（殿試第二甲第六十八名。周福清の郷試及第時の副考官張之洞<sup>(299)</sup>、辺宝泉、山陰県の人。湖北省の陳錦<sup>(300)</sup>、張觀準<sup>(301)</sup>と同年）。鴻臚寺卿。光緒十五年兼己丑恩科江蘇省郷試正考官。現職。光緒十七年光祿寺卿。光緒十八年兼壬辰科会試知貢舉。同年太常寺卿、兼光祿寺卿。光緒二十年兼大理寺卿代理。同年兼安徽省學政。光緒二十一年通政使司正使。光緒二十五年都察院左副都御史。光緒二十六年工部右侍郎。光緒二十七年解任。

李慈銘は、正副考官が任命された光緒十七年六月十二日付『越縵堂日記』の割注に「李端遇は狹量で下賤であり、學問がない。江蘇省と浙江省の郷試を続けて主管することになったことに、士大夫仲間は驚き嘆いている」<sup>(302)</sup>と記している。

副考官 費念慈 現任の翰林院編修。字は杞懷。江蘇省常州府武進県の人。光緒十五年己丑科進士（殿試第二甲

第六名。葉昌熾、許在衡、周來賓、陳庚経、薛宝辰、戚揚、王継香、朱秉成と同年）、翰林院庶

吉士。受知師に実力者の翁同龢がいる。同院編修。兼現職。本科副考官任命後に二、三度李慈銘

宅を訪れる（『越縵堂日記』による）。書に巧みで、博識であったが、遊観に務め、深い造詣を得

るには至らなかつたという。また家内で猥褻な行為を犯し、京師で役人を続けることを恥じたが、  
ついに隠蔽できなかつたという。

同考官 王寿枏 現任の准調本省嘉興府嘉興県知県。光緒十六年十二月調。江蘇省太倉直隸州鎮洋県の人。光緒

三年丁丑科進士（殿試第三甲第八十七名。科挙不正事件発生時の蘇州府知府王仁堪、余聯元、李

慈銘の弟子樊增祥、山陰県の潘璠(202)及び程儀洛(203)と同年）。

俞鳳岡 現任の本省紹興府会稽県知県。江西省広信府広豊県の人。

楽桂栄 同知銜、大挑知県。江西省撫州府臨川県の人。光緒元年乙亥科挙人。

陳作儀 即用知県。江蘇省江寧府江寧県の人。光緒十六年庚寅恩科進士（殿試第二甲第一百七名。夏曾佑、

俞明震と同年）。

呉士愷 現任の本省杭州府余杭県知県。光緒十六年十一月選。字は星初。江蘇省常州府陽湖県の人。同

治七年戊辰科進士（殿試第二甲第七十名。洪鈞(204)、何如璋、陶模、許癸身(205)と同年）、翰林

院庶吉士。山東省泰安府平陰県知県に改められ、本省知府に至る。

周学基 現任の同知銜、准調本省紹興府諸暨県知県。光緒十七年六月調。原名は紹劉。字は琴孫。広西



省桂林府靈川縣（または同府臨桂縣）の人。光緒九年癸未科進士（殿試第三甲第八十五名。周錫恩、沈家本、蒯光典と同年）、翰林院庶吉士。本省杭州府富陽縣知縣に至る。

謝福慶 即用知縣。江蘇省通州直隸州如皋縣の人。光緒十六年庚寅恩科進士（殿試第三甲第十二名。前掲の本科同考官陳作儀と同年）。

掲の本科同考官陳作儀と同年）。

吳 蓉 准補本省嚴州府水利同知。光緒十七年四月補。直隸省永州府灤州の人。同治九年庚午科舉人。

施榮鼎 大挑知縣。江蘇省蘇州府嘉定縣の人。光緒二年丙子科舉人。

譚汝玉 截取知縣。湖南省長沙府湘潭縣の人。光緒十四戊子科舉人。

葉南金 即用知縣。安徽省安慶府桐城縣の人。光緒十六年庚寅恩科進士（殿試第三甲第三百三十七名。本科同考官陳作儀と同年）。

科同考官陳作儀と同年）。

楊鑑光 同知銜、候補知縣。広東省広州府三水縣の人。咸豐五年乙卯科舉人。

柳商賢 大挑儘先知縣。江蘇省蘇州府元和縣の人。同治九年庚午科補行同元年壬戌恩科舉人。

黃大華 即用知縣。湖北省武昌府武昌縣の人。光緒十五年己丑科進士（殿試第三甲第七十一名。本科副考官費念慈と同年）。

考官費念慈と同年）。

楊毓俊 現任の准補本省湖州府安吉州孝豊縣知縣。光緒十七年七月選。山西省鳳陽府鳳台縣の人。同治十二年癸酉科舉人。

十二年癸酉科舉人。

李蟠根 即用知縣。江蘇省揚州府甘泉縣の人。光緒十二年丙戌科進士（殿試第三甲第六百六十四名）。

内収掌官（内廉答案管理官）

魯迅の祖父周福清故（七）

張濬万 三品銜、補用道、候補知府。湖南省長沙府長沙縣の人。同治九年庚午科舉人。

督理印卷官（問題用紙等印刷監督官）

張鳳翽 藍翎、提學銜、現任の本省布政使經歷。山西省平陽府浮山縣の人。監生。

陳克讓 試用縣丞。安徽省廬州府合肥縣の人。監生。

収掌試卷官（外廉答案管理官）

莊人宝 塩運使銜、知府用、候補同知。江蘇省蘇州府震沢縣の人。同治三年甲子科補行咸豐八年戊午科

舉人。

余頤周 候補同知。安徽省徽州府婺源縣の人。光緒二年丙子科舉人。

受卷官（答案受理点検官）

黃福元 即用知縣。江蘇省蘇州府昭文縣の人。光緒十六年庚寅恩科進士（殿試三甲第一百六十九名。本

科同考官陳作儀と同年）。

何文耀 即用知縣。広東省広州府香山縣の人。光緒十二年丙戌科進士（殿試三甲第九十八名。本科同

考官李蟠根と同年）。

何士循 即用知縣。河南省光州直隸州息縣の人。光緒十六年庚寅恩科進士（殿試三甲第九名。本科同

考官陳作儀と同年）。

汪清麒 即用知縣。江蘇省揚州府泰州（または同省鎮江府丹徒縣）の人。光緒十六年庚寅恩科進士（殿

試三甲第二百二十九名。本科同考官陳作儀と同年）。

陳敬修 即用知縣。山東省沂州府郟城縣の人。光緒十六年庚寅恩科進士（殿試第三甲第三十六名。本科同考官陳作儀と同年）。

李 棻 即用知縣。雲南省雲南府昆明縣の人。光緒十五年己丑科進士（殿試第三甲第三百三十五名。本科副考官費念慈と同年）。

朱德沢 即用知縣。河南省汝陽府信陽州羅山縣の人。光緒十五年己丑科進士（殿試第三甲第一百十一名。本科副考官費念慈と同年）。

馮炳奎 大挑知縣。四川省叙州府慶符縣の人。同治元年壬戌恩科舉人。

彌封官（答案姓名欄封印官）

夏經鎔 同知銜、現任の本省寧波府奉化縣知縣。江西省南昌府新建縣の人。咸豐九年己未科補行同五年乙卯科舉人。

善 広<sup>306</sup> 補用同知直隸州、現任の本省金華府浦江縣知縣。光緒十二年十二月補。京口駐防の人。同治十年辛未科進士（周福清と同年）。

劉 靖 同知銜、現任の准補本省処州府松陽縣知縣。四川省順慶府南充縣の人。同治三年甲子科補行咸豐十一年辛酉科舉人。

臚録官（答案清書監督官）

姚景夔 塩運使銜、知府用、截取候補同知。江蘇省江寧府溧陽縣の人。光緒二年丙子科舉人。  
余乾耀 截取候補同知。広東省広州府新寧縣の人。咸豐十一年辛酉科補行同八年戊午科舉人。

陳其昌 同知銜、現任の本省処州府縉雲県知県。福建省福州府閩県の人。同治十三年甲戌科進士（殿試三甲第十八名。本科内監試官張勅杰と同年）。

夏先楫 大挑知県。安徽省安慶府懷寧県の人。同治十二年癸酉科挙人。  
陳宗器 大挑知県。福建省興化府莆田県の人。同治十二年癸酉科挙人。

対読官（答案校正監督官）

徐振翰 花翎、同知銜、現任の本省寧波府鄞県知県。河南省開封府延津県の人。光緒二年丙子恩科進士（殿試三甲第七十一名。陶方琦、袁昶、郭万俊、顧家相、朱彭年と同年）。

紀 驥 即用知県。湖北省武昌府武昌県の人。光緒十五年己丑科進士（殿試三甲第五十八名。本科副考官費念慈と同年）。

顧曾沐 同知銜、截取知県。江蘇省揚州府通州の人。同治十三年甲戌科進士（殿試三甲第三十八名。本科内監試官張勅杰と同年）。

趙登詒 大挑知県。江蘇省常州府陽湖県の人。光緒元年乙亥科挙人。  
范沢溥 大挑知県。湖北省漢陽府黄陂県の人。光緒元年乙亥科挙人。  
吳炳修 大挑知県。福建省福寧府寧徳県の人。光緒元年乙亥科挙人。  
唐繼勛 試用知県。湖南省澧州直隸州の人。光緒十四年戊子科挙人。  
張縉雲 教習知県。福建省邵武府光沢県の人。光緒二年丙子科挙人。

巡綽官（内廉巡視官）

黃瀛海 塩運使銜、知府用、候補同知。江西省南昌府南昌縣の人。監生。

劉舜年 運同銜、在任候補同知、現任の本省紹興府南塘通判。江蘇省揚州府儀徵縣の人。監生。

姚裕晋 同知直隸州用、候補通判。江蘇省松江府金山縣の人。監生。

王毓藩 同知銜、候補知縣。湖北省黃州府黃岡縣の人。監生。

徐雲槐 五品頂戴、補用府經歷。江蘇省常州府荆溪縣の人。附貢。

鄭勳業 儘先補用府經歷。江蘇省蘇州府吳縣の人。監生。

歸兆鎔 五品銜、補用府經歷。江蘇省蘇州府昭文縣の人。附貢。

焦鍾沢 補用府照磨。安徽省寧國府太平縣の人。監生。

黃道奎 補用縣丞、候補府照磨。江蘇省揚州府儀徵縣の人。監生。

田受衡 試用府經歷。江蘇省江寧府江寧縣の人。監生。

曾瀚章 同知銜、知縣用、儘先縣丞。江蘇省蘇州府昭文縣の人。附貢。

唐乃亮 五品銜、現任の本省温州府瑞安縣縣丞。光緒十七年五月補。江蘇省蘇州府震沢縣の人。監生。

俞宗淵 補用知縣、現任の本省温州府樂清縣縣丞。光緒十七年九月補。江蘇省常州府宜興縣の人。附貢。

劉廷棟 花翎、五品銜、補用知縣、候補縣丞。安徽省池州府貴池縣の人。監生。

李如蘭 五品銜、候補縣丞。江西省撫州府臨川縣の人。監生。

朱光華 候補縣丞。江蘇省松江府婁縣の人。監生。

王 鏞 候補典史。江蘇省太倉直隸州鎮洋縣の人。監生。

席 恩 補用典吏。江蘇省蘇州府吳縣の人。監生。

蔣啟霖 候補典吏。湖北省安陸府天門縣の人。監生。

吳嘉麟 候補巡檢。安徽省徽州府休寧縣の人。監生。

汪永揚 候補州吏。湖北省武昌府嘉魚縣の人。監生。

蒯廷燮 五品、藍翎、候補縣主簿。江蘇省蘇州府吳江縣の人。監生。

汪家禱 五品銜、補用縣主簿。江蘇省蘇州府吳縣の人。廩生。

歐陽承忠 六品銜、候補從九品。江西省吉安府廬陵縣の人。監生。

李燕賓 六品銜、候補從九品。江蘇省揚州府高郵州興化縣の人。監生。

支 銓 分先從九品。江蘇省鎮江府丹徒縣の人。監生。

劉榮懷 候補從九品。江蘇省揚州府江都縣の人。監生。

張元浩 候補從九品。江蘇省蘇州府崑山縣の人。監生。

孫明棟 候補從九品。安徽省廬州府舒城縣の人。監生。

翟志榮 試用從九品。安徽省寧國府涇縣の人。監生。

張文謨 候補未入流。江蘇省松江府婁縣の人。監生。

汪中燮 候補未入流。湖北省黃州府黃岡縣の人。吏員。

搜檢官(身体検査官)

蔡增光 塩運使銜、補用知府、前先補用同知。江蘇省松江府青浦縣の人。廩貢。

王鼎新 四品銜、試用通判。湖北省武昌府江夏縣の人。附貢。

楊祖五 藍翎、五品銜、候補縣丞。湖南省長沙府善化縣の人。監生。

雷建之 藍翎、五品銜、儘先補用巡檢。湖北省襄陽府南漳縣の人。貢生。

薛拱宸 試用巡檢。福建省福州府閩縣の人。監生。

周文炳 遇缺先補用巡檢。江西省吉安府泰和縣の人。附貢。

沈維鏞 六品銜、補用主簿、候補從九品。江蘇省松江府上海縣の人。俊秀。

吳廷楨 試用從九品。湖南省長沙府善化縣の人。監生。

龔之樂 試用從九品。順天府宛平縣の人。監生。

陳維藩 試用典史。江蘇省江寧府上元縣の人。監生。

供給官（食糧物資供給官）

吳京培 花翎、三品銜、儘先即補知府。江蘇省揚州府儀徵縣の人。附貢。

孟芳 花翎、知府銜、現任の本省杭州府總捕同知、兼同府水利通判代理。直隸省遵化直隸州の人。監生。

朱錫傳 塩運使銜、知府用、候補同知。順天府大興縣の人。監生。

過仕昇 補用知府、現任の本省処州府水利同知代理。安徽省和州直隸州含山縣の人。監生。

蔣紹璇 補用同知直隸州知州、候補知縣。江蘇省蘇州府吳縣の人。監生。

馬藩 理問銜、知縣用、候補縣丞。江蘇省蘇州府吳縣の人。監生。

錢寿恩 五品銜、候補縣丞。江蘇省揚州府甘泉縣の人。監生。

魯迅の祖父周福清致 (七)

湯祖忻 試用県丞。江蘇省常州府江陰県の人。監生。

張光第 藍翎、五品銜、候補県丞。江蘇省常州府陽湖県の人。監生。

尹功廷 六品銜、試用典史。四川省順慶府南充県の人。監生。

郭朝海 前任の本省嚴州府遂安県典史代理。江蘇省江寧府江浦県の人。監生。

殷文謨 現任の請補本省寧波府奉化県塔山巡檢。光緒十七年八月補。江蘇省蘇州府吳江県の人。附貢。

黃宝璋 補用巡檢。江蘇省鎮江府丹徒県の人。増貢。

陳振勳 候補従九品。江蘇省常州府陽湖県の人。廩貢。

宋其杰 五品銜、候補従九品。広東省広州府花県の人。監生。

王宗植 候補未入流。江蘇省太倉直隸州の人。監生。

梁克昌 試用未入流。江蘇省揚州府江都県の人。附監。

外巡綽官（外廉巡視官）

林耀光 花翎、現任の本省協鎮杭州統領錢塘水師副將、卓異候陞確勇巴圖魯。広東省高州府信宜県の人。

字は鑑泉。軍功。

白桔生 現任の本省撫標中軍參將、兼管左右兩營事務。順天府通州の人。監生。

李祥堯 副將銜、儘先陞用遊擊、現任の本省杭州城守營都司。湖南省衡州府清泉県の人。軍功。

許廷瑞 花翎、閩浙水師儘先補用遊擊、現任の本省杭州錢塘水師營都司。江西省撫州府臨川県の人。軍

功。



趙有謨 儘先都司、現任の撫標左宮守備。直隸省宣化府懷來県の人。咸豐十一年辛酉科武鄉試舉人。諭彩亭 都司銜、撫標右宮守備。湖南省長沙府寧郷県の人。武童。軍功。

学政 潘衍桐 現任の翰林院侍讀學士。「光緒十四年戊子科」「学政」「潘衍桐」項参照。

第一場試（「光緒拾柒年舉行辛卯正科浙江郷試題名録」及び光緒十七年八月十一日付「申報」所載「電伝浙江郷

試首場題」等による）

#### 四書題

一「子張が禄位を求める方法を尋ねた。先生は仰られた。『我々は多くのことを見、多くのものを見なければならぬ。このように見聞を広めた上で、その中の疑わしくて自信のないことや危険なことを取り除き、残りの確かなことだけを慎重に言ったり行なったりすれば、人から咎め立てされることも少なく、自身も後悔することが少なくなるであろう。かように、その言行に咎めも後悔も少なくなるようになれば、禄位は自然に得られることになる』」(212)（『論語』「為政」篇）。

二「旅酬の礼に於て最下位の者から順に最上位者に対して酬礼を行なうのは、「神の恵みを身分の低い者にまであまねく及ぼそうとするためである」」(213)（『中庸』）。

三「孟先生が仰られた。」「略」「庠とは養の意味であり、校とは教の意味であり、序とは射の意味であり、」[学校のことを夏では校と言ひ、殷では序と言ひ、周では庠と言ひました]」(214)（『孟子』「滕文公章句上」）。

詩題 「賦得『月を賞でて秋桂を延ぶ』」（得字、五言八韻）(215)（杜甫の「夔府書懷四十韻」詩(216)の第七十三句。支韻上平）。

魯迅の祖父周福清致(七)

第二場試（『光緒拾柒年舉行辛卯正科浙江鄉試題名錄』及び光緒十七年八月十五日付『申報』所載「辛卯科浙江

鄉試二場題」による）

### 五經題

一「六五の童蒙は立派な素質があり、将来有望であるので」九二はこれに教養を授ける。吉である。「九二のために妻を娶ってやる。吉である。妻を娶った息子の九二は立派に家を治める」<sup>①77</sup>（『易経』四「蒙」）。占の一例は「指導者には吉。その徳を慕って人が集まって来る。普通人にとっても大抵は無事。願望は調う」。

二「禹は長江の流れを正されて」「また東流して灋陵に至り、九江を過ぎて東陵に至り、」東流したのち斜めに北流して彭蠡沢に会し、「更に東流して中江となって海に入るようにされた」<sup>①78</sup>（『書経』「禹貢」篇）。三「先祖の事業を承け嗣いで、」新殿を造り、多くの屏牆を築き、宮室を設け、戸は西或いは南に向き、「この室に居り、この室に住み、この室で笑い、この室で語らう」<sup>①79</sup>（『詩経』「小雅」「鴻雁之什」「斯干」篇）。四「春、正月」<sup>①80</sup>（『春秋』「桓公六年」篇）。

『春秋左氏伝』は「六年春、」淳于公が「曹から魯に來朝した。経文に『寔に來る』と記しているのは、二度と自國に歸らなかつたからである」とする。

五「主人は拜して矢を送ると、從者から自分の矢を受け取り、進んで両楹「堂上にある二本の柱」の間まで行つて「投壺の位置を見届けること」、それから退いて元の東階の上へ歸り、客に投壺の席に着くよう促すための挨拶をし、共に席に着く。司射「行司役」は壺を受け取つて客の前に進み、壺を置く所を測る。

客の席から南に二矢半「七尺」の距離である。それから元の西階の上へ帰り、西階の上にある中をとって少し進んでこれを設け、東面して中から八本の算「計算棒」を取り出して立つ<sup>(28)</sup>（『礼記』第四十「投壺」篇）。

第三場試（『光緒拾柒年舉行辛卯正科浙江鄉試題名録』による）

策五道（策五題）

一「問う。上を安んじ民を治めるには、礼に優るものはない『礼記』「経解」篇。大夫や士の祭りの儀式は、饋食「熟食を献ずる礼」より始まる。だが天子や諸侯の廟祭には更に裸「神酒を地に注いで神の降臨を願う祭り」及び朝踐「豆を献ずる礼」等の礼がある。その順序はどうなのか。豚解「犠牲を七体に解体すること」解体「犠牲を二十一体に解体すること」の法と陰厭「天逝した嫡長子の祭りで、尸（身代わりの受祭人）を立てず、宗家の室の西南隅に祭る」陽厭「天逝した男子と後継ぎのいない男子の祭りで、尸を立てて後に宗家の室の西北隅に祭る」の義は詳細に順序立てて言うことができるか。釋「正祭の翌日に行なう祭り」と饋尸「尸を立てて導き入れること」とでは異なるし、饋尸と不饋尸「尸を立てないこと」とでも異なる。大夫も釋を行なえと言者がいるが、それは一体何によって証明できるか。郷飲酒「周代に郷大夫が郷学の優秀者を君主に推薦する際に開いた送別の礼」に四法があり、大射「王、諸侯、士大夫が群臣に矢を射させ、的に当たった者のみを祭りに参加させる礼」に三法があり、郷射「射礼の一。郷大夫が郷学の優秀者を君主に推薦した後に庶民に射箭能力を披露するために行なうもの」と、州長が春と秋に礼を以て庶民を集め州学で射箭を練習させるものの二種類

がある。いずれも郷飲酒に先行して行われる」と主皮の射「郷射の第二射で皮の的を射貫くことを第一目標とする礼」にそれぞれ二法あるが、全て列挙できるか。饗「客への御馳走」食「通常の食事」それに燕「酒宴」の三つのうち何が最も重要か、如何なる異同があるか。門制「朝廷の門制」と朝位「朝廷に於ける位次」は表裏の關係にあり、五門「朝廷の路、応、雉、庫、皋の五門」と三朝「朝廷の治、燕、外の三朝」それぞれについて解釈が分かれるが、果たして孰れが正しいか。特性「祭祀の犠牲」は東房「東廂の夾室」に入れ、直ちに房中の東側で北側にこれを挟み、西堂「西廂の夾室の手前の堂」の西側で挟む前に一旦その南側に寄せる。ある者は、鄭「後漢の鄭玄」は東房に入れるという点是否定しているがその夾制は甚だ精密であると言っているとするが、それはどうして証明できるのか。鄭君は周制の冕服を定めて九章「九種類の模様」とし、後世の学者はこれを間違っているとし、周制では天子も十二章であったとしたが、それは正しいか。玉藻「天子の冕の飾り。玉は前後に垂れる玉、藻は玉を貫く糸繩」は前後に延びているが、ある者は冕の後ろの垂れはないとする。その説に根据はあるか。采就「采は色。就は市（周りの意）。五采五就は天子の執る瑞玉を包む章の上に黒、黄、朱、白、蒼の五采で描くこと」の『就』について、孔賈「前漢の孔安国と後漢の賈逵」は『等』と解釈したが、そうだとすると十二就「天子の服の十二の飾り模様。等級はない」と九就「天子の服の九つの飾り模様。等級はない」は意味が通じなくなってしまう。その誤りを糾すことはできるか。周礼には醠「天子から賜った宴会」があって醠「金を出し合つての宴会」はなく、『礼記』には醠があつて醠はないが、これは言い方は異なるが同じことを言っているのである。これについて試みに詳細

に解釈せよ。

国家の礼学「礼経、礼書に関する学問」は立派であり、学門を学んでいる者はあれこれ参照して一定の素養を有している筈であるから、心に会得したことを述べて答えよ」<sup>(82)</sup>。

二「問う。外史「京畿以外の地方志を司る官」は地方志を司る。『会稽典録』『晋の虞預撰』は元々郡書であり、「記載によって」篇巻が異なる。この他の『先賢』『呉の謝承撰』『会稽先賢伝』、『後賢伝』『鍾離岫撰』『会稽後賢伝記』、『像讚』『賀氏撰』『会稽先賢像讚』の類について詳述できるか。他の賀循「西晋の人」、孔靈符「劉宋の人」、未「宋」育「呉の人」の書「それぞれ『会稽記』、『会稽記』、『会稽土地記』も「他の書に於て」多く引用されており、『会稽旧記』『說郛』巻第四『墨娥漫録』所収の闕名撰『会稽記』のことか」、「十城地志」『夏侯曾先撰』『会稽地志』のことか」の類もしばしば逸文が現存している。『呉興山墟名』「劉宋の張玄之撰」及び呉興、錢塘、東陽、永嘉の諸記「それぞれ劉宋の山謙之撰『呉興記』、劉宋の劉道真撰『錢塘記』、不詳、劉宋の鄭緝之撰『永嘉郡記』」は誰によって書かれたか。『呉会分地記』「不詳」と『天台山銘山図』「不詳」は如何なる書に引かれているかと言えるか。『天水一朝志乘』「不詳。宋代に編まれた志書を集めたものか」は特に整っている。「その中の」『臨安志』は周「宋の周淙」、潜「宋の潜説友」、施「宋の施諤」が前後して書いたものであるが「それぞれ『乾道臨安志』、『咸淳臨安志』、『淳祐臨安志』、何巻が欠け何巻が残っているか。『四明志』「宋の張津が最初に編む。『乾道四明図経』」は羅「宋の羅潛」、梅「宋の梅応発」・劉「宋の劉錫」が統纂「それぞれ『宝慶四明志』、『開慶四明志』」する前に誰が最初に編んだか。『会稽志』

は施「宋の施宿」と張「宋の張湜」の作であるが「それぞれ『嘉泰会稽志』、『宝慶会稽統志』」、分類に繁簡の違いがある。『嚴州志』は陳「南宋の陳公亮」、鄭「宋の鄭瑤」・方「宋の方仁采」の諸氏「それぞれ『嚴州図経』、『景定嚴州統志』」の手になるが、巻首の体裁が特別である。高似孫「南宋」の『郊録』は甚だ難渋であるとの譏りを受けているが、それは正しいか。陳善卿「宋の人」撰「赤城志」の叙述法は良いか。十朋「南宋の王十朋」の賦「会稽三賦（会稽風俗賦）」「三都賦」、「民事堂賦」の注釈者「不詳」が常棠「宋の人」の志「海塩激水志」を幾巻葉か持っているというが、どうであろうか。『呉興詩集』「清の陸心源輯『呉興詩存四集四十八巻』のことか」の編纂者は誰か。『明越風物』「不詳」の名称にはどんな意味が込められているのか。『洞霄図志』「宋の鄧牧撰」の提挙「管理官」の姓名は突き止められるか。『武林旧事』「南宋の周密撰」編載の『義例略』「宮中誕育儀例略」は如何なる書に収められていたか。ついで、『至元嘉禾碑』「元の徐碩纂『至元嘉禾志』のことか」は欧「不詳」、趙「不詳」の欠けている所を補った。『大徳昌国』「元の郭薦纂『大徳昌国州図志』」の簡単で要領のいい叙述は、康「明の康海。『武功県志』の編纂者」、韓「明の韓邦靖『正徳朝邑県志』の編纂者」に採用された。古書の雅なる記載や故郷の伝説について、須らくこれを博く考察して詳しく説明せよ<sup>28)</sup>。

三「問う。反切の学問は孫炎「魏の人。『爾雅音義』を著す」より始まる。では如何なる方法で服子慎「後漢の服虔。『春秋左氏伝解』を著す」と鄭康成「後漢の鄭玄」はすでに多くの経書のために音を施していたか。陸元朗「唐の陸徳明」『积文』『經典积文』はこれ「反切」を採用したが、魏晉以下の若

千の学者は採用しなかった。六朝の史伝、隋唐の著作に見える反切に関する記事は夥しいが、試みにそれらをあらまし挙げよ。陸氏は「条例」篇に於て前者「反切法」を優れているとし、後者「直音法」は劣っているとしたが、その結論は一体正しいか。昔、經書の注疏と音義がそれぞれ經書のために音を付したが、それは何時から始まるか。注の後の疏に付した前者「注疏」があり、全て卷末に付した後者「音義」があるのだが、そのことの持つ意味を説明できるか。孫宣公「宋の孫奭」の『孟子音義』と宋公序「宋の宋庠」の『国語補音』は古い版刻本が幾つあるか、何本がよいか。『史記』と『漢書』の音義の撰者は併わせておよそ数十家いるが、その巻数を比べるに詳細なものと簡略なものの違いはない。正史、更には編年の史書のうち、適正な音義のあるものを全て列挙せよ。六朝の学問は老荘を尊び、そこで陸氏はこれを多くの經書の最後に並べた。その他、『淮南鴻烈』『淮南子』は高誘「後漢の人。『淮南鴻烈解』の撰者」が音を施したのか。『列子釈文』『唐の殷敬順撰。後に同じ唐の盧重元が『列子注』を撰して『列子釈文』の不備を補う』は誰が敬順の缺を補ったか。『食經』『謝諷撰』と『本草』『魏の呉晋等述』『神農本草經』は『詩經』と『離騷』の疏を証明できるか。仏典と道書『道教を説いた書』は実際に反切法の先例を開いたか。『周髀』『宋の謝察微撰』『周髀算經』と『九章』『晋の劉徽注』『九章算術』。『音義』は唐の李籍撰は時人「曆算家」が残したものか。『楚辞』百賦は選楼『文選』と同類か。古人にこれらの書のために音を施した者もいるが、彼らは現在の音を考察するために旧聞を放棄してしまった。

天子は聖哲であらせられ、天下遍く同じ朝廷によって統一されている。知っていることを挙げて、実学を

明らかにせよ」<sup>(28)</sup>。

四「問う。保氏「周の地官の属。『周礼』「地官司徒」篇に見える。王の悪を諫め、六芸と六儀を以て国子の教育に当たる」の六芸「五礼、六樂、五射、五馭、六書、九数」の一つは数である。九数の目「方田、粟米、差分、少広、商功、均輸、方程、贏不足、旁要」は鄭「後漢の鄭玄」の注に見える。鄭の言う『今なすべきことがある』とはどんな意味か。『鄭注に見える』夕傑は字が間違っていると見る者がいるが、その説に疑いはないか。『王制』『礼記』の篇名」中の周尺、歩法について先儒が推算しているが、全て注「鄭玄」の言う里畝数と一致しない。果たしてどちらの説が当たっているか。臧氏「周の冬官の属。『周礼』「冬官考工記」に見える。量器を鑄る鑄物師」の量器「鬴」は、深さは一尺、内側は方一尺、外側は円いが、方尺を容積と見る者がいる。その通りか。天元の術「宋末元初に発達した代数学」を立てるのは元の李冶「治は治とも書く。『測図海鏡』、『益古演段』の撰者」からであり、明にも同様に立てられたが、宋初にすでに一つの法を立てた者がいる。それは如何なる書によって証明できるか「宋の秦九韶撰『数学九章』か」。句、股「直角三角形の直角を挟む二辺のうち、短い方を句と言ひ、長い方を股と言う。直角に対する辺は弦と言う」から求められる面積及び句、弦の和から句、股、弦の長さを求めるのだが、その方法は如何。円周率は祖沖之「南齊の人。『九章造綴述数』の撰者」が定めたが、ある者は余りがあるとし、ある者は不足しているとした。また諸家が定めた数値も各々異なる。果たして如何なる数値が当たっているか。開方の法「平方根を求める算法」に、何度もほぼ近い根で面積を割るものがあるが、その法は如何。また歩法と比べて果たして孰れが優れて



いるか。楢円の周を求めるのに葛生「蜀の諸葛亮」纏木「木に巻きつける」の意味を取って術を立てた者がいるが、これは数値を得る力が比較的劣る。誤りはどこにあるか。対数表は、これを乗、除、開方の各法に用いた場合、位数が多いと演算が割りと難しくなり、却って常法の簡単なものに及ばない。だとすると対数は果たして何法のために設けられたのか。我が

御代の数学は精密であり、前代「明」の多くの士を超越している。隠すことなく詳細に述べよ<sup>(28)</sup>。

五「問う。会稽山の頌徳「の碑刻」は最早秦の丞相「李斯。小篆の創始者といわれる」の文でないということになり、禹穴の題銘は実は漢人の遺迹であり、堂邑「楚、後には呉の邑。江蘇省江寧府六合県の北」の二刻「不詳」は洪と趙の著作である。それぞれ如何なる点が違うのか。黄開「廟の門」の一碑「不詳」は楼姜「不詳」が尊んで入手したが、「尊ぶに」度を越すことはなく、史陵「不詳」は登善「唐の褚遂良。杭州錢塘県の人」の出所であり、李邕「唐の書家。李善の子。揚州江都郡の人」は慧明「唐の僧傳玄朗。湖州吳興郡烏程県の人」の流れを酌み、譚墨妙顔碑「不詳」は縉雲「唐の郡名。後の浙江省処州府」の李篆宦轍「不詳」がまねて書いた。それぞれの立派な業績について縷々述べよ。後開元「唐の玄宗の年号」以後の浙江の能筆家は、范的「北周の范迪のことか。范迪は河南省舞陰の人」と胡季良「不詳」を誉め讃えた。二人の書いた碑文は、前者は現存しており、後者はすでに失われた『白雲香草』は謝客「劉宋の謝靈運。代々会稽郡に住む」が題したものでか、『青霞洞天』はどうして仙人の遺句であろうかという点については、いずれの説「謝客、仙人の作であるとする考え」もこじつけであり、誤りを正すのがよい。李蕃の蕃は蘇であり「李蘇は不詳」、錢鏐「五代、呉越の臨安の人。

絵画、音律が巧み」の鍾は鉞ではなく、茶山は茶山〔江蘇省上海県の東南、呉淞口外の大海中にある山〕であり、茂艸は茂艸である。以上はそれぞれ僅か一字とはいへ、六書を補うに足る。三老「不詳」の諱が記されたのは何年と考察されるか。呉越が制定した年号ほどの刻本に見えるか。他に『青林石屋』、『雁山龍湫』は題名「登覽尋訪の歲月と同遊の人を記したもの」が記されており、史書の記述を正すことができる。いずれも古を好む士の考察すべきことである。見聞したことを文章に書け」<sup>(36)</sup>。

解元 王万懐 山陰県の人（堰頭王氏。光緒十七年九月十九日付『越縵堂日記』によれば、東浦の林頭村の人。周福清の族伯周以均や以均の挙人同年の沈元泰らと共に『道光会稽県志』を編纂した王藩と同族。三十三歳。山陰県学優廩生。宣統二年庚戌科貢士。江西省知県に至る。

山会籍及第者（紹興籍及第者のうち、山陰県籍者と会稽県籍者は以下の通り。他省で実施された郷試の及第者も含む。『紹興県志資料』第一輯「選舉」、『紹興県館紀略』「科名録」「郷試題名」による）  
王万懐 「解元」項参照。

陶聞遠 第二十五名。会稽県の人。江蘇省松江府上洋県（上海県の別称）通判に至る。

平成 第三十七名。山陰県の人（清涼橋平氏）。安徽省知県に至る。

鄭杰 第三十四名。山陰県の人。寄籍杭州府錢塘県。光緒十五年己丑恩科副貢。

秦達章 第五十九名。会稽県の人。光緒二十四年戊戌科進士（殿試三甲第三十八名）。安徽省廬州府六安州霍山県知県に至る。

謝昌期 第六十八名。山陰県の人。元洪と改名。字は苞定。本科挙人。光緒二十年捷南宮。光緒二十一

年乙未科進士（殿試第三甲第七十六名）。工部都水清吏司主事を授かる。その後外官を希望して甘肅省鞏昌府会寧県知県に選ばれるも、母親の老いたるを以て郷里近くへの転任を申請し、江蘇省揚州府興化県知県に改められる。奨叙知府。在任候補道員。揚州府甘泉県知県。光緒三十一年淮安府安東県知県。調鎮江府丹陽県知県代理となるも病気を以て辞退する。光緒三十三年两江制軍溥陽尚書奏派転運川米。淮安府海州知州。民国二年山陰県議會議員、参事会参議院。民国三年江蘇省巡按使韓国鈞に招かれて江都県知事に。民国四年充江北務釐務總稽查。江陰稅務所嚴選員司長。著書に『復所雜俎』、『木犀香界日記』等がある。享年六十五歳。『紹興県志資料』第一輯「人物列伝」に陶光斗撰の伝が収められている。

全沛豊 第七十六名。山陰県の人。法務部檢察庁檢察官に至る。

潘士林 第七十九名。会稽県の人。

胡元鼎 第八十八名。山陰県の人。光緒十四年戊子科副貢。

姒錫章 第九十六名。会稽県の人（光緒十七年九月十九日付『越縵堂日記』によれば、禹陵廟下村の人。

代々禹陵廟の祭祀に携わる。唐宋以来初めての科挙及第者という）。光緒十五年己丑恩科副榜、副貢。知県に至る。

茅善培 第四百四名。山陰県の人。

李 湘 山陰県の人。寄籍順天府大興県。下北河同知。順天府郷試及第。

張宇鐘 山陰県の人。順天府郷試及第。

余紹業 山陰県の人。順天府鄉試及第。

王耀奎 山陰県の人。儀通、式通と改名。字は志盦。号は書衡。寄籍山西省汾州府汾陽県。順天府鄉試及第。候補内閣中書。光緒二十四年戊戌科進士（殿試三甲第八十八名）。用主事、簽分刑部主事（雲南司）。光緒二十八年充編書局纂修、提調京師大学堂、兼辦學務処等經濟特科（未赴任）。

光緒二十九年刑部山東司主事、充修訂法律館纂修。光緒三十二年刑部安徽司員外郎、提調法律學堂。光緒三十二年大理院推事、用御史記名、總辦法律館、充礼部礼学館顧問官。光緒三十四年大理院推丞、充学部諮議官。宣統三年總檢察庁丞、大理少卿。民国となり司法次長代理部務。民国三年政事堂機要局長。民国五年國務院秘書長。調水利局副總裁。民国二十年卒。享年六十八歳。

著書に『志盦詩文集』がある。『紹興県志資料』第一輯「人物列伝」に孫宣撰の伝（『青鶴』雜誌掲載）が収められている。息子の蔭泰は日本、ドイツに留学し、外交総長、司法総長を歴任した。

章 燾 会稽県の人。寄籍河南省開封府祥符県。河南省郷試及第。

及第者名簿 成績順。光緒十七年九月十九日付『申報』所載「浙江郷試官板題名全録」による。

- 1 王万懐（紹興府山陰県学優廩生。「解元」項参照）
- 2 錢保寿（寧波府慈谿県学優附生）
- 3 姚陸聞（湖州府婦安県学附生）
- 4 梁葆章（紹興府新昌県学廩生）
- 5 陳方銓（杭州府学附生）
- 6 夏樹立（杭州府錢塘県学優貢）
- 7 林頤山（寧波府慈谿県学廩貢生）
- 8 鄒寿祺（杭州府学優生）
- 9 孫榮枝（杭州府仁和県学貢生）
- 10 董廣年（寧波府慈谿県学附生）
- 11 翁有成（杭州府仁和県学附生）
- 12 夏鍾沢（台州府黄巖県学附生）
- 13 蔣麟振（紹興府諸暨県学附生）
- 14 裴 彤（杭州府宣陽県学附生）
- 15 許得厚（杭州府仁和県学廩生）
- 16 楊積芬（紹興

- 府余姚县学附生) 17丁立中(杭州府学附生) 18劉燕翼(杭州府仁和县学廩生) 19江林(寧波府鄞县学監生) 20張紳華(杭州府学附生) 21朱作棨(杭州府仁和县学優生) 22范邦瀾(寧波府鄞县学附生) 23陳蔚章(台州府太平县学附生) 24王德復(杭州府仁和县学附生) 25陶聞遠(紹興府学附生。「山会籍及第者」項参照) 26徐士培(嘉興府海塩县学廩生) 27陳明峻(寧波府学廩生) 28錢祖培(嘉興府平湖县学貢生) 29吳元鼎(杭州府錢塘县学附生) 30王沢葆(台州府黄巖县学廩生) 31張聯駿(仁和县学優生) 32金曾瀾(台州府太平县学優生) 33鄭一揆(寧波府鄞县学附生) 34鄭杰(杭州府錢塘县学貢生。「山会籍及第者」項参照) 35魏汝駒(杭州府錢塘县学附生) 36顧浩(杭州府仁和县学附生) 37章景楓(金華府学または同府金華县学附生) 38平成(紹興府山陰县学附生。「山会籍及第者」項参照) 39張謙益(寧波府学廩生) 40孫灝(杭州府学附生) 41徐迺昭(嘉興府平湖县学廩生) 42劉壬濱(金華府学または同府金華县学附生) 43童淇徵(寧波府学附生) 44何紹遜(金華府学または同府金華县学附生) 45張寅(台州府黄巖县学廩生) 46陳寿寬(温州府永嘉县学拔貢) 47胡調元(温州府瑞安县学廩生) 48陸樹屏(湖州府学廩生) 49高学源(嘉興府秀水县学附生) 50俞棠(寧波府慈谿县学廩生) 51裘鴻勳(寧波府慈谿县学優生) 52陳尚彬(台州府黄巖县学優生) 53徐中正(嘉興府学または同府嘉興县学增生) 54姚洪淦(湖州府学附生) 55朱惟達(杭州府海寧州学附生) 56樊廷英(温州府永嘉县学廩生) 57蔡殿襄(紹興府諸暨县学附生) 58褚德儀(杭州府余杭县学附生) 59秦達章(紹興府学廩生。「山会籍及第者」項参照) 60徐福詮(嘉興府平湖县学附生) 61朱丙元(杭州府仁和县学附生) 62陳方鏞(杭州府学附生) 63錢振麟(紹興府上虞县学附生) 64陸宝銘(嘉興府平湖县学附生) 65朱金祺(嘉興府秀水县学貢生) 66聞韶(正紅旗駐防) 67吳宝鈞(嘉興府秀水县学附

- 生) 68 謝昌期 (紹興府山陰縣學附生。「山會籍及第者」項參照) 69 范 湘 (台州府天台縣學廩生) 70 吳鴻飛 (杭州府余杭縣學增生) 71 傅邦翰 (寧波府鄞縣學廩生) 72 馮善長 (寧波府學廩生) 73 張士模 (寧波府鎮海縣學副貢) 74 陳作梅 (紹興府學優生) 75 黃鍾俊 (紹興府上虞縣學增生) 76 全沛豐 (紹興府山陰縣學附生。「山會籍及第者」項參照) 77 孫樹義 (杭州府余杭縣學貢生) 78 郭慶章 (温州府瑞安縣學監生) 79 潘士林 (紹興府會稽縣學附生。「山會籍及第者」項參照) 80 徐宗源 (杭州府仁和縣學廩生) 81 俞汝諸 (寧波府鄞縣學附生) 82 沈錫齡 (湖州府武康縣學拔貢) 83 陳容保 (紹興府蕭山縣學廩生) 84 徐敬銘 (杭州府余杭縣學附生) 85 徐紹唐 (寧波府慈谿縣學附生) 86 宓清翰 (寧波府慈谿縣學附生) 87 佻 照 (正白旗駐防) 88 胡元鼎 (紹興府山陰縣學副貢。「山會籍及第者」項參照) 89 馬兆龍 (杭州府學附生) 90 朱秉鈞 (紹興府蕭山縣學增生) 91 姚光浚 (杭州府余杭縣學廩生) 92 鍾紹嶸 (杭州府海寧州學附生) 93 孫仁俊 (杭州府仁和縣學廩生) 94 仲 鳳 (正紅旗駐防) 95 金炳星 (嘉興府平湖縣學附生) 96 姒錫章 (紹興府會稽縣學副貢。「山會籍及第者」項參照) 97 陳祖詒 (寧波府鎮海縣學附生) 98 吳用威 (杭州府仁和縣學附生) 99 徐麟石 (嘉興府學または同府嘉興縣學優生) 100 沈祖桐 (湖州府學廩生) 101 沈壽龍 (寧波府慈谿縣學附生) 102 朱衍煥 (寧波府定海府學附生) 103 徐式圭 (衢州府常山縣學廩生) 104 茅善培 (紹興府山陰縣學附生。「山會籍及第者」項參照) 105 胡宗儀 (紹興府余姚縣學附生) 106 邵秀亨 (温州府瑞安縣學貢生) 107 葛黼恩 (寧波府慈谿縣學附生)
- 副 榜 成績順。光緒十七年九月十九日付『申報』所載「浙江鄉試官板題名全錄」による。
- 1 陸佐勳 (杭州府學廩生) 2 沈伝牲 (杭州府海寧州學附生) 3 許壽昌 (紹興府山陰縣學優生) 4 祝文修 (紹興府新昌縣學廩生) 5 錢奎元 (嘉興府嘉善縣學優生) 6 徐繼佩 (紹興府山陰縣學監生) 7 許宝奎 (杭州

府学附生) 8 金致和 (杭州府学仁和県学附生) 9 姚内米 (寧波府慈谿県学附生) 10 馮惟一 (金華府蘭谿県学廩生) 11 孫宝珊 (杭州府学附生) 12 陳桂榮 (台州府臨海県学廩生) 13 梁毓芝 (紹興府新昌県学廩生) 14 俞桂彬 (杭州府仁和県学增生) 15 凌鴻圖 (台州府天台県学廩生) 16 鍾 淥 (杭州府錢塘県学附生) 17 陳錫周 (紹興府蕭山県学廩生) 18 孫 岐 (台州府黃巖県学附生)

浙閩消息 当時の『申報』に載った、本科郷試に於ける杭州の貢院内外でのできごとに関する伝聞等を伝える記事を以下に列挙する。

「浙江郷試の内外廉への各派遣要員は、すでに報牘「巡撫の動静や属官任命の辞令書等を記載した官報の一種たる轅門報のことか」に掲載済みであるが、今般更に藩司「布政使司」代理龔「照璠」方伯「布政使の別称」、添委准補嚴「嚴」州府同知吳蓉司馬「同知の別称」、候補知県陳作基大令「知県の別称」が皆今月二日に巡撫の役所に赴いて「郷試実施に関する能力」試験を受け、「以上を以て」慎重を期していることを明示した」<sup>(28)</sup> (八月十一日「浙閩談助」)

「各府の膳録の腰牌「腰に着ける入場用鑑札」は、三日に豊楽橋の松嵐閣茶室に集合して価格を決め受領したが、本科の牌は価格が高騰し、昼すぎに始まって黄昏になっても話がまとまらなかった。噂では、膳録が買った牌「の代金」を合計すると、併わせて鷹餅「鷹洋に同じ。メキシコの一円銀貨」三百枚余りになるという」<sup>(29)</sup> (同前)

「六日巳の刻「ここは巳の刻初、つまり午前九時か」に入廉した。正副考官の李「端遇」、費「念慈」両星使「皇帝の使者に対する敬称」、撫憲「巡撫の別称」の崧「駿」振帥、藩司代理の龔方伯、臬司「按察使の別称」

代理の唐「樹森」廉訪「按察使の別称」、提調の王「祖光」觀察、監試の郭「式昌」大守「知府の別称」、学憲「学政の別称」の潘「衍桐」宗師「学政の別称」が、全儀杖を排列し、撫轅「巡撫の役所」の東轅門を出、通江橋大街を抜けて青雲街に入り、貢院に着いた。潘宗師は慣例により、途中まで送ると直ちに役所に戻った。

この日、貢院の明経取士牌楼から儀門まで、文武の官員及び各兵營の正規兵と義勇兵が両側に立ち並び、その軍装姿はいかにも厳めしく、旗も翻っていた。道端の見物人は年寄りや子供を引き連れていて、黒山のような人だかりを築いており、賑わいはここに至って最高潮に達した」<sup>(288)</sup>（同前）

「撫憲の崧振帥は、最近屈強で優秀な兵士を選びすぐって、教会と西洋人の住宅に駐屯させ、日夜巡視させた。振帥はたぶん、「自分が」監督業務のため試験場入りするので、ゴロッキどもがその隙に乗じて悪さをするのではないかと心配して、事前に策を講じたのであろう」<sup>(289)</sup>（同前）

「ゴロッキが考生と偽って賭場を開き人を沢山集めて賭博を行なう件について、すでに府、県及び上中下各区の保甲委員が幾度となく嚴禁の告示を出したが、たとえ大っぴらにはやらないまでも、ちよいと腕前を示すというような位のもので無くすることはできなかった。話では、ある日、仁和県の高「積勳」<sup>(290)</sup>大令は属吏を派遣して秘かに博徒を逮捕させ、別々に答で打ち据えて絞り上げ、更に首枷を嵌めて衆安橋直街で公衆の前に晒し、以て戒告の意志を明示した」<sup>(291)</sup>（同前）

「省都「杭州府城」にいる受験生たちは八日に入場し、卯の刻初「五時」に点呼開始と決められており、従来通り五路十起に分けて実施された。第一起の東左は衢州府治下の州県、「第二起の」東右は嘉興府治下の州県、「第三起の」西左は湖州府治下の州県、「第四起の」西右は紹興府治下の州県と、順次入場し、中路は官員、



八旗、教官、廩生が排列した。第十起が点呼を聞き終えたのは未の刻正「午後二時」であり、直ちに閉門したが、その時にはもう申の刻初一刻「午後三時十五分頃」になっていた」<sup>(29)</sup>（八月十五日「浙閩叢話」）

「前回の郷試に於て入場し点呼を受けた時、受験生は貢院の左右の牌楼と大柵欄外で押し合いへし合いし、苦しみに堪えられなかつたので、本科では初めて十一府の考棚「仮設のアンペラ小屋」を掛けた。空は再び晴れわたり、各府州県の考生は考棚内に散り広がつてから、掲示の順序に従つて入場したが、「お蔭で」ゆつたりとした気分になれた。旧弊たる大混雑は一扫され、全考生が撫憲の崧大中丞「巡撫の別称」の徳政を賞賛した」<sup>(30)</sup>（同前）

「振帥は、考生に付き添つて来た者などが押し合いへし合いして身動きがとれなくなりがちであるため、前回にすでに兵士を派遣して、号房「号舎に同じ」に『接送考具』「受験用具を受け取つて届けますの意」の四字を明記させ、受験生に代わつて考籃「考具を入れる籃」や考凳「受験用の凭れない椅子」の類を担がせることにし、考生を送つて来た者が柵欄内に入ることを禁じた。受験生はその苦勞を見て、報酬として数十文与える者もいたが、軍規が厳しいため、「断る相手と」口論してまで与えようとはしなかつた。本科では城守營「衛戍隊の兵營」の義勇兵に改めたが、こうした連中は皆、兵とは言うものの兵としての実態はなく、「支給される」食糧に頼つて暮らしている者であり、当日入場する際、考具の届け賃を巡つて、少しでも多く支払うよう受験生と争つたり、少ないと言つて文句を言つたりした。十日の出場の際には、皆頭門にひしめき合い、門から出ることもかなわぬほどであり、ついには考具を奪われるに至り、転んだりぶつかったりして考籃と凳が壊れた者は船着き場の人夫や考生に付き添つて来た者たち以上にこの騒ぎが堪えられず、左右の牌楼に行った

ら行ったで今度は心付けを取り立てられ、しかも多ければ多いほどよいという有様であった。元来何事も利益もあるかわりに必ず害もあるものであり、受験生のために苦勞を省いてあげようとして、却って苦勞をかけてしまった。実に嘆かわしいことである」<sup>(294)</sup> (同前)

「場内の号灯はブリキ製に改められた。この号灯は四面にガラスが嵌められ、何号という字が表示しており、夜通し照らし、昼同様の明るさであったという」<sup>(295)</sup> (同前)

「鉄管による送水では、四角形の赤旗を印に用いる。送水台で、この旗が掛っているのが見えたら、それは場内で水を必要としているということなので、急いで水を貯水箱に運び入れて流れが絶えないようにし、「そのため」流れはほとんど途絶えることがなかった。試験場内で水道管を管理している者は、別途人夫を派遣したが、彼らには、胸と背に赤色で『照料鉄管水夫』『水道管管理水汲み人夫』の六文字を染めつけた無地の綿布製のチョッキが支給された。話では、各所「膳録所等」とも送水役夫を派遣し、毎日三、四回放水するため、水はいとおしいほど澄んでおり、もう従来のような泥水ではないという」<sup>(296)</sup> (同前)

「十日の八時に頭牌「最初の出場組」の約千人余りを出場させ、二牌「二番目の出場組」は十一時に、三牌「三番目の出場組」は「午後」一時にそれぞれ出場させ、四牌「四番目の出場組」以後は流水牌「排水組」といい、答案を提出する端から出場させた」<sup>(297)</sup> (同前)

「先に、杭州の貢院では四角形の赤旗を印に用いる云々と報じたが、詳細は以下の通り。旗は紅白の二色を用い、竹を竿として、左右の号舎の場外の送水処の真向かいに高く掲げる。水が不足して送水を要請する場合は白旗を立てるが、これは金は水を生ずるという意味を取ったのであり、それ故水汲み人夫も皆無地の綿布製

の号褂「照料鉄管水夫」という記号入りの一重の短い上着衣服という意」を着るのである。水が漏れて送水中止を要請する場合は赤旗を立てるが、これは水と火とは相容れないという意味を取ったのである」<sup>(298)</sup>（八月二十二日「浙閩叢話」）

「第一場と第二場の答案提出時に於て、号官が号筒の入口に坐り、「考生が号筒を」出る端から錠をかけ、各受験生が号筒に戻って駆け回るのを許さなかったが、それは紙片等を手渡しての不正行為を防止するためであった。たとえ龍門外の夾道「犬走り」に在る者でも、考籃を手を下げて公堂上に行き、再び考籃を手を下げて「堂下に」降りなければならなかった。その試験場内での不正防止策は、厳しくないとはいえない」<sup>(299)</sup>（同前）

「藍榜に記載された者は、第一場では計六十二人、第二場では八十人余り、第三場では百人余りいた。書式違反者が最も多く、白紙答案提出者と答案の未完成者は数人にすぎなかった」<sup>(300)</sup>（同前）

「考生への月餅支給は、慣例により第三場だと決まっているが、今回崧振帥は第一場に於て別途三元餅「三元は解元、会元、状元の意。『連中三元』は続けて郷試、会試、殿試に及第するという意味の成語」を支給した。月餅には『監臨製送』の四文字が捺印されており、その傍らに『胡恒昌店』の小印が押されている」<sup>(301)</sup>（同前）

「第三場の出場は、学事規定により十六日と決まっているため、受験生は手持ち無沙汰の者が多く、そこで考官は毎回融通をきかせて十五日に最初の出場を実施したが、これが旧来のやり方であった。本科の振帥は学事規定通りに実施しようとしたが、豈図らんや、考生は引きも切らず答案を提出し、悉く龍門の内外で出場を待った。彼らはやかましく騒ぎ立て、夕刻になっても叫び呼ばれる声が試験場の内外に響きわたったため、やむをえず十五日の灯ともし頃に三、四千人出場させ、場内から考生が一扫されたのは十六日の二砲時であった

た」<sup>(302)</sup> (同前)

「試験場の外側は三面が塀に囲まれており、いずれにも夾道があるが、閉鎖されていて通れなくなっている。本科では公堂の塀の外側に左右の二つの小門が開けられている。夾道には楚宮の兵士が駐屯しているが、夾道はひどく狭いため、全員その瞭望亭「監督のために各所に設置したもの。瞭楼とも言う」に寝泊まりした。明遠楼は前回同様封鎖して鼓手を用いなかったので、受験生が登って様子を窺うことはなんとか免れたという」<sup>(303)</sup> (同前)

「十六日の八時に、振帥及び提調、監試が公堂に端座していると、突然楚方言を操る哨官「千總に同じ。義勇軍の下級將校。旧陸軍少尉乃至は中尉に当たる」が試験場に駐屯する楚宮の兵士とひそひそ耳打ちしているのが聞こえた。各兵士は慌てふためいた表情を浮かべ、急いで号褂を着て、公堂の簷下の両側に立ち並ぶと、俄に衣冠を着けた人が遙か二門の方からやって来るのが見えた。物知りの言うのには、それは省城防衛統領の劉祥勝總戎だということであった。「劉總戎は」程なくして公堂に上り、堂の左手から回り道をして振帥の公案「決裁用の大机」の前まで行くと、振帥は直ちに席から離れ、「劉總戎は振帥と」十五分ほど立ち話をしてから、堂の右手に退き、紅頂花翎の武官と半時間余り腰を下ろして話し込んだ。立ち並んでいた楚宮の兵士は、總戎が去ってからやっと各自散って行った」<sup>(304)</sup> (同前)

「第三場の点呼の時、余杭県「杭州府」の考生甲、乙がいた。甲は年を取っており、乙を雇って代わりに答案用紙を受け取って貰った。乙は先ず考具を背負って号舎に行き、それぞれ適当な所に据え置いてから、二門を出て答案用紙を受け取ったが、「この間」出入りを三、四回繰り返した。振帥はこの様子を見て、直ちに宮

兵に命じて逮捕させたところ、答案用紙受け取り票が二枚出てきたため、更に甲にも出頭するよう伝え、「甲に對して」大いに訓戒を垂れたのち、暫時年老いたるを考慮してこれを入場させ、「一方」乙は學事規定を破ったことにより答案用紙受け取り票を無効として鈎形記号を記し、大門外に投げ捨てた」<sup>(305)</sup>（同前）

「第一場、第二場、第三場ともからりと晴れ渡り、十六日の午後になって初めて小雨が降った。ただ日中は大変暖かかったが、夜になると大層涼しくなったので、風邪をひきやすく、そのため試験場内で嘔吐と下痢を患う者が続出した。第二場の時、太平県「台州府」のさる考生が十二日の昼すぎに突然吐くやら下すやらし出し、症状が甚だ重かったので、直ちに官医に連絡して診察して貰い、薬を飲ませたが效き目がななく、三更「午前零時」になってその名が鬼録「鬼簿に同じ。過去帖のこと」に載った。ああ、悲惨なるかな」<sup>(306)</sup>（同前）

「學憲の潘嶧琴宗師は、辛卯科の優貢生を採用するべく、八月二十五日に貢院で試験を実施すると決めた」<sup>(307)</sup>（八月二十六日「平湖秋月」）

「噂によると、郷試第一場の答案は八月十九日に悉く清書が済み、撫憲の崧振帥は二十二日に暫時貢院を出る予定という」<sup>(308)</sup>（同前）

「十九日の午後、甲乙の二人が頭に粽纓帽を被り白い薄手の麻布製の長衫を着て貢院中に紛れ込んだ。貢院の警護に当たっていた楚軍はその挙動が不審であり、しかも腰牌を下げていないのを見ると、直ちに駆けつけて逮捕し、尋問して処罰するべく県衙に護送した。ああ、詩文を評定する要地の機密漏洩防止のための警戒が極めて嚴重であるのに、敢えて自由に出入りし命がけで法をくぐろうとするとは、自ら禍いを招いたのだと言わず

して何と言えよう」<sup>⑳</sup>(同前)

「浙江省の試験場に於て、場内の規律を肅正せよとの 上諭を奉じてより、崧帥は鋭意これを参照して、弊害を生じやすいことは全て予め防御し、積習を取り除き、新しい規則を立てた。本科では点呼から答案の提出に至るまで規則が厳しく、受験生は皆 学事規定を遵守して些かも範圍を越えなかった。だが田舎に広まっているデマによれば、第一場の問題用紙が九日の明け方に場外に投げ渡されたといひ、また試験場外で不正を働く替え玉に計三班があつて、郵臚班が第一で、紹興府班が第二で、杭州府班が第三であるという。出入りの方法については、関係者は当然融通無礙であつて、部外者には不可能である。伝聞の内容を考察し、日刊紙『申報』のこと」のニュース報道の慣例に適合させた。噂の真偽については、執筆者は分からない」<sup>㉑</sup>(八月二十八日「錢塘魚塘」)

「青雲街の受験生向けの市場は、話では前回よりやや精彩を増したという。現在各店舗は全て荷を片づけて帰郷しようとしている。そのため売り値が特に安くなつており、買い物客が引きも切らず通りを往来し、大交込み合っている。また白粉と眉墨で美しく化粧した女性たちが、『お姉さん』『妹よ』と呼ばわりながら、翡翠や簪を物色していたが、軽薄な若者が彼女たちの右に着き左に着きして気ままに彼女たちの髪や足の品定めをしていたのは、誠に悪習であると言えよう」<sup>㉒</sup>(同前)

「八月十八日、錢塘江のほとりで大潮を見物したが、実に壯観であつた。近頃、嚴州府の甲乙二人の受験生が大潮を見物しに三郎廟に出向いたが、堤防は狭く人も多いため、混雑を嫌つたらしく、散歩して砂州の平坦な所まで行くと、立ったまま大潮を待った。たまたま果物売りが籠を手を下げた通りかかり、笑つて言った。

ここに、いつまでもいはいけません、大潮に流されてしまいますよ。甲と乙は信用しなかったが、突然大潮が襲い、これを避けたが間に合わず、なんと手を携えて龍宮に行ってしまった。「水死したことをいう」行方不明となり、死体も出てこなかった。ああ、このような受験生は自ら災いを招いたのであって、他人に罪はない」  
⑪ (同前)

「浙江省の文郷試の謄録所の家丁「家僕」某甲は、第一場の答案を五冊秘匿すると、謄録生に買い戻すよう迫り、一冊につき洋銀を六元要求するとともに、人に責任者への仲介を依頼した。皆は最初は共同で均等分担しようと考えたが、その後盗まれた答案がまだ少ないため、「もし要求額を分担して答案を取り戻したら、」今後悪事をまねる者が日々増えて「一冊当たりの」要求額ももっと高くなるに違いないと恐れ、先手を打つにこしたことはないと考え、かくて大勢の者が集まり、提調に訴え出ると言い立てた。ことは提調の王觀察の知るところとなり、直ちに罪状を調査して処罰した。主犯従犯を問わず、計六名が貢院の頭門前での首枷刑判決を受け、まる一ヶ月刑に服したのち釈放された。噂では、謄録官も試験場を出てから条例により処罰される筈と  
⑫ (八月三十日「西湖拾零」)

「先に、第一場の答案は八月十九日に悉く清書が済み、崧振帥は二十一日に貢院を出る予定であると伝えだが、現在判明した所によれば第一場の答案は二十一日に完了し、振帥は予定通り二十一日辰の刻に巡撫の役所に戻った」  
⑬ (同前)

「慈谿県の某生は貢院の西角にある某丁の家に間借りした。丁はすでに成年「数え十五歳」に達した娘がいた。彼女は貧家に育ったが、文字にあらまし通じていた上、某生と僅か板一枚しか隔たっていないため、某生

が夜に読書するのを聞くと、娘も『千家詩』をそっくりそのまま誦え、筆墨の縁を結んだ。長い間憚ることなく互いに行き来した。試験が終わるなり、某生は旅具袋を整理して、別れを告げて去り、翌朝には娘も行方知れずとなった。今聞いている所によれば、丁は問責するべく某生の所に赴こうとしているとのことである」

## ⑬ (同前)

「先に、膳録所の家丁が答案を隠匿した件を報じたが、詳細は以下の通り。当日膳録が各自第一場の答案を受領したのち、俄にうち三枚をなくし、遍く捜したが見当たらなかったため、その名を「略」しようとしたところ、突然さる家丁が嘲り笑って『フッフ、愚か者め、人間に聞かないで狐に聞くとは』と言った。答案を紛失した者「膳録」は、その言葉には自分に秘密裡の仲介を頼むようにという意味が込められていることに気づいた。家丁はなんと憚ることなく相手の主張を認め、強硬に洋銀で三十円を要求し、もし少しでも足りないこと、そっくり返すというわけにはいかないと云ったので、「答案の紛失者は」仕方なく言われた通りの金を集めて支払い、答案を取り戻した。「ところがたまたま」門番をしていたさる役所の下っ端役人がこれを聞いており、答案を紛失した者のために義憤を感じて、こうした風潮がひとたび始まれば第二、第三場では防ぐ手立てがなくなってしまうと述べ、ついに同僚を集め、直ちに提調に報告した。提調の王觀察は直ぐさま監臨の行台「臨時の役所」に赴き、指示を仰いだ。崧振帥はかっとなって、科挙の試験場は重要な場所であるのに、なんと大胆不敵にも答案を隠匿して金を要求するとは「なんとということだ」、もしこうしたことを懲らしめなければ、面目まるつぶれだと言い、直ちに家丁をぶんじばらせる、王に対して晒し首にするよう命じて貰いたいと要請した。觀察は反論のしようがなく、はいはいと承諾して引き下がると、慌てて二県「仁和、錢塘」の知県に



伝えて相談した。仁和県の高大令は入場して振帥に会うと、嚴重に処罰するべく犯人を連れ帰りたいと再三懇請し、直ちに各自を答打ちすること千回、更に首枷を嵌めて貢院の頭門に晒した。八月二十七日に振帥は再び入場したが、犯人が沿道で跪いて許しを乞うているのを聞いて、直ちに釈放した<sup>310</sup>（九月六日「浙閩紀事」）  
「数日内には第二場の答案の浄書が完了する見込みであり、及第者の発表予定期日は九月十日である。「受験生たちは」何度も練って金丹を作り上げるように長い間苦学して学業が成就し、その結果今にも及第しようとしている。吉報が伝えられるのは、もうじきである」<sup>311</sup>（同前）

不正の噂 この科についても考官絡みの不正があったと取り沙汰され、二人の考官を誹謗する「木子」「李字を上下に分解」公は木。「麻木の木。愚鈍の意」たること言うべからざるほどなるも、偏へに両浙「浙江省のこと」に縁有りて、端無くも遇合す。弗貝。「費字を上下に分解」兄は已甚。「はなはだ」しきは為さざるも、但だ千金を相贈る有れば、挙げて慈祥を念。「おも」はん<sup>312</sup>（傍点は筆者）という聯が残っている。「李公は言いようもないほど愚鈍だが、折りよく両浙には縁あって、今回思いがけず考官に選ばれた。費兄は行き過ぎたことはしないが、大金を贈られれば慈悲の思いが生じ、きっと採用してくれるだろう」という意味。また李慈銘は光緒十八年一月二十七日付「越縵堂日記」に費念慈に關節（贈收贈）の噂があることを記すとともに両試験官を揶揄する別の聯を書き留めている。

費肥懷（念慈）編修が来る。その採用した及第者の『浙江閩墨』を贈られる。肥懷は年若くして学問を好み、採用した文章も見るべきものがある。しかるに浙江人は彼に關節があったことは明々白白であると努めて貶めている。（他に「此の子は木」「麻木の木。愚鈍の意」にして仁ならざるも、

「不仁も愚鈍の意」、居然として兩次文を衡り「江蘇省、浙江省と続けて考官となったことを指す」、端無くも遇合す。貝「お金、財産のこと」の有るは求め弗「ぞ」れば胡くにか獲ん、但だ千金を得て費「礼金」と為せば、挙げて慈悲を念「おも」はん<sup>309</sup>「傍点は筆者」という聯を伝聞した。いずれも両考官の姓名を含んでいる。今だに多くの者がこれにかこつけて讒言をなしている。それに浙江巡撫に訴え出た者があつたとも聞いたが、不可解である。<sup>310</sup>

噂の真偽のほどは不明。

(待 続)

※ 本文及び注の引用文中の( ) は原注、「」は引用者注。本文中の(1)等は注番号、①等は原文番号。注中の作品名等の後にある○は「原文」二「注」欄にその原文が掲げられていることを示す。

202 字は幼衝。河南省光州直隸州固始縣の人。光緒十二年丙戌科進士(殿試第二甲第百二十五名)。分部學習。雲南省進西道。宣統元年同省按察使。宣統三年広東省學使。

203 現職の工部員外郎。本章注168参照。

204 道光二十一年辛丑恩科進士(殿試第二甲第九十一名)、翰林院庶吉士、刑部主事の陳寿図(字は志仁、江蘇省太倉直隸州嘉定県の人)は別人であろう。

205 詳細は不詳。

206 詳細は不詳。

207 本章第一節「額外中書時代」九「周福清の上奏」「内閣大学士名簿」「協辦滿・額勒和布」項参照。

208 「魯迅の祖父周福清攷(四)」第五章「江西省知県時代」第三節「知県罷免事件顛末」二「罷免事件当時の関連官庁所屬の主要官員」(五)「吏部」「左侍郎」「恩承」項参照。以下は同項の補充。刑部主事より詹事府中允に。

209 周福清の郷試及第時の副考官張之洞の従兄。字は子青。直隸省天津府南皮県の人。道光二十七年丁未科状元、翰林院修撰。

同院侍講學士。咸豐十一年詹事府太子詹事。同年兼兵部左侍郎。同年内閣學士。同治元年礼部右侍郎。同年吏部左侍郎。同年同省巡撫代理。同治二年同省巡撫。同治四年東河總督代理。同治五年東河總督。同年漕運總督。同治九年江蘇省巡撫。同治十年閩浙總督。同年乞養。光緒八年兵部尚書。光緒九年刑部尚書。同年兼癸未科會試副考官。光緒十年兼軍機大臣。光緒十一年兼協辦大學士。光緒十五年体仁閣大學士、兼軍機大臣、兼管戸部。光緒十八年東閣大學士、兼軍機大臣、兼管吏部。光緒二十年兼甲午科會試殿試試卷官。同年軍機大臣の兼職を解かれる。光緒二十二年老齡により退官。光緒二十三年卒。享年八十七歳。著書に「張文達公遺集」がある。

210 「魯迅の祖父周福清攷(四)」第四章「翰林院庶吉士時代」第三節「辛未科散館試(卒業試験)」一「散館試閱卷大臣」7「徐桐」項参照。

211 光緒九年举人より到閣(漢票發処)。順天府宛平県の人。

212 当時の中堂(内閣大學士)は李鴻章(文華殿。直隸總督留任。本章注86参照)、額勒和布(武英殿。本章注207参照)、恩承(東閣。本章注208参照)、張之万(体仁閣。本章注209参照)、福錕(協辦)、徐桐(協辦。本章注210参照)。このうち福錕は字は箴庭。宗室。直隸鑲藍旗の人。咸豐九年己未科進士(殿試第二甲第七十三名)。吏部主事。光緒四年吏部員外郎より詹事府右春坊右庶子に。翰林院侍讀學士。光緒五年太僕寺卿。光緒六年青海(西寧)辦事大臣。光緒八年兵部右侍郎。同年刑部右侍郎。光緒九年兼癸未科會試知貢舉。同年戸部左侍郎。同年兼京宮左翼總兵。光緒十年工部尚書、兼步軍統領。同年兼總署大臣。光緒十一年戸部尚書、兼步軍統領、兼總署大臣。同年内閣協辦大學士、兼戸部尚書、兼步軍統領、兼總署大臣。光緒十二年兼丙戌科會試殿試試卷官。光緒十四年兼戊子科順天府郷試正考官。光緒十五年兼己丑科教習庶吉士。同年兼太子太保、兼詹事府右春

坊右庶子。光緒十六年庚寅恩科会試殿試読卷官。光緒十八年体仁閣大学士、兼歩軍統領、兼総署大臣。光緒二十年歩軍統領の兼任を解かれる。光緒二十二年老齡により退官（自己申請）。光緒二十二年卒。

213 光緒十一年举人より到閣（漢票簽処）。順天府宛平県の人。原籍は浙江省紹興府上虞県の人。同治元年举人より到閣（漢票簽処）の顧芸の弟。

214 本章注207参照。

215 正考官は内閣協辦大学士兼戸部尚書福錕（本章注212参照）、副考官は戸部尚書翁同龢（第七章「科擧不正事件」参照）、許庚身（魯迅の祖父周福清攷③）第三章「科擧受験時代」第三節「会試受験時代」二「方略館謄録として」「総纂兼提調官」「許庚身」項参照）、薛允升（魯迅の祖父周福清攷④）第五章「江西省知県時代」第二節「知県時代の周福清」九「知県時代の交際」「上司の薛允升」及び同章補足 1「第二節「知県時代の周福清」九「知県時代の交際」「上司の薛允升」項」参照）。

216 当時周福清は五十二歳。七歳の過少申告。

217 「増校清朝進士題名碑録」は「鵬」「鴻」とする。字は達九。翰林院庶吉士。同院編修。奉天府府丞に至る。

218 本節一「正任中書となる」(一)「実缺取得時の内閣に於ける関連官員」「正任中書（漢票簽）」「王蕊修」項参照。

219 同前「鮑恩綬」項参照。

220 同前「周雲章」項参照。

221 同前「郭万俊」項参照。

222 同前「汪朝模」項参照。

223 正考官は礼部尚書徐桐（本章注210参照）、副考官は兵部尚書瑞聯、刑部尚書張之万（本章注209参照）、刑部右侍郎貴恒（周福清の進士同年。「魯迅の祖父周福清攷③」第三章「科擧受験時代」第三節「会試受験時代」五「進士（翰林）」となる）(一)「会試（貢士）」103「貴恒」項参照）。このうち瑞聯は宗室正藍旗の人。字は珠垣。咸豊三年癸丑科進士（殿試第三甲第二十六名）、

翰林院庶吉士。同院檢討。都察院都統。光緒三年綏遠將軍。光緒五年杭州將軍。光緒六年工部尚書。光緒九年現職。同年兼奏末科會試副考官。同年兼奏末科教習庶吉士。同年病氣により罷免。正藍旗漢軍都統。光緒十年江寧將軍。同年病氣により罷免。「上司の薛允升」項「參照」。

224 「魯迅の祖父周福清攷(四)」第五章「江西省知縣時代」注54、同章補足1「第二節「知縣時代の周福清」九「知縣時代の交際」

225 本節一「正任中書となる」(二)「実取得時の内閣に於ける関連官員」「正任中書(漢票簽)」「趙培因」項參照。

226 字は務滋。道光十六年丙申恩科進士(殿試第二甲第十二名)、翰林院庶吉士。同院編修。内閣侍讀學士。咸豐二年通政使司正使。咸豐三年兼刑部右侍郎代理。咸豐四年礼部右侍郎。咸豐五年老齡により退官。

227 当時周福清は五十三歳。八歳の過少申告。

228 奎は奎華(滿州鑲黃旗の人)または奎聯(漢軍鑲黃旗の人)。文は文煥(滿州鑲白旗の人)または文英(滿州正藍旗の人)。

貴は貴秀(滿州鑲黃旗の人)。英は英華(滿州正白旗の人)。

229 正考官は礼部尚書徐桐(本章注210參照)、副考官は吏部尚書嵩申、吏部左侍郎許應騷(魯迅の祖父周福清攷四)第四章「翰林院庶吉士時代」第一節「庶吉士授職時の翰林院」二「翰林院の主要官員」「侍讀」「許應騷」項及び「魯迅の祖父周福清攷(六)第六章「内閣中書時代」注61參照、戸部左侍郎孫詒経(同前「侍講」「孫詒経」項參照)。このうち嵩申は滿州鑲黃旗の人。字は伯屏。同治七年戊辰科進士(殿試第三甲第三十八名)、翰林院庶吉士。同院檢討。詹事府少詹。光緒七年光祿寺卿。光緒八年内閣學士。光緒九年礼部右侍郎。同年兼奏末科殿試讀卷官。同年戸部右侍郎。光緒九年同部左侍郎。光緒十四年理藩院尚書。光緒十五年現職。同年兼本科副考官。同年刑部尚書。光緒十六年兼庚寅恩科殿試讀卷官、兼同科教習庶吉士。光緒十七年卒。

230 当時周福清は五十三歳。七歳の過少申告。

231 光緒三年進士より到閣(漢票簽攷)。号は玉蒼。太僕寺少卿。光緒二十七年順天府尹。光緒二十九年商部右侍郎。同年同部左侍郎。光緒三十年兼甲辰恩科會試殿試讀卷官。光緒三十一年戸部右侍郎代理。光緒三十一年同部右侍郎。同年度支部(戸部後

身) 右侍郎。光緒三十三年郵傳部尚書。宣統元年革職。

232 正考官は刑部尚書孫毓汶(魯迅の祖父周福清放囚)第四章「翰林院庶吉士時代」第一節「庶吉士授職時の翰林院」二「翰林院の主要官員」「侍読学士」「孫毓汶」項参照)、副考官は都察院左都御史貴恒(本章注229参照)、許広駿(本章注229参照)、都察院左副都御史沈源琛。このうち沈源琛は河南省河南府祥符県の人。「増校清朝進士題名碑録」は「琛」を「深」とする。字は叔眉。咸豐十年乙丑科進士(殿試第二甲第四十一名)。大理寺少卿。光緒十年光祿寺卿。同年大理寺卿。光緒十一年兼乙酉科四川省鄉試正考官。光緒十二年離任。光緒十五年大理寺卿。同年都察院左副都御史。同年兼己丑恩科江西省鄉試正考官。光緒十六年兼本科副考官。同年兼福建省學政。光緒十七年兵部右侍郎、兼福建省學政。光緒十九年卒。

233 當時周福清は五十四歳。七歳の過少申告。

234 正考官は兵部尚書許庚身(本章注215参照)、副考官は戸部左侍郎廖寿恒(魯迅の祖父周福清放囚)第三章「科挙不正事件」第三節「会試受験時代」五「進士(翰林)となる」(一)「会試(貢試)」「一般の貢士」384「廖寿豊」項参照)、工部右侍郎徐樹銘、内閣学士霍穆敏。このうち徐樹銘は湖南省長沙府長沙県の人。字は伯澄。別字を寿衡という。道光二十七年丁未科進士(殿試第二甲第三名)、翰林院庶吉士。同院編修。咸豐元年兼辛亥文科四川省鄉試副考官。咸豐二年詹事府中允。同年兼広東省學政。翰林院侍読学士、兼広東省學政。咸豐五年内閣學士、兼広東省學政。咸豐六年兼兵部右侍郎。咸豐七年兵部右侍郎。咸豐八年兼戊午科福建省鄉試正考官。同年兼福建省學政。同年兵部左侍郎、兼福建省學政。咸豐九年兼戸部右侍郎。咸豐十一年福建省學政を離任。同治元年乞養。候補侍郎。同治五年礼部左侍郎代理。同治六年浙江省學政。罷免された元編修俞樾を推薦したため太常寺少卿に左遷される。光緒の初年に鴻臚寺卿。父親の死に遭い帰郷。通政使司副使。光祿寺卿。光緒十年太常寺卿。同年順天府丞。光緒十二年都察院左副都御史。光緒十五年工部右侍郎。光緒十七年兼本科副考官。光緒十八年兼壬辰科武会試知貢挙。光緒十九年兵部右侍郎。光緒二十年兼甲午恩科武会試知貢挙。光緒二十一年兼乙未科殿試読卷官。同年兼乙未科武会試知貢挙。同年兵部左侍郎。光緒二十三年兼丁酉科浙江省鄉試正考官。同年兼浙江省學政。同年吏部右侍郎、兼浙江省學政。

同年都察院左都御史。光緒二十四年兼戊戌科會試副考官。同年兼戊戌科殿試誥卷官。光緒二十五年工部尚書。光緒二十八年卒。霍穆欽は宗室、直隸正藍旗の人。「増校清朝進士題名碑録」は「霍」を「豁」とする。咸豐六年丙辰科進士（殿試第二甲第七十八名）。光緒十四年詹事府少詹。同年現職。光緒十七年兼辛卯科順天府鄉試副考官。光緒十八年兼本科副考官。同年罷免。

235 当時周福清は五十五歳。七歳の過少申告。

236 正考官は戸部尚書翁同龢（第七章「科擧不正事件」参照）、副考官は工部尚書祁世長（魯迅の祖父周福清攷四）第四章「翰林院庶吉士時代」第一節「庶吉士授職時の翰林院」二「翰林院の主要官員」「侍講學士」「祁世長」一項参照）、内閣學士霍穆欽（本省注<sup>234</sup>参照）、内閣學士李端芬。このうち李端芬は貴州省貴陽軍民府貴筑県の人。字は信臣。同治二年癸亥恩科進士（殿試第二甲第四十二名）、翰林院庶吉士。同院編修。詹事府少詹。光緒十二年同府太子詹事。光緒十三年現職。光緒十五年兼己丑恩科広東省郷試正考官。光緒十七年兼辛卯科四川省郷試正考官。光緒十八年本科副考官。同年刑部右侍郎。光緒十九年十二月同部左侍郎。光緒二十年甲午科山東省郷試正考官。光緒二十一年乙未科武會試正考官。光緒二十三年倉場侍郎。光緒二十四年礼部尚書。庚有為らの維新運動を支持し、同年革職、新疆に送られる。光緒二十七年許されて貴州に戻る。光緒三十三年病卒。

237 「光緒十四年」と「典籍に」の間に脱落あり。先に「光緒十七年辛卯科順天府郷試」に引いた同年二月十六日付「漢票翁処の典籍庁宛て移文」参照。

238 当時周福清は五十六歳。七歳の過少申告。

239 光緒十五年進士より到閣（漢票翁）。安徽省六安直隸州英山県の人。元内閣漢票翁中書金光悌の甥の孫。光緒十五年己丑科進士（殿試第三甲第八十名）。

240 光緒三年進士より到閣（漢票翁）。陝西省西安府長安県の人。光緒三年丁丑科進士（殿試第三甲第二十六名）。

241 満州正白旗の人。字は仁庭。光緒十五己丑年科進士（殿試第三甲第八十五名）。光緒三十年外務部左丞。光緒三十一年内閣學士。光緒三十二年刑部左侍郎。同年法部左侍郎。宣統二年同部尚書。宣統三年奕劻内閣法部大臣。同年袁世凱内閣弼德院顧問

大臣。

242 「魯迅の祖父周福清致(三) 第三章「会試受験時代」第三節「科挙受験時代」五「進士(翰林)となる」(二)「会試(貢試)」  
「一般の貢士」50「張祖謨」項参照。

243 本章注221参照。

244 当時周福清は五十三歳。七歳の過少申告。本章注227参照。

245 「実弟福相が郷里で孝養を尽くしている」というのは虚偽の申告。周福清に兄弟はいない。これも年齢の過少申告同様、できる限り役人生活を長く送るための方便である。

246 本章注235に同じ。

247 本章第一節「額外中書時代」一「額外中書となる」(二)「赴任時の内閣に於ける関連官員」  
「光緒五年到閣の額外中書(漢票簽)」「葉青松」項参照。

248 同治十三年挙人より到閣(漢票簽)。号は孝緒。山東省青州府諸城県の人。同治十二年癸酉科挙人。

249 光緒六年挙人より到閣(漢票簽)。福建省福州府閩県の人。周福清の知人で周福清の起こした科挙不正事件発生時の蘇州府知府王仁堪(同治十三年挙人より考取到閣)の弟。

250 同治十年挙人より到閣(漢票簽)。寿卿。山西省絳州直隸州稷山県の人。同治九年庚午科挙人。

251 同治十三年挙人より考取到閣(漢票簽)。江西省九江府德化県の人。

252 光緒十六年挙人より到閣(漢票簽)。広東省広州府新会県の人。

253 文末に列記されている人名は担当侍読。奎は奎華(満州鑲藍旗の人)または奎聯(漢軍鑲黃旗の人)。貴は貴秀(満州鑲黃旗の人)。英は英華(満州正白旗の人)または英奎(満州鑲紅旗または正白旗の人)。栄は栄寿(満州鑲黃旗の人)。廷は廷昌(満州正藍旗の人)か。忠は覚羅忠普(満州正紅旗の人)。



254 周福清と到閣同期。「魯迅の祖父周福清(六)」第六章「内閣中書時代」第一節「額外中書時代」一「額外中書となる」(一)(二)「赴任時の内閣に於ける関連官員」「光緒五年到閣の額外中書(漢票簽)」「秦炳直」項及び同第二節「正任中書時代」一「正任中書となる」(一)(二)「実取得時の内閣に於ける関連官員」「正任中書(漢票簽)」「秦炳直」項参照。以下は補充。光緒十五年十月十四日『越縵堂日記』によれば、同日夜に李慈銘は秦炳直のために扇字絵を描いている○。

255 本章第一節「額外中書時代」一「額外中書となる」(一)(二)「額外中書として」で、引用した光緒十七年二月付「内閣の戸部宛て移文」中の「王宝義」を「王宝田」の誤りであるとしたのは筆者の勘違いであり、二人は全くの別人である。

256 劉昌言の誤植か。

257 郭之俊の誤植か。

258 光緒十五年挙人より考取到閣(漢票簽)。福建省福州府閩県の人。字は蘇戩。光緒八年壬午科江南郷試解元。日清戦争前まで駐日公使館書記、大阪総領事を歴任。帰国後、周福清の郷試及第時の副考官張之洞の幕府に入り、京漢鐵路南段総辦、江南製造局総辦となる。広西辺務督辦を経て上海で予備立憲会を創設し、辛亥革命後は商務印書館の経営など実業に携わるとともに廢帝宣統帝の教育に当たる。満州国総理。著名な文人としても知られる。

259 本章注229参照。

260 光緒十八年壬辰科会試殿試及第者のうち浙江籍者は以下の二十四名(山陰会稽両県出身の寄籍他省者を含む。紹興府籍者は五名。いずれも山会籍者)。

吳士鑑 第一甲第二名。杭州府錢塘県の人。字は公譽。号は綱斎。吳振械の曾孫。吳慶坻の子。翰林院編修。同院侍読に至る。著書に『含嘉堂詩集』がある。

湯壽潜 第二甲第十一名。紹興府山陰県の人。翰林院庶吉士。本文「光緒十四年戊子科」「山会籍及第者」「湯震」項参照。

張元濟 第二甲第二十四名。嘉興府海塩県の人。字は小斎。号は菊生。同治六年生、一九五九年卒。光緒十五年己丑恩科浙江

省郷試及第。翰林院庶吉士。散館して刑部主事に改められる。清末の変法維新派。光緒二十四年戊戌政変により革職（永不叙用）。光緒二十八年商務印書館に入る。光緒三十三年郵伝部左参議に任命されるも辞職を要請し、二ヶ月後に認められる。宣統三年袁世凱内閣学部副大臣。中国近代出版史上に多大な貢献をなす。『張元濟日記』、張樹年主編『張元濟年譜』（商務印書館。一九九一年）がある。

蔡元培 第二甲第三十四名。紹興府山陰県の人。翰林院庶吉士。本文「光緒十五年己丑恩科」「山会籍及第者」「蔡元培」項参照。

葉爾愷 第二甲第四十三名。杭州府仁和県の人。字は伯高。号は悌君。翰林院庶吉士。

散館して同院編修を授かる。光緒三十二年雲南省提学使代理。宣統二年雲南省提学使。著書に『玉雅』がある。

程利川 第二甲第五十二名。寧波府鎮海県の人。主事分部学習。

王徳庚 第二甲第五十七名。杭州府仁和県の人。字は緯辰。号は寄斎。翰林院庶吉士。

散館して江蘇省鎮江府丹徒県知県に改められる。

高宝鑾 第二甲第七十七名。嘉興府秀水県の人。翰林院庶吉士。本文「光緒十五年己丑恩科」「解元」参照。

林頤山 第二甲第八十一名。寧波府慈谿県の人。知県即用。

牟育 第二甲第八十七名。台州府黄巖県の人。知県即用。

王慶垣 第二甲第八十八名。紹興府会稽県の人。寄籍順天府通州。本文「光緒十五年己丑恩科」「山会籍及第者」「王慶垣」項

参照。

趙鼎仁 第二甲第一百十六名。寧波府鄞県の人。字は承哉。号は琴斎。別号を静山。翰林院庶吉士。散館して主事に改められ、

更に福建省福州府古田県知県に改められる。

沈宝琛 第二甲第一百十八名。紹興府山陰県の人。寄籍紹興府嵊県。主事分部学習。本文「光緒十五年己丑恩科」「山会籍及第者」

「沈宝琛」項参照。

何慶輔 第三甲第三十二名。温州府瑞安県の人。知県即用。

陳乃廣 第三甲第三十五名。杭州府海寧州の人。主事分部学習。

張聯駿 第三甲第三十六名。杭州府仁和県の人。主事分部学習。

管世駿 第三甲第四十名。台州府黃巖県の人。内閣中書用。

陳祖綬 第三甲第五十七名。温州府永嘉県の人。知県即用。

吳宝鎔 第三甲第五十九名。杭州府仁和県の人。知県即用。

王慶埏 第三甲第六十三名。紹興府会稽県の人。知県即用。本文「光緒十四年戊子科」「山会籍及第者」「王慶埏」項参照。

蔣廷黻 第三甲第八十五名。杭州府海寧州の人。主事分部学習。

朱 本 第三甲第八十八名。杭州府錢塘県の人。知県即用。

裘鴻勳 第三甲第三百三十五名。寧波府慈谿県の人。主事分部学習。

李相寿 第三甲第六百六十二名。杭州府仁和県の人。知県即用。

261 光緒十六年庚寅恩科会試殿試及第者のうち浙江籍者は以下の二十三名（山陰会稽両県出身の寄籍他省者を含む。紹興府籍者は四名。山会籍者は二名）。

黃紹第 第二甲第二名。温州府瑞安県の人。翰林院庶吉士。「魯迅の祖父周福清攷」第六章「内閣中書時代」注129参照。

江仁徵 第二甲第十二名。寧波府鄞県の人。主事分部学習。

劉崇照 第二甲第十五名。寧波府鎮海県の人。字は楚薊。号は挺廬。翰林院庶吉士。散館して江蘇省淮安府塩城県知県に改められる。

王脩（修）植 第二甲第三十四名。寧波府定海庁の人。字は晚生。翰林院庶吉士。散館して同院編修を授かる。

魯迅の祖父周福清攷（七）

楊家驥 第二甲第三十七名。寧波府慈谿縣の人。字は徳生。翰林院庶吉士。散館して同院編修を授かる。光緒二十三年兼丁酉

科江西省鄉試副考官。翰林院撰文に至る。

夏之森 第二甲第四十八名。嘉興府嘉善縣の人。字は曉巖。翰林院庶吉士。江西省広信府広豊知県に改められる。

王履咸 第二甲第五十七名。紹興府蕭山縣の人。主事分部学習。

方克猷 第二甲第七十七名。杭州府於潛縣の人。主事分部学習。

夏曾佑 第二甲第八十七名。杭州府錢塘縣の人。字は徳丞。号は穂脚。杭州府学生。光緒十四年戊子科浙江省鄉試及第。本科

会元。翰林院庶吉士。散館して礼部主事に改められる。安徽省泗州直隸州知州に至る。

陸仰賢 第二甲第九十五名。寧波府鄞縣の人。主事分部学習。

范迪襄 第二甲第一百一名。紹興府会稽縣の人。寄籍湖北省武昌府江夏縣。主事分部学習。本文「光緒十五年己丑恩科」「山会籍

及第者」「范迪襄」参照。

陳康瑞 第二甲第二百二十九名。寧波府慈谿縣の人。主事分部学習。

凌和鈞 第三甲第十名。嘉興府嘉興縣の人。主事分部学習。

何敬釗 第三甲第十一名。杭州府錢塘縣の人。知県即用。

姚文倬 第三甲第二十三名。杭州府錢塘縣の人。字は稷騰。号は毓辰。翰林院庶吉士。散館して同院檢討を授かる。福建省興

泉水道。光緒三十二年兼同省提學使代理。宣統元年同省提學使。

葛祥熊 第三第二十八名。寧波府慈谿縣の人。知県即用。

翁 燾 第三甲第三十八名。杭州府錢塘縣の人。知県即用。

歐仁衡 第三甲第六十名。寧波府象山縣の人。主事分部学習。

俞官圻 第三甲第八十五名。紹興府山陰縣の人。知県即用。本文「光緒十四年戊子科」「山会籍及第者」「俞官圻」項参照。

高振声 第三甲第百名。杭州府海寧州の人。知県即用。

孫錦江 第三甲第百一十二名。台州府黄巖県の人。

梁傑仁 第三甲第百五十八名。紹興府新昌県の人。知県即用。

潘其祝 第三甲第百八十四名。温州府泰順県の人。

262 光緒十五年己丑科会試殿試及第者のうち浙江籍者は以下の二十三名（紹興府籍者は九名。山会籍者は六名）。

陳祥燕 第二甲第二十七名。寧波府慈谿県の人。字は子封。号は翔翰。翰林院庶吉士。

散館して主事に改められ、更に江西省饒州府徳興県知県に改められる。

許在衡 第二甲第三十六名。紹興府山陰県の人。知県即用。次の「周福清の文郁宛て書簡」項及び「魯迅の祖父周福清攷(一)」

第三章「科挙受験時代」注30参照。

周來賓 第二甲第三十七名。紹興府山陰県の人（紹興府城内興文橋「倉橋」周氏。興文橋周氏は周福清の属する魚化橋周氏の

第十世祖漢の流れを汲む）。原名は奎吉。主事分部学習。寧波府教授に至る。龍山書院教師。

陳庚経 第二甲第四十一名。紹興府会稽県の人。主事分部学習。「魯迅の祖父周福清攷(二)」第三章「科挙受験時代」注33参照。

沈瑜賓 第二甲第六十六名。嘉興府秀水県の人。主事分部学習。

姚士璋 第二甲第七十九名。杭州府仁和県の人。字は楨卿。翰林院庶吉士。散館して同院編修に改められる。

戚揚 第二甲第九十八名。紹興府山陰県の人。翰林院庶吉士。「魯迅の祖父周福清攷(三)」第三章「科挙受験時代」注31参照。

金蓉鏡 第二甲第百一名。嘉興府秀水県の人。主事分部学習。

王繼香 第二甲第百四名。紹興府会稽県の人。翰林院庶吉士。「魯迅の祖父周福清攷(四)」第三章「科挙受験時代」第二節「郷試受験時代」七「郷試受験」(一)「郷試受験歴」「山会籍及第者」「王繼香」項参照。

何文瀾 第二甲第百六名。紹興府蕭山県の人。主事分部学習。

魯迅の祖父周福清攷(四)

錢鴻文 第二甲第十七名。嘉興府嘉善縣の人。主事分部學習。

孫廷翰 第三甲第一名。紹興府諸暨縣の人。字は問青。翰林院庶吉士。散館して同院檢討を授かる。

王嶽崧 第三甲第七名。温州府瑞安縣の人。「崧」は「嵩」とも書く。知県即用。

錢駿祥 第三甲第八名。嘉興府嘉興縣の人。字は念讓。号は新甫。当時礼部左侍郎の錢心溥（工部尚書に到る）の息子。翰林

院庶吉士。散館して同院檢討を授かる。光緒二十年兼山西省学政。同院侍読に至る。

李鵬飛 第三甲第十一名。杭州府仁和县の人。字は雲九。号は梅生。翰林院庶吉士。散館して江蘇省蘇州府昭文縣知県に改められる。

朱懷新 第三甲第二十六名。金華府義烏縣の人。主事分部學習。

朱秉成 第三甲第三十六名。紹興府山陰縣の人。知県即用。「魯迅の祖父周福清致(三)」第三章「科挙受験時代」注32参照。

郁保章 第三甲第五十四名。嘉興府嘉善縣の人。知県即用。

章乃正 第三甲第五十五名。湖州府歸安縣の人。知県即用。

方鳳鳴 第三甲第七十八名。寧波府蘭谿縣の人。知県即用。

沈祖燕 第三甲第八十六名。紹興府蕭山縣の人。内閣中書用。

袁信芳 第三甲第一百十三名。寧波府鄞縣の人。知県即用。

王啓烈 第三甲第一百十九名。寧波府鄞縣の人。知県即用。

263 光緒二十四年戊戌科会試殿試及第者のうち浙江籍者は以下の二十七名（山陰会稽兩県出身の寄籍他省者を含む。紹興府籍者は九名。山会籍者は五名）。

俞陞雲 第一甲第三名。杭州府德清縣の人。字は階青。俞樾の孫。翰林院編修。光緒二十八年兼辛丑壬寅併科四川省鄉試正考

官。

陸懋勳 第二甲第二名。杭州府仁和県の人。字は勉儕。翰林院庶吉士。散館して編修を授かる。江蘇省高等檢察庁檢察長に至る。

朱彭寿 第二甲第十一名。嘉興府海塩県の人。字は小汀。光緒十六年举人より到闈（漢票簽）。内閣即補侍読中書。本科進士。

原班補用。光緒三十三年陸軍部右丞。宣統二年同部左丞。同年裁免（以三京学、法使候補）。宣統三年突劾内閣典礼院（旧礼部）直学士。

何元泰 第二甲第十四名。紹興府会稽県の人。翰林院庶吉士。本文「光緒十四年戊子科」「山会籍及第者」「何元泰」項参照。

錢能訓 第二甲第十八名。嘉興府嘉善県の人。字は幹臣。刑部候補主事。本科進士。刑部主事即用。宣統元年順天府尹代理。

宣統二年順天府尹。同年陝西省布政使。宣統三年兼同省巡撫代理。辛亥革命後逃亡。

李福簡 第二甲第二十八名。金華府東陽県の人。元内閣学士李品芳の息子。翰林院庶吉士。散館せず。

吳震春 第二甲第三十一名。杭州府錢塘県の人。字は雷川。吳緯炳（翰林院編修に到る）の弟。翰林院庶吉士。散館せず。辦

学務を以て編修を授かる。

何聯恩 第二甲第四十名。紹興府余姚県の人。字は錫之。翰林院庶吉士。散館して主事に改められる。刑部郎中に至る。

章廷黻 第二甲第五十八名。紹興府会稽県の人。主事分部学習。本文「光緒十四年戊子科」「山会籍及第者」「章廷黻」項参照。

陳汝康 第二甲第九十七名。杭州府海寧州の人。字は安伯。翰林院庶吉士。散館せず。

蔡 璋 第二甲第九十九名。嘉興府桐郷県の人。主事分部学習。

林景綬 第二甲第一百一名。寧波府鄞県の人。知県即用。

傅邦翰 第二甲第一百三十四名。寧波府鄞県の人。主事分部学習。

黃寿袞 第三甲第三十一名。紹興府山陰県の人。翰林院庶吉士。本文「光緒十五年己丑恩科」「山会籍及第者」「黃寿袞」項参照。

秦達章 第三甲第三十八名。紹興府会稽県の人。主事分部学習。本文「光緒十七年辛卯科」「山会籍及第者」「秦達章」項参照。

沈似燦 第三甲第三十九名。紹興府蕭山縣の人。主事分部學習。

王廷揚 第三甲第四十名。金華府金華縣の人。主事分部學習。

蔣玉泉 第三甲第六十一名。紹興府余姚縣の人。内閣中書用。

王儀通 第三甲第八十八名。紹興府山陰縣の人。寄籍山西省汾州府汾陽縣。

唐景崑 第三甲第一百一名。嘉興府秀水縣の人。知縣即用。

趙延泰 第三甲第一百四四名。杭州府仁和縣の人。知縣即用。

高煥然 第三甲第百三十三名。処州府松陽縣の人。知縣即用。

張 輅 第三甲第一百四四名。杭州府錢塘縣の人。知縣即用。

黄和鑾 第三甲第百五十一名。台州府寧海縣の人。

張鳳藻 第三甲第百五十二名。湖州府烏程縣の人。知縣即用。

応徳完 第三甲第百五十九名。金華府永康縣の人。知縣即用。

屠佩環 第三甲第百七十名。紹興府蕭山縣の人。知縣即用。

264 「魯迅の祖父周福清攷」本章注129参照。

265 光緒十一年十月補。字は子暄。安徽省廬州府舒城縣の人。監生。

266 光緒十年五月補。江蘇省太倉直隸州鎮洋縣の人。挙人。

267 光緒十二年四月調。安徽省徽州府祁門縣の人。同治十三年甲戌科進士（殿試第三甲第百四十六名）。

268 光緒九年九月補。湖南省長沙府湘潭縣の人。挙人。

269 光緒十一年七月選。字は瑄香。安徽省徽州府休寧縣の人。光緒九年癸未科会元、進士（殿試第二甲第十九名）、翰林院庶吉士。散館して知縣に改められる。江蘇省候補道に至る。



270 滿州鑲黃旗の人。舉人。光緒十一年十二月補。

271 光緒九年十一月選。甘肅省蘭州府狄道州の人。光緒三年丁丑科進士（殿試三甲第百八十四名）。

272 光緒十四年三月選。安徽省六安直隸州英山県の人。舉人。

273 光緒十四年三月選。江西省建昌府新城県の人。舉人。

274 光緒十五年三月調。字は伯質。湖北省黃州府蘄州の人。同治四年乙丑科進士（殿試第二甲第二十四名）、翰林院庶吉士。散館して刑部主事に改められる。広東省潮州府知府に至る。

275 静山は字。漢軍鑲黃旗の人。翻譯生員。現職。光緒十五年四川省按察使。光緒十八年安徽省布政使。光緒二十年貴州省巡撫。光緒二十一年湖南省巡撫。光緒二十四年江蘇省巡撫。光緒二十五年広東省巡撫。同年兼両広總督代理。光緒二十六年兼両広總督代理。光緒二十八年両広總督。光緒二十九年漕運提督。同年卒。

276 光緒十五年九月十七日付と同月二十八日付『越縵堂日記』にこの時の及第者や問題に関する記事が見える（本章「原文」二「注」欄に原文を引いた〇）。

277 経歴等は第七章「科挙不正事件」参照。

278 経歴等は「魯迅の祖父周福清放(三)」第三章「科挙受験時代」第三節「会試受験時代」五「進士（翰林）となる」(一)「会試（貢試）」「一般の貢士」134「廖寿豊」項参照。

279 字は鑾臣。安徽省鳳陽府寿州の人。咸豐九年己未科状元、翰林院修撰。詹事府少詹。光緒五年内閣學士。光緒六年工部左侍郎。光緒八年兼壬午科順天府鄉試副考官。光緒九年戸部右侍郎。光緒十三年兵部右侍郎。光緒十五年吏部右侍郎。同年兼己丑科会試知貢舉。光緒十六年都察院左都御史。光緒十八年兼壬辰科教習庶吉士。同年工部尚書。光緒二十二年礼部尚書。光緒二十三年。吏部尚書。光緒二十四年協辦大學士。光緒二十五年病氣により罷免。光緒二十六年礼部尚書、兼翰林院掌印學士。光緒二十七年礼部尚書、兼翰林院掌印學士。同年体仁閣大學士、兼翰林院掌印學士。同年兼管吏部。光緒二十九年兼癸卯科会試

正考官。同年東閣大学士、兼翰林院掌印学士。光緒三十一年文淵閣大学士、兼翰林院掌印学士。光緒三十三年武英殿大学士、兼翰林院掌印学士。宣統元年卒。

280 「魯迅の祖父周福清攷(三)」第三章「科挙受験時代」注3参照。

281 同前注4参照。

282 本章注281に同じ。

283 第七章「科挙不正事件」参照。

284 「魯迅の祖父周福清攷(三)」第三章「科挙受験時代」第二節「郷試受験時代」三「文郁の誕生」(一)「覆盆橋周氏の文郁と同世代の人々(第十三世)」2「中房」1「慎房」イ「慎房」「起鳳」項参照。

285 「魯迅の祖父周福清攷(六)」第六章「内閣中書時代」第一節「額外中書時代」三「文郁秀才となる」(一)「県学入学」「及第時の関係官員」「会稽県知県」「兪鳳岡」項参照。

286 「魯迅の祖父周福清攷(二)」第二章「周福清の誕生」第二節「覆盆橋周氏の周福清と同世代(第十二世)の人々」三「和房」「星曹」項参照。

287 「魯迅の祖父周福清攷(一)」第一章「周氏の家系」注22参照。

288 本章注262「周来賓」項参照。

289 「魯迅の祖父周福清攷(三)」第三章「科挙受験時代」第一節「童試受験時代」授業師6「陳錦」項参照。

290 同前第三節「会試受験時代」五「進士(翰林)となる」(一)「会試(貢試)」「一般の貢士」239「瞿鴻機」項参照。

291 同前第二節「郷試受験時代」七「郷試受験」(一)「郷試及第」「举人同年」17「錢振常」項参照。

292 同前第二節「郷試受験時代」七「郷試受験」(二)「郷試受験歴」「山会籍及第者」「王継香」項参照。

293 光緒三十年甲辰恩科会試殿試及第者のうち浙江籍者は以下の二十名(紹興府籍者は五名。山会籍者は三名)。

朱文劬 第二甲第四名。台州府黃巖縣の人。

翁兆麟 第二甲第八名。杭州府錢塘縣の人。

樓思誥 第二甲第二十四名。杭州府錢塘縣の人。

高振霄 第二甲第四十七名。寧波府鄞縣の人。字は芸鹿。号雲麓。翰林院庶吉士。散館して同院編修を授かる。著書に「洗心

室文稿」、「雲在堂詩稿」がある。

蔣尊禕 第二甲第四十八名。杭州府海鹽縣の人。

劉敦謹 第二甲第七十三名。紹興府山陰縣の人。

沈鈞儒 第二甲第七十五名。嘉興府秀水縣の人。

程宗伊 第二甲七十七名。嘉興府海鹽縣の人。

章祖申 第二甲第一百五名。湖州府烏程縣の人。字は莖生。号は遂漁。翰林院庶吉士。散館せず。出洋供差により翰林院編修を授かる。

吳晉夔 第二甲第一百六名。寧波府鎮海縣の人。宣統三年南塩庁長。

朱元樹 第二甲第一百十二名。紹興府余姚縣の人。字は致葵。号は敏人。翰林院庶吉士。

散館して同院編修を授かる。

竺慶祥 第三甲第二名。寧波府奉化縣の人。字は静符。号は溥賦。翰林院庶吉士。散館して同院檢討を授かる。

章棖 第三甲第五十二名。台州府寧海縣の人。字は一山。翰林院庶吉士。散館せず。辦字務により翰林院檢討を授かる。学

部左丞に至る。著書に「一山文存」がある。

陸光熙 第三甲第六十二名。紹興府蕭山縣の人。字は亮臣。号は潜斎。陸鍾琦の息子。翰林院庶吉士。散館して同院檢討を授かる。

馮襄占 第三甲第六十五名。杭州府錢塘県の人。

忻江明 第三甲第六十八名。寧波府鄞県の人。

曹元鼎 第三甲第七十九名。歸化県（歸安県〔湖州府〕の誤りか）の人。

馮汝球 第三甲第八十一名。嘉興府桐郷県の人。

章錫光 第三甲第四百四十八名。紹興府会稽県の人。

王承佐 第三甲第四百四十九名。紹興府山陰県の人。江西省知県。

294 商衍鏗『清代科挙考試述録』（三聯書店。一九五八年）による。

295 光緒十七年九月十八日付『王文韶日記』にこの時の及第者に関する記事が見える。本章「原文」二「注」欄に原文を引いた。

296 「魯迅の祖父周福清放(三)」第三章「科挙受験時代」第三節「会試受験時代」五「進士（翰林）となる」(一)(二)「会試（貢試）」

「一般の貢士」27「王祖光」項参照。

297 同前第二節「郷試受験時代」七「郷試受験」(一)「郷試受験歴」「山会籍及第者」「鮑臨」項参照。

298 同前第二節「郷試受験時代」七「郷試受験」(二)「郷試及第」「舉人同年」147「呉講」項参照。

299 同前第二節「郷試受験時代」七「郷試受験」(二)「郷試及第」「考官」「副考官」「張之洞」項参照。

300 本章注289に同じ。

301 「魯迅の祖父周福清放(三)」第三章「科挙受験時代」第三節「会試受験時代」五「進士（翰林）となる」(一)(二)「会試（貢試）」

「会試受験官」5「同考官」「張観準」項参照。

302 同前第二節「郷試受験時代」七「郷試受験」(二)「郷試及第」「舉人同年」24「潘橋」項参照。

303 「魯迅の祖父周福清放(一)」第一章「周氏の家系」注41参照。

304 「魯迅の祖父周福清放(四)」第四章「翰林院庶吉士時代」第一節「庶吉士授職時の翰林院」三「先輩翰林」「修撰」「洪鈞」項参

照。

305 「魯迅の祖父周福清致」第三章「科挙受験時代」第三節「会試受験時代」一「会試落第」「浙籍進士」「許景澄」項及び同第二節「郷試受験時代」七「郷試受験」(一)「郷試及第」「舉人同年」7「許景澄」参照。

306 「魯迅の祖父周福清致」第三章「科挙受験時代」第三節「会試受験時代」五「進士(翰林)となる」(一)「会試(貢試)」  
「一般の貢士」60「善広」項参照。

307 河南省陳州府項城県の人物。光緒十五年四月調。光緒三年丁丑科進士(殿試第三甲第九名)。

308 商衍鏗『清代科挙考試述録』(三聯書店。一九五八年)による。

309 「李端遇は愚鈍だが、なんと二度も考官になれた。費念慈は金持ちだが、賄賂を求めなかったとしたら、その金は一体どうやって手に入れたというのか、だが大金を贈れば慈悲の思が生じ、きっと採用してくれることだろう」という意味。

## 原文

### 一 本文

②00 光緒十四年十月二十二日付「内閣官員堂諭」(「内閣官員堂諭檔」所収)  
均著管理誥勅房事務。

②01 光緒十六年九月十一日付「内閣官員堂諭」(「内閣官員堂諭檔」所収)  
均著兼辦中書科、誥勅房事務。

②02 光緒十七年六月十七日付「内閣官員堂諭」(「内閣官員堂諭檔」所収)

奉

魯迅の祖父周福清致(出)

総裁諭、図上協修官秦樹声王彦威著充補纂修官、所遺協修官二缺以校对官周福清陳寿図充補、遞遺校对官二缺著膳録官崇源司秉鈞充補、奉此。

光緒十七年六月

十七

日

⑳ 光緒十七年八月某日付「漢票簽処致会典館移文」〔『漢票簽行移档』所収〕

内閣漢票簽為移会事。准会典館文称、照得本館図上校对官内閣中書周福清現升図上協修官、所遺図上校对官一缺、查在館各員已数分辦功課、毋庸補送等因。查会典館繪図処内閣校对二員係会典館查定額缺、今校对周福清升補協修、図上校对僅餘碩芳一員、自應派員充補、經

中堂諭派中書劉家蔭補図上校对官、該員係曾經到館丁憂起復應補充員、相應移会

貴館照例辦理。至周福清所升協修、非内閣額缺、将来該員離館時遺缺應在補人、再由

貴館自行酌量辦理可也。須至移会者。

右 移 会

会 典 館。

光緒十八年八月

日

㉑ 光緒十四年四月十日付「漢票簽処致典籍厅移文」〔『漢票簽行移档』所収〕

漢票簽為移付事。准吏部文称、本年戊子科鄉試屆期、應行文各衙門、將應行考試試差人員咨送過部、以便請旨、定期考試、等因前來。今將本処應行考試試差之現任中書周福清一員年歲履歷籍貫補送

計開

貴庁、即日転行吏部礼部查照辦理可也。

未經考過試差同知銜内閣中書周福清

現年四十五歲。浙江紹興府会稽縣舉人。辛未科進士。由江西金谿縣知

縣改教、遵例改捐内閣中書。于光緒五年九月二十九日到閣行走。十四

年四月七日補缺。並非大員子弟。食俸一箇月。

右 移 付

典 籍 庁。

光緒十四年四月

初 拾

日初十

②05 光緒十四年七月十四日付「内閣致礼部片」(「内閣行諭档」所収)

内閣為片行事。准礼部文称、本年順天鄉試、相応行文各衙門、將本年考過試差各員、除直隸籍貫人員於文内註明例應迴避外、應將例應扣除之南北兩籍人員詳細註明、其應行開列各員、俱註明旂籍科分送部、以便題請欽点同考官等因。今將本衙門前考過試差人員註明片行

貴部、查照可也。須至片者。

計開

侍 読 学 士李鵬達 江西九江府德安縣人。同治乙丑科進士。

中 書王蕊修 六安州英山縣人。癸未科進士。

鮑恩綬 安徽歙縣人。癸未科進士。

周雲章 福建閩縣人。甲戌科進士。

魯迅の祖父周福清致(七)

郭万俊 四川清溪縣人。丙子科進士。

區湛森 広東南海縣人。丁丑科進士。

汪朝模 江蘇長洲縣人。丁丑科進士。

陳一鶴 福建羅源縣人。丙子科進士。

馬翹 山東進士。

周福清 浙江進士。

右 片 行

礼 部。

光緒十四年七月 十四 日

②06 光緒十五年二月三日付「内閣致礼部移文」(「内閣行移档」所収)

内閣為移会事。准礼部文称、本年己丑科会試題同考官、応行文各衙門、將進士出身各銜名通行開列呈片、查上年考過試差各員現在有無事故、等因。查上年考過試差之典籍薛浚丁憂、中書趙培因升起居住主事病故、中書郭万俊汪朝模均升宗人府主事、中書陳一鶴告假未補缺、中書王蕊修鮑恩綬区湛森馬翹周福清周雲章等六員均無事故、並將上年考過試差之侍読学士李鵬達一員一併分別註明移送貴部、查照辦理可也。須至移会者。

計開

侍読学士 李鵬達 現年五十三歲。江西德安縣人。同治乙丑科進士。乙亥恩科充順天鄉試同考官。歷俸十八年。



係原任礼部右侍郎李道生之子。

中書 王蕊修 現年四十五歲。六安州英山縣人。光緒九年癸未科進士。並未出過試差分房。食俸八年十一箇月。屬本籍、並無迴避省分。

鮑恩綬 現年四十二歲。安徽徽州府歙縣人。光緒癸未科進士。並未出過試差分房。食俸伍年六箇月。

區湛森 現年三十五歲。広東南海縣人。光緒丁丑科進士。並未出過試差分房。食俸一年三箇月。半俸

六年一箇月。

馬 翹 現年卅五歲。山東濟南府德州人。光緒丁丑科進士。並未出過試差分房。食俸一年。半俸八

年五箇月。

周福清 現年四十五歲。浙江会稽縣人。辛未科進士。並未出過試差分房。食俸一年。

周雲章 現年四十二歲。福建閩縣。同治甲戌科進士。光緒癸未科充會試同考官。食俸六年十箇月。半

俸貳年八箇月。

右 移 会

礼 部。

光緒十五年二月

初三

日

掌印侍讀 奎

幫印侍讀 文

貴

侍 讀 英

幫印委署侍讀 昌

署幫印委署侍讀 延

②07 光緒十五年二月二十□日付「漢票簽處致典籍斤移文」(「漢票簽行移檔」所收。一部分)

漢票簽為移付事。准吏部文稱、本年己丑

恩科鄉試屆期、應行文各衙門、收應行考試差各員咨送過部、以便請

旨定期考試、等因前來。今收本處應行考試試差之中書王蕊修等捌員年歲履歷籍貫、開送

貴庁、即日轉行吏部查照辦理可也。須至移付者。

計開

曾經考過試差先換侍讀頂戴中書王蕊修 現年四十四歲。係安徽六安州英山人。同治六年丁卯科舉人。遵例

捐納內閣中書、八年五月初八日到閣行走。光緒五年九月二十六日補

缺。九年癸未科中式進士、奉

旨、內閣中書王蕊修著仍以侍讀遇缺奏補等因、欽此。十年二月廿二日告

假。是年十月十六日補缺。並非大員子弟、亦未出過試差分房。食俸

九年。

先換侍讀頂戴中

書 鮑恩綬

現年四十三歲。安徽徽州府歙縣人。同治六年丁卯科舉人。遵例捐納

內閣中書、同治八年二月十三日到閣行走。九年十月初八日丁憂。十

二年五月初八日服闋。光緒九年癸未科中式進士、奉

旨、以內閣中書用。是年十月十六日補缺。並非大員子弟、亦未出過試差分房。食俸伍年七箇月。

書周雲章 現年四十三歲。福建福州府閩縣舉人。同治十三年甲戌科中式進士、

奉

旨、以內閣中書。是年五月十四日到閣行走。光緒四年七月十一日補缺。

五年己卯科充順天鄉試同考官。六年八月二十九日告假。七年四月二十三日銷假。是年六月十一日補缺。九年癸未科充順天「會」試同考官。十年閏五月十三日告假。十三年閏四月二十五日銷假到閣。是年

八月十八日補缺。十四年戊子科充順天鄉試同考官。並非大員子弟。

食俸六年十一箇月。半俸二年八箇月。

先換侍読頂戴中

書區湛森 現年三十六歲。広東南海縣舉人。光緒三年丁丑科中式進士、奉

旨、以內閣中書用。是年五月十四日到閣行走。十三年十二月十五日補缺。

並非大員子弟、亦未出過試差分房。食俸一年四箇月。半俸六年。

中

書馬 翹 現年三十六歲。係山東濟南府德州舉人。光緒三年丁丑科中式進士、

奉

旨、以內閣中書用。是年五月十四日到閣行走。十四年四月初七日補缺。



計開

侍 讀 学

士李鵬達

江西九江府德安縣人。光緒六年順天鄉試分房一次。年五十三歲。同治乙丑科進士。原任禮部右侍郎李道生之子。

曾經考過試差先換侍讀頂帶中書王蕊修

現年四十五歲。係安徽六安州英山縣人。同治六年丁卯科舉人。遵例捐納內閣中書。八年五月初八日到閣行走。光緒五年九月廿六日補缺。

九年癸未科中式進士、奉

旨、內閣中書王蕊修著仍以侍讀遇缺奏補等因、欽此。十年二月廿二日告

假。是年閏五月初二日銷假。是年十月十六日補缺。並非大員子弟、

亦未出過試差分房。食房九年。

先換侍讀頂帶中書鮑恩綬

現年四十三歲。係安徽徽州府歙縣人。同治六年丁卯科舉人。遵例捐納內閣中書。同治八年二月十三日到閣行走。九年十月初八日丁憂。

十二年五月初八日服闋。光緒九年癸未科中式進士、奉

旨、以內閣中書用。是年十月十六日補缺。並非大員子弟、亦未出過試差

分房。食俸伍年七箇月。

中

書周雲章

現年肆拾參歲。福建福州府閩縣舉人。同治十三年甲戌科中式進士、奉

旨、以用內閣中書。是年五月十四日到閣行走。光緒四年七月十一日補缺。

五年己卯科充順天鄉試同考官。六年八月二十九日告假。七年四月二十三日銷假。是年六月十一日補缺。九年癸未科充順天會試同考官。十年閏五月十三日告假。十三年閏四月二十五日銷假到闈。是年八月十八日補缺。十四年戊子科充順天鄉試同考官。並非大員子弟。食俸六年十一箇月。半俸二年八箇月。

先換侍讀頂戴中書區湛森 現年三十六歲。廣東南海縣舉人。光緒三年丁丑科中式進士、奉

旨、以內閣中書用。是年五月十四日到闈行走。十三年十二月十五日補缺。並非大員子弟、亦未出過試差分房。食俸一年四箇月。半俸六年。

中書馬翹 現年三十六歲。係山東濟南府德州舉人。光緒三年丁丑科中式進士、奉

旨、以內閣中書用。是年五月十四日到闈行走。十四年四月初七日補缺。並非大員子弟、亦未出過試差分房。食俸一年。半俸八年五箇月。

中書周福清 現年四十六歲。浙江紹興府會稽縣舉人。辛未科進士。由江西金谿縣知縣改教。遵例改捐內閣中書、於光緒五年九月二十九日到闈行走。十四年四月初七日補缺。並非大員子弟、亦未出過試差分房。食俸一年。

未經考過試差中書陳璧 現年三十伍歲。係福建閩縣舉人。光緒三年丁丑科中式進士、奉

旨、以内閣中書用。是年五月十四日到閣行走。十四年六月十九日補缺。

並非大員子弟。食俸八箇月。半俸八年六箇月。

書李 威 現年三十三歲。直隸灤州舉人。光緒六年庚辰科中式進士、奉

旨、以內閣中書用。是年五月十四日到閣行走。十四年十一月二十三日補

缺。並非大員子弟。食俸三箇月。半俸八年九箇月。

右 移 会

吏 部。

光緒十五年二月

掌 印 侍 讀 奎

廿四

日

②〇九 光緒十六年付「漢票簽処致典籍庁移文」(「漢票簽行移档」所収)

周福清 現年四十七歲。

光緒十七年二月十六日付「漢票簽処致典籍庁移文」(「漢票簽行移档」所収)

漢票簽為移付事。准吏部文称、本年辛卯科鄉試屆期、行文各衙門、收、行考試試差各員咨送過部、以便請

旨定期考試、等因前來。今、收本、処、行考試試差之侍讀王蕊修等、柒員、年歲履歷籍貫、開送

貴庁、即日、転行吏部查照辦理可也。須至移付者。

計開

曾經考過試差四品銜侍讀王蕊修 現年四十七歲。安徽六安州英山縣舉人。遵例捐納內閣中書、同治八年五月

魯迅の祖父周福清致(七)

初八日到閣行走。光緒五年九月二十六日補缺。九年癸未科中式進士、奉

旨、內閣中書王蕊修著仍以侍讀遇缺奏補等因、欽此。十六年八月十六日升補侍讀。並非大員子弟、亦未出過試差分房。食俸十一年一ヶ月。

四 品 銜 典 籍 薛 浚

現年四十九歲。陝西西安府長安縣舉人。遵例捐納內閣中書、同治六年三月初七日到閣行走。十三年十二月初六日補缺。光緒六年庚辰科中式進士、奉旨、著仍以內閣中書用。十一年五月初六日題管典籍。十四年二月十二日丁憂。

十六年五月十三日服闋到閣。是年八月初二日復補典籍。係現任刑部左侍郎薛允升之子。未經出過試差分房。食俸拾四年三ヶ月。

先 換 侍 讀 頂 戴 中 書 區 湛 森

現年三十八歲。廣東南海縣舉人。光緒三年丁丑科中式進士、奉

旨、以內閣中書用。是年五月十四日到閣行走。十三年十二月十五日補缺。並非大員子弟、亦未出過試差分房。食俸三年四ヶ月。半俸六年。

中

書 周 福 清

現年四十八歲。浙江紹興府會稽縣舉人。辛未科進士。由江西金谿縣知縣改教。遵例改捐內閣中書、光緒五年九月二十九日到閣行走。十四年四月初七日補缺。並非大員子弟、亦未出過試差分房。食俸三年。

未 經 考 過 試 差 中 書 張 士 鑊

現年三十三歲。雲南大理府太和縣舉人。光緒六年庚辰科中式進士、奉

旨、以內閣中書用。是年五月十四日到閣行走。十五年十一月十六日補缺。並非

大員子弟。食俸壹年四ヶ月。半俸九年九ヶ月。



先換侍読頂品中書連文冲 現年三十四歲。係浙江杭州府錢塘縣舉人。光緒丁丑科中式進士。六年庚辰

科奉

旨、以內閣中書用。是年五月十四日到閣行走。十六年六月初十日補缺。並非大

員子弟。食俸九ヶ月。半俸十年四ヶ月。

中 書 王宝田 現年三十五歲。係山東兗州府嶧縣舉人。光緒六年庚辰科中式進士、奉

旨、以內閣中書用、是年五月十四日到閣行走。十六年八月二十四日補缺。並非

大員子弟。食俸六ヶ月。半俸九年八ヶ月。

右 移 付

典 籍 庁。

光緒十七年二月

日十六

②① 光緒十八年二月二日付「漢票簽処致典籍庁移文」(『内閣行移档』所収)

漢票簽為移付事。准礼部文称、壬辰科会試題点同考官、応行文各衙門、將上年考試差各員現在有無事故查明声

覆過部、以憑辦理、等因前來。查中書金鴻翎業經丁憂、中書李崇洸克假回籍修墓、查侍読王蕊修典籍薛浚中書区

湛森周福清張士鏞連文冲王宝田等七員並無事故、今將詳細履歷開送

貴庁、即日転行礼部查照可也。須至移付者。

計開

曾經考過試差四品銜侍読王蕊修 現年四十捌歲。安徽六安州英山縣舉人。遵例捐納内閣中書、同治八年五月初八

魯迅の祖父周福清致(七)

日到閣行走。光緒五年九月二十六日補缺。九年癸未科中式進士、奉

旨、以內閣中書王蕊修著仍以侍讀遇缺奏補等因、欽此。十六年八月十六日升補侍讀。

並非大員子弟、亦未出過試差分房。試俸十二年老個月。

四 品 銜 典 籍 薛 浚 現年五拾歲。陝西西安府長安縣舉人。遵例捐納內閣中書、同治六年三月初七

日到閣行走。十三年十二月初六日補缺。光緒六年庚辰科中式進士、奉

旨、著仍以內閣中書用。十一年五月初六日題管典籍。十四年二月十二日復補典籍。

係現任刑部左侍郎薛允升之子。未經出過試差分房。食俸拾五年壹個月。

先換侍讀頂戴中書區湛森 現年參拾九歲。廣東南海縣舉人。光緒三年丁丑科中式進士、奉

旨、以內閣中書用。是年五月十四日到閣行走。十三年十二月十五日補缺。並非大員

子弟、亦未出過試差分房。食俸四年四個月。半俸陸年。

中 書周福清 現年四十九歲。浙江紹興府會稽縣人。辛未科進士。由江西金谿縣知縣改教。遵

例改捐內閣中書、光緒五年九月二十九日到閣行走。十四年四月初七日補缺。並

非大員子弟、亦未出過試差分房。食俸四年。

未經考過試差中書張士鏞 現年三十四歲。雲南大理府太和縣舉人。光緒六年庚辰科中式進士、奉

旨、以內閣中書用、是年五月十四日到閣行走。十五年十一月十六日補缺。並非大員

子弟。食俸二年貳年四個月。半俸九個月。

先換侍讀頂品中書連文冲 現年三十五歲。係浙江杭州府錢塘縣舉人。光緒丁丑科中式進士。六年庚辰科奉

旨、以内閣中書用、是年五月十四日到閣行走。十六年六月初十日補缺。並非大員子弟。食俸壹年九個月。半俸拾年四個月。

中

書王宝田 現年參拾陸歲。係山東兗州府嶧縣舉人。光緒六年庚辰科中式進士、奉

旨、以内閣中書用、是年五月十四日到閣行走。十六年八月二十四日補缺。並非大員子弟。食俸壹年陸個月。半俸九年捌個月。

右 移 付

典 籍 厅。

光緒十八年二月

日初二

①<sup>12</sup> 光緒十八年二月十日付「内閣致礼部移文」(『内閣行移档』所収)

内閣為移会事。准礼部文称、本年壬辰科会試應題点同考官、行文内閣、将上年考試差各員現在有無事故声覆過部、以憑辦理、等因。查本衙門漢票簽中書金鴻翎業經丁憂、中書李崇洸業經告假回籍修墓、查侍読紹昌心蕊修典籍薛浚中書区湛森周福清張士鏞連文冲王宝田等八員均無事故明、應移会貴部、查照辦理可也。須至移会者。

計開

侍 読 覚羅紹昌 正白旗滿州覺羅隆端佐領下人。光緒己丑科進士。

王蕊修 安徽英山縣人。光緒癸未科進士。

典 籍 薛 浚 陝西長安縣人。光緒庚辰科進士。

魯迅の祖父周福清故(七)

中 書 區湛森 廣東南海縣人。光緒丁丑科進士。

周福清 浙江会稽縣人。同治辛未科進士。

張士鏞 雲南太和縣人。光緒庚辰科進士。

連文冲 浙江錢塘縣人。光緒丁丑科進士。

王宝田 山東嶧縣人。光緒庚辰科進士。

右 移 會

礼 部。

光緒十八年二月

初十

日

④③ 光緒十四年七月某日付「漢票簽處致典籍厅移文」(『漢票簽行移档』所収。一部分)

漢票簽為移付事。准吏部文稱、今出有宗人府漢主事張祖謨分之缺、查受補無人、應行照例檢覈、相應行文各衙門、查明有無進士出身應升宗人府主事之現任小京官、如有此項人員即將該員之履歷詳細開明咨送過部、以便定期恭請

點所檢覈、等因前來。查本處進士出身之中書、除王蕊修鮑恩綬區湛森等三員係屬芳績保舉在任尋補侍讀未行開送外、今將中書汪朝模等伍員詳細出身履歷開送

貴厅、即日轉行吏部查照辦理可也。須至移付者。

計開

現任中書汪朝模 現年四十歲。係江蘇長州縣舉人。光緒三年丁丑科中式進士、奉



主事之現任小京官、如有此項人員即將該員出身履歷詳細開明咨送過部、以便定期奏請欽派揀選。

②15 光緒十五年某月付「內閣致吏部移文」(「內閣行移檔」所收)

中 書 周福清 現年四十六歲。浙江紹興府會稽縣舉人。辛未科進士。由江西金谿縣改教。遵例改捐內閣中書、

於光緒五年九月二十九日到閣行走。十四年四月初七日補缺。并非大員子弟。食俸壹年四個月。

②16 光緒十六年閏二月四日付「漢票簽致吏部文選司片文」

准吏部片伝、所有宗人府主事於閏二月初五日奏請欽派揀選、等因。查本處中書周福清

結稱現患感冒是日不克赴揀、相應行文貴部查照扣除。……計印結一紙」

②17 光緒十七年三月十三日付「漢票簽致典籍斤移文」(「漢票簽行移檔」所收)

漢票簽為移付事。据本處中書周福清呈稱、窃職係浙江進士、由江西金谿縣知縣改教、遵例改捐內閣中書、光緒

五年九月二十九日到閣行走、十四年四月初七日補缺、今連閏扣至十七年三月初七日、試俸三年期滿等因、本處

業經呈明

中堂、考核在案。相應移付

貴斤、即日轉行吏部查照

題銷試俸可也。須至移付者。

右 移 付

典 籍 斤。

光緒十七年三月

②10 光緒十七年三月十四日付「内閣致吏部移文」(『内閣行移档』所収)

内閣為移会事。准本衙門漢票簽付称、据本處中書周福清呈称、窃職係浙江進士、由江西金谿縣知縣改教、遵例改捐内閣中書、光緒五年九月二十九日到閣行走、十四年四月初七日補缺、今連闕扣至十七年三月初七日、試俸三年期滿等因、本處業經呈明

中堂、考核在案等因、付厅駁行前來。 応

移会

貴部、查照

題銷試俸可也。須至移会者。

右 移 会

吏 部。

光緒十七年三月

十四

日

②11 光緒十七年七月十五日付「漢票簽致典籍厅移文」(『漢票簽行移档』所収)

漢票簽為移付事。准吏部文称、查定例、内閣中書由捐班補用者、補缺後扣滿六年截取、行文内閣、分別内用  
外用保送、帶領引

見請

旨記名分別注册、内用者以主事注册、外用者以同知注册、俱歸於雙單月、不論何項缺出、各計五缺之後升用一人、  
等語、今内閣中書周福清、浙江進士、遵例捐内閣中書分發行走、光緒十四年四月初七日補授内閣中書、是日

魯迅の祖父周福清放 (七)

到任、拾七年三月二十八日准戶部咨稱捐免歷俸、五月二十六日試俸三年期滿、題請実授、應以試俸期滿之日作為俸滿、例應截取、相應行文內閣、查明該員有無違碍保送及出差等項事故、分別內用外用、出具切實考語並出身履歷年歲、祖父是否原任一二品大員、弟兄是否現任一二品大員、有無升銜翎頂、一併聲覆過部、以憑辦理、等因前來。查中書周福清前經呈明

中堂、蒙諭堪以外用、奉此、應將該員年歲履歷考語開送、查該員親母戴氏、存、現年七十八歲、有胞弟福相在籍侍奉、並非大員子弟、本處業經呈明

中堂批准在案、等因、相應將該員年歲詳細履歷考語一併移付

貴庁、即日轉行吏部查照辦理可也。須至移付者。

計開

中 書 周福清 現年四拾捌歲。係浙江進士。由江西金谿縣知縣改教。遵例改捐內閣中書、光緒五年九月

二十九日到閣行走。十四年四月初七日補缺。十七年三月二十八日准戶部咨稱捐免歷俸、

五月二十六日試俸三年期滿、題請実授、應以試俸期滿之日、作為俸滿截取。

考語

人樸実、辦事精詳。

右 移 付

典 籍 庁。

光緒十七年七月



②20 光緒十七年七月十六日付「內閣致吏部移文」(「內閣行移檔」所收)

內閣為移會事。准本衙門漢票簽付稱、准吏部文稱、查定例、內閣中書由捐班補用者、補缺後扣滿六年截取、行文內閣、分別內用外用保送、帶領引

見請

旨記名分別注冊、內用者以主事注冊、外用者以同知注冊、俱歸於雙單月、不論何項缺出、各計五缺之後升用一人、等語、今內閣中書周福清、浙江進士、遵例捐內閣中書分發行走、光緒十四年四月初七日補授內閣中書、是日到任、拾七年三月二十八日准戶部咨稱捐免歷俸、五月二十六日試俸三年期滿、題請實授、應以試俸期滿之日作為俸滿、例應截取、相應行文內閣、查明該員有無違碍保送及出差等項事故、分別內用外用、出具切實考語並出身履歷年歲、祖父是否原任一二品大員、弟兄是否現任一二品大員、有無升銜翎頂、一併聲覆過部、以憑辦理、等因前來。查中書周福清前經呈明

中堂、蒙諭堪以外用、奉此、應將該員年歲履歷考語開送、查該員親母戴氏、存、現年七十八歲、有胞弟福相在籍侍奉、並非大員子弟、本處業經呈明

中堂批准在案、等因、付庁転行前來。相應將該員年歲詳細履歷考語一併移會貴部、查照辦理可也。須至移會者。

計開

中 書 周福清 現年肆拾捌歲。係浙江進士。由江西金谿縣知縣改教。遵捐內閣中書、光緒五年玖月貳拾玖日到閣行走。拾肆年肆月初柒日補缺。拾柒年三月貳拾捌日准戶部咨稱捐免歷俸、伍月

廿六日試俸三年期滿、題請実授、應以試期滿之日作為俸滿截取。

考語 人樸実、辦事精詳。

右 移 會  
吏 部。

光緒十七年七月十六日

②1) 光緒十八年二月八日付「漢票簽致典籍厅移文」(『漢票簽行移档』所収)

漢票簽為移付事。准吏部片查、現据熱河奏請揀發州県、所有

記名同知之内閣中書葉壽松王繩王仁東鄭克昌周福清英儒全区文治等現在有無升遷出差等項事故升銜升案頂戴翎枝、並有無應行迴避之者、希即声發過部以憑辦理、等因前來。查本处中書葉壽松王繩王仁東鄭克昌周福清英儒全区文治等七員均無事故、亦無升銜頂戴翎枝、並均無應行迴避等因、應移付貴厅、即日轉行吏部查照辦理可也。須至移付者。

右 移 付

典 籍 厅。

光緒十八年二月

日初八

②2) 光緒十八年二月十日付「内閣致吏部礼部移文」(『漢票簽行移档』所収)

内閣為移會事。准本衙門漢票簽付称、准吏部片查、現据熱河奏請揀發州県所有

記名同知之内閣中書葉壽松王繩王仁東鄭克昌周福清英儒全区文治等現在有無升遷出差等項事故升銜升案頂戴翎枝、

並有無心行迴避之者、希即声發過部以憑辦理、等因前來、查本処中書葉壽松王繩王仁東鄭克昌周福清英儒全  
区文治等七員均無事故、亦無升銜頂戴翎枝、並均無心行迴避等因、付庁轉行前來。相應移會  
貴部、查照辦理可也。須至移會者。

右 移 會

吏 部。

光緒十八年二月 初十

日

掌 印 侍 讀 奎

幫 印 侍 讀 貴

英

侍 讀 宋

候 補 侍 讀 廷

幫 印 委 署 侍 讀 忠

②23 听候点名、以便揀選。

②24 結称係現患感冒、是日均不克赴揀。

②25 光緒十五年某月付「内閣致戸部移文」〔漢票簽行移档〕所収。一部分)

内閣為移會事。照得本衙門漢票簽候補侍讀、中書等應領光緒拾五年十一月分公費一個月、並無重支冒領、左業經  
呈明

中堂批准、行文戶部查照給發可也。

計開

候補侍讀劉振鏞 楊葆彝

中 書王蕊修 王宝儀 吳 璽 周雲章 秦炳直 高文鈞 閔繼宗 区湛森 王志修 傅 潛 陶濟福 余乾

耀 沈 桐 李 威 周福清 高繼昌 葉壽松 許 萃 周学海 楊 樹

候補中書王 繩 楊萬慶 何維樸 王金銓 朱有基 連文冲 顧 芳 張士鏞 吳 炯 王桂琛 姚大采 顧儒

基 凌萬銘 王宝田 曹鍾英 趙以燿 郭恩廣 朱文震 何葆麟 黃儒荃 華俊声 劉昌昌 蔣茂聖

許興文 鄭克明 張祖甄 黃文樹 宗樹楷 况周儀 孫友萼 郭之全 陳再廉 許炳章 劉 培 馬兆

森 車毓恩 袁照黎 胡鳳起 洪啟元 趙爾璿 張広博 胡祖謙 龍学泰 常光斗 孫宝□ 陳順鏤

陳作彦 陸鍾岱 郭曾程 譚汝玉 金鴻翎 解 鎰 沈祖燕 朱 路 周興謨 劉樹屏 周 鈞 梁佐

賢 陳伯陶 王慶平 馮娛光 陶觀儀 呂景端 章際治 劉恩猷 陳 瀚 鄭孝胥 高昌祚 秦漸和

程組福 劉錫光 汪詒書 洪汝源 華世銘 惲毓齡 于受慶 侯昌銘 趙椿年 李 植 劉福姚 武延

緒 吳筠孫 李崇洸 黃篤瓊 方崑玉 王光第 方采秉 劉子雄 丁建本 陳本仁 李象寅

以上候補侍讀二員、中書一百一十一員、各員忝領光緒十五年十一月公費一箇月制錢二串二百文、共制錢二百四十八串六百文。……

⑳ 光緒十四年戊子科浙江省鄉試第一場試(四書第二題)『中庸』

今天下、車同軌、書同文、「行同倫。」

②27 光緒十四年戊子科浙江省鄉試第一場試〔詩題「白居易七律「送姚杭州赴任。因思旧游」二首の第一首の末句」〕  
賦得、遙飛一棹〔蓋〕賀江山〔得遙字、五言八韻〕。

②28 白居易：「送姚杭州赴任。因思旧游」第一首

与君細話杭州事、為我留心莫等閒。閩里固宜勤撫恤、樓台亦要數躋攀。笙歌縹緲虛空裏、風月依稀夢想間。且喜詩人重管領、遙飛一棹盞賀江山。

②29 光緒十四年戊子科浙江省鄉試第二場試〔五經第一題「易經」「上經」「八」「比」〕  
先王以建万国、親諸侯。

②30 光緒十四年戊子科浙江省鄉試第二場試〔五經第二題「書經」第十一「洪範」篇〕  
「三、八政。」一曰食、二曰貨。

②31 光緒十四年戊子科浙江省鄉試第二場試〔五經第三題「詩經」「大雅」「生民之什」「公劉」篇〕  
其軍三單「度其隰原、徹田為糧。」

②32 光緒十四年戊子科浙江省鄉試第二場試〔五經第四題「春秋」「隱公十有一年」〕  
滕侯薛侯來朝〔隱公十有一年〕。

②33 光緒十四年戊子科浙江省鄉試第二場試〔五經第五題「禮記」第十七「少儀」篇〕  
言語之美、穆穆皇皇。朝廷之美、濟濟翔翔。祭祀之美、齋齋皇皇。

②34 「秋試述聞」〔光緒十四年八月十一日付「申報」所載〕

浙闈、於初五日下午一點鐘、由提調點進膳錄、至四點鐘竣事。惟膳錄房、向多壳食用什物及開烟盤者、均充膳

錄進去、今届以把守二門差役未曾得費、遂將此等担挑尽行阻止、不許進門、迫將費用說妥交清、為時已將二鼓、始克進內照常交易。

②35 「秋試述聞」(光緒十四年八月十一日付『申報』所載)

青雲街、店鋪林立、往來擁擠。每至上灯時候、輒有不法匪徒、攫取各鋪攤櫃上銀洋、一擁擠間、已難蹤跡、迺稟請保甲局、兩頭添派巡丁、以便查拿。詎匪類仍多攫取、巡丁外實有難於防護者。

②36 「秋試述聞」(光緒十四年八月十一日付『申報』所載)

某玉器鋪、考客向買翡翠手鐲。店夥取出十數對、任令檢閱。旁有匪徒、乘隙窃取一對、套在手臂、將欲出門、幸為考客同伴所見、即將匪徒攔住、請店主出檢其身、獲得手鐲、當捆送保甲、局究辦矣。

②37 「秋試述聞」(光緒十四年八月十一日付『申報』所載)

初六日午初、監臨衛靜帥恭送錢、吳兩典試入簾。由大街直北、過有玉橋登瀛橋、進貢院、提調監試照章同進。簾官鎮海臬王太平臬王黃岩臬倪寧海臬秦仙居臬寧永嘉臬恩龍泉臬姜常山臬王永康臬李同即用大挑各員先在、至公堂祇候。闈內各執事辦差人員、均於初四五日到差辦事、惟靜帥精神近覺稍難支持云。

②38 「浙閩紀事」(光緒十四年八月十五日付『申報』所載)

原定点名時刻、係六點鐘開點。頭場、黎明嘉湖紹衢四路庇点者齊集等候、詎遲至八點鐘始行開門。而各員學之士子均已先後到場、頭門外擁擠不堪、毀壞考具者十中三四。開門後、靜帥佗諭、候四路府學各生進頭門後、即將頭門封閉、俟府學点完、再行按桌挨次放進、故在頭門外者愈擠愈多、以致二次開門居先者均被後面人推倒。考生暨送考者頗多受傷、有手足均被踏傷者四人。嗣即將頭門照常大開、任人行走。靜帥撫恤士子、雖嚴諭誥誠已歷再

三、而場規極寬、即膳錄房亦極鬆懈。初十黎明、天降大雨、屋多滲漏、東西兩場第聞雨声人声嘈雜不堪、此往彼來東穿西跑、静心作文者亦不復能成一字矣。場中症候頗少、惟初九日午後炎熱異常、人多中痧、官醫生於此半日內足不停趾、亦罕有之事也。尚有一人、以病重扶在二門席棚之下、次日頭牌時飭用門板抬出。

(238) 「浙閩統聞」(光緒十四年八月十八日付「申報」所載)

衛靜帥、以頭場点名稍遲、致完時時刻已逾常期、故二場仍照原定於六點鐘開點。詎士子鑒于頭場之久候、其來均較頭場為遲、至午刻人如潮湧羣待補點、擠擁不堪。蓋先則一學一班、集候者僅數百人、此則各學屬至併為一班、集候者千余人、士子嘖有煩言。靜帥厚意、反不共見矣。

(240) 「浙閩統聞」(光緒十四年八月十八日付「申報」所載)

二場患病者甚多、故十三日放頭牌時、用門板抬出七人。內有一人、實已氣絕於熱鬧中、一直抬出、並無他人知覺。其余因病不能完卷經戚友統成者、不知凡幾。以氣候太熱故也。

(241) 「浙閩統聞」(光緒十四年八月十八日付「申報」所載)

靜帥本有放牌日不准給燭之約、至初十日夜三更後、場中人數尚多、內有百余人、直至東方既白、始各携具出場云。

(242) 「浙閩新聞」(光緒十四年八月二十一日付「申報」所載)

点名時刻、先期分單、臨時升砲換旂易牌。如此良法美意、豈有擁擠之患。即論杭府仁錢三學、原定午初點杭府學、午正點仁和學、未初點錢塘學。頭場遲、至未正杭府學尚未開點、三學士子早到齊矣。而二場則時甫已正、已將仁和學完、府仁兩學亦正點者僅三四十名、士子意均不服、補點時嘖有煩言。詎監臨衛靜帥立札府仁錢三學教

官、謂該學士習不端、該教職平時自必漫無管教、飭各記大過三次、三場点名時該教職等飭來貢院督率云云。故三學教官遵諭齊到、而喧嘩擁擠較二場為尤甚。更有異者、嵎臬点名時、有考生同一送考者入二門內、楚軍統領劉總戎双手拉送考者出外、考生輿論不允、竟致毆傷、考生於是羣起鼓譟、劉總戎避立靜帥座後、其勢洶洶、幾將釀禍。靜帥當堯粘諭、謂兵丁誤毆考生、本部院立飭查明、即將該兵斥革嚴辦、諸生各自歸舍、不得喧鬧云云。而考生謂既已查明該兵姓名、自應明白諭示、方知罪有攸歸、且毆考生者、明係統領官、乃以兵丁為詞、豈二品大員可飾辭以欺人耶、乃復乃喧鬧、不肯罷息。靜帥遂飭楚軍中官兵進至点名處、兩旁站圍、以防毆官之景。一面由提調豐觀察監試李大守帶同劉總戎親向諸生分說、并請總戎賠禮、一面由靜帥重出牌示、謂諭嵎臬諸生知悉、兵丁滋事當已嚴辦、如再吶喊滋鬧、本部院惟有恪遵 上諭辦理云云。幸首事諸生不知 上諭云。何時則杭城士子均到、杭人素感劉總戎戢兵安民且平日頗敬重讀書人、遂為魯仲連之排難解紛、以情理再三勸息、並言劉總戎統領楚軍中宮駐紮下城東北隅、時及十年、該宮兵從未滋事、總戎亦非赳赳者可比、其誤係出無心、況業經賠禮事亦可寢矣。大眾竭力阻勸、嵎臬始各歸舍、幸免鬧場之巨禍云。

②43 「浙事近錄」(光緒十四年八月二十四日付『申報』所載)

學海堂考廉、考試歷經設法嚴絕頂冒、終不能改其弊端。本月德靜山都轉、於十二日考課、凡頂冒者均在闈中、真可謂弊絕風清矣。

②44 「浙事近錄」(光緒十四年八月二十四日付『申報』所載)

文闈執事各員、自鄒觀察以下及巡檢未入凡奉差者、均於十七八日先後銷差、惟闈場弁兵仍照常巡察、未撤一棚。

②45 「浙事近錄」(光緒十四年八月二十四日付『申報』所載)



闈中臚錄所遞出信息、所臚頭場試卷、截至十九黎明為止臚者、僅一千四百卷、對讀所至十八黎明止計已發出者、共六千卷。

②46 「浙事近錄」(光緒十四年八月二十四日付「申報」所載)

初八日丁祭 至聖先師、例由巡撫主祭。茲以靜帥入闈監臨、特委許星台方伯代祭。至執事各生均以進場、未游庠者竟得躬襲盛典、誠榮幸之極矣。許方伯主祭禮畢、始到貢院点名。

②47 「浙事近錄」(光緒十四年八月二十四日付「申報」所載)

三場事畢、各府縣考生均先後束裝回里。挑担人夫利市十倍、竟有召侮、終日無人必命者。若万安橋以至太平橋大河一帶、二十日竟無一船可以庇備。聞係兩縣差役串同埠頭詐為捉差、以分船戶之利。省会大地胆敢串詐、致考生束裝待船、為民上者耳目固難周哉。

②48 「之江寒潮」(光緒十四年九月一日付「申報」所載)

浙闈臚錄、歷屆是寧波人居首、而尤鄞慈兩邑為奪標。老手總須俟鄞慈卷臚發過半、則他府方能陸續發臚、大官耳目絕無聞見、真具絕大神通也。今屆亦然、且臚錄所任人進出、論者比諸文王之圃、殊足哂矣。茲頭場卷甫於八月二十日夜間臚竣、二十一日晚始均由內收掌送內廉、監臨衛靜帥遂於二十二日午刻出闈回署。

②49 「之江寒潮」(光緒十四年九月一日付「申報」所載)

陰雨三日、考市清靜。各府士子均賦燭、与其未行者不過千百中之一二、各店鋪因尽將貨物裝箱收儲、擬一二日內停歇。詎至二十四日天色清明、本城各項人等齊至青雲街、購買各物、市面熱鬧不減。於場前、二十五則挨肩疊背、來往於市在大半婦女、故書坊玉器店磁器店三業、竟將售價拾高數倍、生意仍極熱鬧、亦歷屆鮮有之事也。

②60 「之江寒潮」(光緒十四年九月一日付『申報』所載)

浙閩揭曉之期、外間謠傳為十二日、有謂是初十者。竊意二場卷尚未閱完、典試者決不能先定日期宣告外官。紛傳之言、正不知何自來也。

②61 「浙閩近信」(光緒十四年九月十日付『申報』所載)

三場試卷一律謄完、初六日午後開放謄錄書手、其時爭先恐後、勢如潮湧。至放榜之期、聞定於十三日、未知確否。

②62 「浙閩近信」(光緒十四年九月十日付『申報』所載)

文闈事竣、接辦武闈、靜帥札委德都軫壽為提調官、唐觀察樹森為監試官、管帶湘軍水師左營駐防烏鎮張參戎培基為同考官。

②63 「揭曉改期」(光緒十四年九月十四日付『申報』所載)

浙省文闈、本定于十二亥正揭曉、茲以名作如林、校閱必須詳慎、遂改期十四日放榜。竊謂諸生之鵠袍入試者、自槐花黃後、盼至籬菊開時、無日不鸞企鶴翹、期早織登科之記、乃又榜期展緩、不幾令人秋水俱穿哉。雖然掄才大典、誠宜詳益加詳。昔蔣苕生太史所以有再然犀炬照波心、恐有明珠波底沈之句、彼向大主考其亦深体此意、是以必小心謹慎、不妨遲遲。我行歟、謹綴數言藉抒衆望。

②64 光緒十五年己丑恩科浙江省鄉試第一場試(四書第二題)「論語」[子張]篇

「子夏聞之曰。」……君子之道、孰先傳焉、孰後倦焉、譬諸草木、區以別矣。

②65 光緒十五年己丑恩科浙江省鄉試第一場試(四書第三題)「中庸」

「日月星辰繫焉、」  
「万物覆焉。」

256 光緒十五年己丑恩科浙江省鄉試第一場試（詩題「白居易七律「答客問杭州」第二句」）

賦得、与君約略說杭州（得州字、五言八韻）。

257 白居易・「答客問杭州」

為我踟躕停酒盞、与君約略說杭州。山名天竺堆青黛、湖号錢塘瀉「寫」綠油。大屋檐「簷」多裝鴈「雁」齒、小航船亦画龍頭。所嗟水路無三百、官繫何因得再遊。

258 光緒十五年己丑恩科浙江省鄉試第二場試（五經第一題「易經」「下經」「說卦伝」）

故水火相逮、雷風不相悖、山沢通气。

259 光緒十五年己丑恩科浙江省鄉試第二場試（五經第二題「書經」第二「皋陶謨」篇）

子欲聞六律五声八音、在治忽、以出納五言。汝聽。

260 光緒十五年己丑恩科浙江省鄉試第二場試（五經第三題「詩經」「国風」「鄭風」「大叔于田」篇）

兩服上襄、兩驂鴈行。叔在藪、火烈具揚。叔善射忌、又良御忌。抑磬控忌、抑縱送忌。

261 光緒十五年己丑恩科浙江省鄉試第二場試（五經第四題「春秋」「哀公十有三年」）

於越入吳。秋、公至自会（哀公十有三年）。

262 光緒十五年己丑恩科浙江省鄉試第二場試（五經第五題「礼記」第十九「樂記」篇）

「先王恥其乱、故制雅頌之声以道之、」使其声足樂而不流、使其文足論而不息、使其曲直繁瘠、廉肉、節奏、足以感動人之善心而已矣、「不使放心邪氣得接焉。」

〔浙撫閱闈〕（光緒十五年八月九日付『申報』所載）

初三日、崧振帥親臨貢院、大閱站團兵丁。自牌樓直至頭門、旗幟連雲、刀鎗耀日、極其整嚴。振帥徧閱各項後、升坐儀門演習所、立望竿懸燈。放砲各員均按步就班、悉合憲意。士子雲集、瞻仰新章、莫不交口而頌曰、盡美矣、又尽善也。

〔浙闈述事〕（光緒十五年八月二十二日付『申報』所載）

八月一日、崧振帥用黃紙恭錄 諭旨、以黃綢紮成綵亭、供諸天開文運大柵欄外、至初八日、移至貢院頭門、俾士子瞻仰 天顏、如在咫尺、庶幾諸恭將事、不致隕越貽羞、再於頭門左側建一層台、高與明遠樓、將派員在台下看守、至点名時、每点一起則登台放号砲一声。蓋高則其声遠傳、使各処望竿声聞、而將灯更換也。

〔浙闈述事〕（光緒十五年八月二十二日付『申報』所載）

去年正場有某甲、將題点貼明遠樓上、場外用千里鏡照之、悉畢見、故初八日下午早已佈通衙。此次崧振帥欲將積弊掃除、因將明遠樓第一層至第三層一律封鎖、不準考生遊玩、亦不用鼓手作樂。思患預防誠周且密也。

〔浙闈述事〕（光緒十五年八月二十二日付『申報』所載）

初八日首場、至傍晚封鎖号門、隨即查号蓋戳、第三日開門、諸生提籃而出。確守功令、並不滋愛喧譁。二三場亦然、足見崧振帥之辦理科場尽善尽美云。

〔浙闈述事〕（光緒十五年八月二十二日付『申報』所載）

登藍榜者、首場共三十三人、其中不完卷者八人、白卷者四人、添註塗改違式者九人、草稿不全者三人、詩無草稿者四人、違例出号例应扣除者一人、至十一日寅刻不繳卷者一人。二場共十九人、火燒卷面者三人、添註塗改違

式者二人、白卷者四人、不完卷者八人、至十三日寅刻不繳者一人、未繳卷者一人。

②86 「浙閩述事」(光緒十五年八月二十二日付『申報』所載)

初九日首場、天時炎熱、士子患痧症者甚多。有鳴字号考生、帶病入場、初九夜十下鐘時、忽然腹痛聲嘶、且吐且瀉、号軍稟請号官昇至二門篷廠下、不多時魂已離體、齋志以終矣。初十日放牌時、經人以被蒙首扶掖而出、偽為未死者然、蓋以免牆頭吊出之慘也。來字三十余号、有湖州考生、完卷後收拾考具、意繳卷出場、忽患急痧、四肢不能移動、僵臥号舍、宛軀呻吟。鄰号樊君恭壽、以辟瘟丹調、水灌入口中、復請号官着水夫扶出、後未知性命如何也。

②89 「浙省放榜日期」(光緒十五年九月三日付『申報』所載)

風聞、浙閩定於九月十三日寅刻揭曉、未知確否。賦鹿鳴諸君、將拭目而俟、傾耳而聽矣。

②90 光緒十五年己丑恩科浙江省鄉試考官を誹謗する聯

旧有文名、李仲約無妨約略。新開鼎記、陳伯商大可商量。

②91 李慈銘：光緒十七年六月十二日付『越縵堂日記』

李端遇、齷齪下流、不辨文字。連主江浙、士林駭歎。

②92 光緒十七年辛卯科浙江省鄉試第一場試(四書第一題)「論語」[為政]篇

子張學干祿。子曰、多聞闕疑、慎言其餘、則寡尤。多見闕殆、慎行其餘、則寡悔。言寡尤、行寡悔、祿在其中矣。

②93 光緒十七年辛卯科浙江省鄉試第一場試(四書第二題)「中庸」

旅酬下為上、「所以逮賤也。」

②74 光緒十七年辛卯科浙江省鄉試第一場試（四書第三題「孟子」「滕文公章句上」）

「孟子曰、……」「序者養也、校者教也、」序者射也、「夏曰校、殷曰序、周曰庠。」

②75 光緒十七年辛卯科浙江省鄉試第一場試（詩題「杜甫「夔府書懷四十韻」詩第七十三句」）

賦得、賞月延秋桂（得秋字、五言八韻）。

②76 杜甫「夔府書懷四十韻」

昔罷河西尉、初興薊北師。不才名位晚、敢恨省郎遲。扈聖崆峒日、端居灑灑時。萍流仍吸引、樗散尚恩慈。遂阻雲台宿、常懷湛露詩。翠華森遠矣、白首颯淒其。拙被林泉滯、生逢酒賦欺。文園終寂寞、漢閣自磷緇。病隔君臣議、慚紆德沢私。揚鑣驚主辱、拔劍撥年衰。社稷經綸地、風雲際會期。血流紛在眼、涕灑亂交頤。四瀆樓船汎、中原鼓角悲。賊壕連白翟、戰瓦落丹墀。先帝嚴靈寢、宗臣切受遺。恒山猶突騎、遼海競張旗。田父嗟膠漆、行人避蒺藜。綏戎存大体、降將飾卑詞。楚貢何年絕、堯封旧俗疑。長吁翻北寇、一望卷西夷。不必陪玄圃、超然待貝茨。凶兵鑄農器、講殿闢書帷。廟算高難測、天憂實在茲。形容真潦倒、答効莫支持。使者分王命、羣公各典司。恐乖均賦斂、不似問瘡痍。万里煩供給、孤城最怨思。綠林寧小患、雲夢欲難追。即事須嘗胆、蒼生可察眉。議堂猶集鳳、貞觀是元龜。处处喧飛檄、家家急競錐。蕭軍安不定、蜀使下何之。釣瀨疎墳籍、耕巖進奕棋。地蒸余破扇、冬暖更織絺。豺遶哀登楚、麟傷泣象尼。衣冠迷適越、藻繪憶遊睢。賞月延秋桂、傾陽逐露葵。大庭終反樸、京觀且僵尸。高枕虛眠昼、哀歌欲和誰。南宮載君業、凡百慎交綏。

②77 光緒十七年辛卯科浙江省鄉試第二場試（五經第一題「易經」四「蒙」篇）

九二包蒙、吉。「納婦、吉。子克家。」

276 光緒十七年辛卯科浙江省鄉試第二場試（五經第二題）『書經』第三「禹貢」篇（）

「又東至漣、過九江、至于東陵。」東進北、合于匯、「東為中江、入于海。」

279 光緒十七年辛卯科浙江省鄉試第二場試（五經第三題）『詩經』「小雅」「鴻雁之什」「斯干」篇（）

「似統妣祖。」築室百堵、西南其戶、「爰居爰處、爰笑爰語。」

280 光緒十七年辛卯科浙江省鄉試第二場試（五經第四題）『春秋』「桓公六年」

「春、正月。」寔來。（桓公六年）。

281 光緒十七年辛卯科浙江省鄉試第二場試（五經第五題）『禮記』第四十「投壺」篇（）

已揖受矢、進即兩楹間、退反位、揖賁就筵。司射進度壺、間以二矢半。反位、設中東面、執八算興。

282 光緒十七年辛卯科浙江省鄉試第三場試（策五道之一）

問。安上治民、莫善於禮。大夫士祭禮、自饋食始、而天子諸侯廟祭、尚有裸及朝踐諸節、其次序若何。豚解体  
會之法、陰厭陽厭之義、能觀縷言之歟。繹與饋尸、饋尸與不饋尸、又異、或謂大夫亦得稱繹、於何徵之。鄉  
飲酒有四、大射有三、鄉射及主皮之射、各有二、可臚舉歟。饗食燕三者、以何為重、其異同奚若。門制與朝  
位相表裏、五門三朝、絜者各殊、果孰正歟。特性注東房、房中之東當夾北、西堂西來之前近南、或謂鄭注東  
房未的、而言夾制甚精、曷證明之歟。鄭君定周制冕服為九章、後儒多非之、因謂周制天子亦十二章、然歟否  
歟。玉藻前後邃延、或云冕無後旒、其說有據否。采就之就、孔賈絜為等、則十二就九就不可通、能糾其違失  
歟。周禮有醢無醢、禮記有醢無醢、義同名異、試詳絜之。

国家礼学昌明、学者参稽有素、其抒所心得以对。

(285) 光緒十七年辛卯科浙江省鄉試第三場試(策五道之一)

問。外史掌方志。會稽典錄本是郡書、而篇卷互異。此外如先賢後賢傳像讚之類、能否觀陳。余如賀循孔靈符未育之書、徵引尚多、而會稽旧記十城地志之属、亦間存逸文。吳興山墟名及吳興錢塘東陽永嘉諸記、撰自誰氏。吳會分地記及天台山銘山圖、引見何書、可得而言歟。天水一朝志乘尤具。臨安則周潛施後先所撰、何卷缺遺。四明則羅梅劉纂統之前何人創始。會稽則施張之作分目、繁簡不同。嚴州則陳鄭方諸家、卷首体裁特別。高似孫鄒錄怪洪之譏、允否。陳耆卿赤城志叙述之法、善歟。十朋之賦注家有幾常棠之志卷葉、若何。吳興詩集哀輯者、誰。明越風物、命名何義。洞霄圖志提举姓名、能否搜補。武林旧事編載義例略、放何書。若夫、至元嘉禾碑、版補歐趙之闕。大德昌國簡核、為康韓所資。故書雅記、桑梓遺聞、盍博稽而詳說之。

(284) 光緒十七年辛卯科浙江省鄉試第三場試(策五道之三)

問。翻切之学、始於孫炎。何以、服子慎鄭康成、已為羣經作音。陸元朗积文所采、魏晉以下凡若干家其所未采。見六朝史傳隋唐箸錄者、尚夥、試約举之。陸氏條例、先者為優、後者為劣、所取得、其平歟。旧時經本注疏与积音各自為書附音之本、始於何時。有附於注後疏前者、有綵附末卷之後者、能析言之歟。孫宣公孟子音宋公序國語音、旧刻凡幾、以何本為善。史漢音義、無慮數十家、稽其卷數、何詳略不同。正史之外兼及編年、凡有音書所宜臚列。六朝学尚老莊、是以陸氏列之羣經之末。他若淮南鴻烈、是非否高誘所音。列子积文、誰補敬順之闕。食經本草、堪證詩騷之疏。竺典道書、実開紐弄之例。周髀九章、乃曠人之緒言。楚辭百賦、為選樓之一体。前人並有為之音者、放失旧聞、藉以考見方今。



天子聖哲、薄海同文。蓋學所知、以徵実学。

②85 光緒十七年辛卯科浙江省鄉試第三場試（策五道之四）

問。保氏六芸、數居其一。九數之目、見於鄭注。鄭所謂今有応作、何解。或以夕桀為字誤、其說信否。王制周尺步法、先儒推算、皆与記文里畝之數不合、果以何說為的歟。臬氏之量、深尺內方尺而圖其外、或以方尺為容積、然歟、否歟。立天元之術、自元李冶、而明然、宋初已有立一之法、於何書徵之。句股積与句弦和、求句股弦、其法若何。平圓周率、祖冲之所定、或以為盈、或以為朒、而諸家所定又各不同、果以何數為得歟。開方之法、有屢用略近之根除積者、其法若何、以較步法果孰優歟。橢圓求周、有取葛生纏木之意立術者、得數較弱、其誤安在。對數表、用之乘除開方、位數過多、則運算較難、転不如常法之簡易、然則對數果為何術設歟。我

朝数学之精、超軼前代多士。其詳陳母隱。

②86 光緒十七年辛卯科浙江省鄉試第三場試（策五道之五）

問。稽山頌德、已非秦相旧文、窆室題銘、実為漢人遺迹、堂邑二刻、洪趙箸錄、何以不同。黃開一甌、樓姜所崇得、母過当、史陵為登善所自出、李邕有慧明之沿、譚墨妙顏碑、縉雲李篆宦轍所臨、名蹟非一能縷述之歟。開元以後、浙之能書者、称范的胡季良、其所写碑、若者尚存、若者已佚。至如白雲春草是否謝客留題、青霞洞天詎有仙人遺句、凡茲傳会、宜從刊正。李蕃即蘇、錢鏐非鍾、茶山之為茶山、茂艸之為茂艸、雖祇一字、足補六書。三老諱字之記、攷在何年、吳越建元之號、見諸何刻。他若青林石屋雁山龍湫、錄其題名、可訂史伝、皆嗜古之士所当考索者也。見聞所及其箸於篇。

②87 「浙閩談助」(光緒十七年八月十一日付『申報』所載)

浙閩調簾各員、已登報牘。茲又奉署藩司龔方伯、添委准補嚴州同知吳司馬蓉、候補臬陳大令作基、均於初二日至撫署考試、以昭慎重。

②88 「浙閩談助」(光緒十七年八月十一日付『申報』所載)

各府□臚錄腰牌、初三日在豐樂橋松嵐閣茶室會齊定值領取、本科牌值昂貴、自午後起直至夕陽西下、尚未說定。風聞、合所臚錄買牌統計、鷹餅三百余枚云。

②89 「浙閩談助」(光緒十七年八月十一日付『申報』所載)

初六日已刻進簾。正副主試李、費兩星使、撫憲崧振帥、署藩司龔方伯、署臬司唐廉訪、提調王觀察、監試郭太守、學憲潘宗師、排列全副儀仗、出撫轅東轅門、過通江橋大街、進青雲街、至貢院。潘宗師循例送至半途、即行回署。是日也、貢院明經取士牌樓起、直至儀門、文武員弁及各營兵勇、站立兩旁、戎裝整肅、旌旆飛揚。道旁觀看者、扶老携幼、人山人海、熱鬧之揚、於斯為盛。

②90 「浙閩談助」(光緒十七年八月十一日付『申報』所載)

撫憲崧振帥、近日選精銳營兵、駐守教堂及西人住宅、日夜梭巡。振帥蓋以監臨入閩、誠恐匪徒乘間竊發故、作未雨綢繆之計也。

②91 「浙閩談助」(光緒十七年八月十一日付『申報』所載)

棍徒之冒作者生開場聚賭者、業經府臬及上中下段保甲委員出示嚴禁三令五申、縱不敢明目張胆、仍不免小試其技。聞某日仁和臬高大令、飭差密拿賭棍、分別答責、復枷號衆安橋直街、以昭炯戒。

②92 「浙閩叢話」(光緒十七年八月十五日付「申報」所載)

省垣士子於初八日進場、定於卯初開點、仍分五路十起。第一起東左衢州府屬、東右嘉興府屬、西左湖州府屬、西右紹興府屬、挨時挨次遞進、而中路則官旗教陰排列。第十起聽點畢在未正時候、當時封門、已是申初一刻矣。

②93 「浙閩叢話」(光緒十七年八月十五日付「申報」所載)

上屆鄉試進點時、士子擁擠於貢院左右牌樓大柵欄外、不勝其苦、本科創建十一府考棚、天時又復晴明、各府州縣考生散布於棚下、隨牌序進、頗覺寬暢。一洗從前擁擠之弊、與考者莫不頌撫憲崧大中丞之德政也。

②94 「浙閩叢話」(光緒十七年八月十五日付「申報」所載)

振帥因送考人等易於擁擠、上屆已派官兵、於号房上写明接送考具四字、代士子肩負考籃考凳之屬、而送考者不許進柵欄內。士子因其勞苦、或給以勞金數十文、而官規森嚴、不敢爭論。本科改用城守營勇、此等人皆有兵之名、無兵之美、藉糧以度日者也、當日進場時、接送考具之資、與士子爭多嫌少。至十日出場、皆擁擠於頭門口、幾不得其門而出、甚至搶奪考具、籃頭凳脚被其跌損撞壞者、較埠夫送考等人、更不堪其擾、及至左右牌樓、又復索取酒力、多多益善。故凡事一利必有一弊、欲使士子息其勞、反使士子受其累。可慨也夫。

②95 「浙閩叢話」(光緒十七年八月十五日付「申報」所載)

場內号灯、改用洋鉄方式。灯四面鑲嵌玻璃、標以某号字樣、徹夜照同白昼云。

②96 「浙閩叢話」(光緒十七年八月十五日付「申報」所載)

鉄管運水、以紅色方旗為号、運水台上見有旗懸挂、知閩內需水、急將水挑至櫃中、使源源而進、庶無間斷。閩內照料水管者、另派人夫、給以白布背心、前後用紅字写明照料鉄管水夫六字。聞說、各所皆派運水夫役、每日夜

約放三四次、而水則澄清可愛、非復從前之土汗泥漿也。

〔297〕「浙閩叢話」(光緒十七年八月十五日付『申報』所載)

初十日八點鐘放頭牌約有一千余人、二牌十一點鐘、三牌一點鐘、自四牌以後即所謂流水牌、隨繳隨放也。

〔298〕「浙閩叢話」(光緒十七年八月二十二日付『申報』所載)

前報紀杭垣貢院運水用方式紅旗為号云云、茲悉旗用紅白一色、以竹為竿、揭於左右号舍、緊對闌外運水処。水缺將運、則豎白旗、取金生水之意、故水夫亦皆穿白布号褂。水漏止運、則豎紅旗、取水火不相及之意也。

〔299〕「浙閩叢話」(光緒十七年八月二十二日付『申報』所載)

頭二場繳卷時、号官均坐於号口、隨出隨鎖、各士子不准復入号中東奔西走、以免伝遞。即在龍門外夾道中者、亦須提籃至堂上、復提籃而下。其防弊於闈內者、不可謂不嚴矣。

〔300〕「浙閩叢話」(光緒十七年八月二十二日付『申報』所載)

登藍榜者、頭場共得六十二人、二場八十余人、三場百余人。大約違式者最多、白卷及不定卷者不過數人而已。

〔301〕「浙閩叢話」(光緒十七年八月二十二日付『申報』所載)

考生給發月餅、例在第三場。此次崧振帥於二場時另給三元餅、上印監臨製送四字、旁署胡恒昌店号小戳。

〔302〕「浙閩叢話」(光緒十七年八月二十二日付『申報』所載)

第三場放牌、功令在十六日、因士子空策居多、而考官每每通融辦理、即於十五日放頭牌、積久變為旧章。本科振帥欲照功令、不料考生繳卷者絡繹不絕、均在龍門上下等候放牌。人言嘈雜、至傍晚呼号之声驚聞內外、不得已仍於十五日上灯時放出三四千人、而掃場則已在十六日二砲時矣。

303 「浙閩叢話」(光緒十七年八月二十二日付『申報』所載)

棘闥之外、圍牆三面、均有夾道、封閉不通。本科至公堂牆外、開左右兩小門。夾道派楚營兵丁駐紮、但夾道甚狹、均是在是處瞭望亭上住宿。明遠樓仍照上屆封鎖、不用鼓手、庶免士子登樓觀望云。

304 「浙閩叢話」(光緒十七年八月二十二日付『申報』所載)

十六日八點鐘、振帥暨提調、監試端坐至公堂上、忽有操楚音之哨官與駐閩楚軍喃喃耳語。各軍陡露張皇之色、急著号褂、至堂簷下兩旁站立、俄見衣冠者從二門遠遠而來。識者說此即省防統領劉總戎祥勝也。既而登堂、由堂之左繞道至振帥公案前、振帥即出位、立談約刻許、退至堂右、與紅頂花翎之武員坐談半點余鐘。楚軍站立者、俟總戎去後、始各散去。

305 「浙閩叢話」(光緒十七年八月二十二日付『申報』所載)

三場点名時、有余杭生甲乙兩人。甲則年老、顧乙代接試卷。乙先將考具負至号舍、安置妥當、然後出二門接卷、進出有三四次。振帥見之、即飭營兵獲住、查出卷票兩張、復傳甲至、大加訓飭、姑念年老、仍使入場、乙以不遵功令將卷票勾除、揮諸大門之外。

306 「浙閩叢話」(光緒十七年八月二十二日付『申報』所載)

頭二三場、天氣晴朗、十六日午後始有小雨。惟日間太暖、入夜太涼、易於感冒、故場中患吐瀉者甚多。二場時、太平與某生十二日午後忽然上吐下瀉、勢甚危急、即傳官醫、生診視服藥罔效、延至三更時、名登鬼錄。嗚呼慘已。

307 「平湖秋月」(光緒十七年八月二十六日付『申報』所載)

學憲潘嶧琴宗師、錄取辛卯科優生、定於八月二十五日在試院會考。

③06 「平湖秋月」(光緒十七年八月二十六日付『申報』所載)

風聞、秋試首场試卷已於八月十九日一律騰竣、撫憲崧振帥於二十二日暫出棘園。

③07 「平湖秋月」(光緒十七年八月二十六日付『申報』所載)

十九日下午、有甲乙兩人、頭戴棕纓帽、身穿白夏布長衫、混入貢院中。護院楚軍見其形迹可疑、且身畔並無腰牌懸掛、即行獲住、送臬究懲。噫、衡才重地、閱防何等森嚴、乃敢出入自由、以身試法、謂非自貽伊戚而何。

③10 「錢塘魚塘」(光緒十七年八月二十八日付『申報』所載)

浙省科場自奉 上諭整頓後、崧帥悉心參考。凡事之易生弊竇者皆預為防御、削除積習、創立新章。本科自点名以至繳卷、規矩森嚴、士子皆恪遵 功令、不敢稍越範圍。無如鄉里之謠詠者、仍謂首场題紙於初九日清晨飛遞場外、且謂外槍共有三班、鄭班為首、紹班次之、杭班又其次也。至於如何進出、箇中人自有融通、非局外所□。擬議傳聞如此、錄之以符日報之例。是真是贗、豈執筆者所得知耶。

③11 「錢塘魚塘」(光緒十七年八月二十八日付『申報』所載)

青雲街考市、聞較上屆稍稍生色。現在各店皆將收拾旋里、是以售價格外從廉、購者絡繹於途、頗為擠擁。更有粉白黛綠之輩、呼姊□妹、選買翠玉簪環、輕薄少年、左之右之、任意評頭品足、誠惡習也。

③12 「錢塘魚塘」(光緒十七年八月二十八日付『申報』所載)

八月十八日看潮於錢江之上、誠壯觀也。近有嚴州府甲乙兩考生、至三郎廟看潮、堤狹人稠、似嫌擠擁、散步至沙灘平衍處、立而候之。適有賣水果者、提籃過其地、笑而言曰、此處不可久立、恐為潮淹去。甲乙不信其言、俄而潮至、避之不及、竟爾携手赴龍宮、跡迹杳然、並無屍親尋覓。噫、若此生者自取其咎、於人何尤。

③① 「西湖拾零」(光緒十七年八月三十日付「申報」所載)

浙江文闈臚錄所家丁某甲、藏匿首场試卷五本、勒索臚錄生出資贖取、每卷需洋銀六元、復情人向挑首說合。初擬公所公派、以後為數不多、恐效尤者日起、欲壑難填、不如先下手為強、於是聚集多人、声称稟訴提調。事為提調王觀察所聞、立即查辦。不分首從、共□六人、判令荷校貢院頭門前、滿月責罰。風聞、臚錄官俟出闈後、亦須照例擬死云。

③② 「西湖拾零」(光緒十七年八月三十日付「申報」所載)

前紀首场試卷於八月十九日一律騰竣、崧振帥擬於廿二日出闈、茲悉首场試卷實於廿一日告竣、振帥仍於廿二日辰刻回轅。

③③ 「西湖拾零」(光緒十七年八月三十日付「申報」所載)

慈谿某生租屋貢院西首某丁家。丁有女、年已及笄、雖生長小家、而略通文字、與生僅一板之隔、每聞生夜讀、女亦學誦千家詩、以結翰墨緣、久之□不避嫌疑、互相來往。及試畢、生即料理行囊、辭別而去、翌晨女亦不知所之。現聞、丁將往生處、與問罪之師云。

③④ 「浙閩紀事」(光緒十七年九月六日付「申報」所載)

前報紀臚錄所家丁藏匿試卷一事、茲悉當日臚錄各所領得首场試卷後、忽失三卷、徧尋無跡、正欲□其名□□□□示、忽有某家丁嗤嗤冷笑曰、嘻、愚哉、不問人而問狐哉。失卷者知其言中有物、倩人暗地說合。家丁竟承認不諱、堅索洋銀三十元、若少絲毫、即不能完璧歸趙、無奈如數湊集、向之贖回。事為把門之某署差役所聞、代抱不平謂、此風一開、二三場如何辦法、遂加集同事、逕向提調稟陳。提調王觀察立至監臨行台、稟請示下。崧振帥

勃然大怒謂、科場重地、竟敢明目張胆匿卷索財、此而不懲、尚復成何事体乎、即著將家丁網綁、恭請 王命梟首示衆。觀察無從設法、唯唯而退、急伝二県商量。仁和県高大令人見振帥、再三懇請將犯事人帶回從重究治、旋各答一三板、枷号貢院頭門。八月廿七日振帥復入棘、聞犯事者沿途跪求、遂即開釈。

③17 「浙閩紀事」(光緒十七年九月六日付「申報」所載)

日内首二場試卷均已騰竣、揭曉之期擬在九月十一日。丹成九転、温那將開、吉語伝來、当是指顧問事矣。

③18 光緒十七年辛卯科浙江省鄉試考官を誹謗する聯

木子公木不可言、偏於両浙有縁、無端遇合。弗貝兄弗為已甚、但有千金相贈、拳念慈祥。

③19 李慈銘 光緒十八年一月二十七日付「越縵堂日記」

費杞懷編修(念慈)來。以所取浙江闈墨見詒。杞懷年少好学、取文亦尚可觀。而浙人力詆之謂其關節著明。(外間伝一聯、語云、此子木而不仁、居然両次衡文、無端遇合、有貝弗求胡獲、但得千金為贖、拳念慈悲。皆関合両主司姓名也。)衆口藉々、至今未已。且聞有訟之浙撫者、不可解也。

二 注(数字は注番号)

254 李慈銘…光緒十五年十月十四日付「越縵堂日記」

夜為湖南人秦子質舍人(炳直)画摺扇。此夏間陶秀充為持來。後子獻婁為言之、昨又属僧喜転告為写。樹々皆秋色、山々惟落暉、用大癡淺絳法、補以茅蓋竹亭、一人紅衣獨立統両語云、空亭誰獨立、日暮憺忘帰、年老事忙、尚為人役。此事亦聊以写吾意耳。



276 李慈銘：光緒十五年九月十七日付『越縵堂日記』

得攷夫書、送來電報局浙榜。解元高寶鑾嘉興副貢。吾越中二十九人、山陰七人、會稽八人、皆不識姓名少年也。王舟瑤亦雋、台州祇此一人。

276 李慈銘：光緒十五年九月二十八日付『越縵堂日記』

作書致仲弢、取浙江官板題名錄閱之。今年加 恩額一百三十七名。紹郡得三十二人、府学三人、山陰六人、會稽十人、蕭山七人、上虞二人、諸暨余姚新昌嵊縣各一人、最高者、新昌廩生童学琦、年僅二十一、中第三、次則第八名沈宝琛、紹府附生、次則十一名馮景星、山陰廩生、年四十六歲、次則十六名韓拜旒、蕭山優貢、十八名胡道南、山陰廩生、廿三名蔡元培、山陰附生。廿九名俞蔭森、會稽增生、最低者、一百三十二名陳常夏、會稽廩貢、皆不知其人也。錢塘得十四人、為最多。台州中三人、王舟瑤中第一百名。五策題皆簡潔、第一道問、經学多拳大義最精雅合古法。同考官楊鑑光（青田縣知縣）、広東三水、己卯舉人、朶如正（即用知縣）、雲南昆明、丙子進士、宦（刻本作此字。後問介唐、言甲戌同年皆備以宦老爺為象音。及若農師入都、詢之、言闈中嘗問其是官是宦、答作象音）懋和、貴州遵義、甲戌進士、皆可入希姓錄。楊姓為嶺南大族、多有登鄉榜入仕者、聞其音（字典音宜）似權、不知何義也。……今年江南監臨至入之章奏、而江浙諸省第三場、又皆不依坐号、十五為朋、乱踞數屋、一人捉筆、衆手檢書、主司欲得真才、反収没字、此不特以外鼠為璞玉、蘆菔為人藎矣。

295 王文韶：光緒十七年九月十八日付『王文韶日記』

見浙江題名錄、杭府中二十八名、内杭府五名、仁和、十二名、錢塘四名、海寧州三名、余杭四名、熟人口孫補山（樹義）一人。近二十年來寧波一屬最盛、杭州久已瞠乎在後、本科寧屬中二十四人、風氣又当漸振矣。